

らんこ申出でたのであつた。大久保は渡りに船を喜んで大隈に内意を傳へ此の大任を三菱に託したのである。

「蕃地海運申付候條、格別盡力便利相成候様、可致候事。」と云ふ臺灣事務局の辭令は、七月二十八日に三菱に下附されたのである。然るに世上では、彌太郎が大隈や大久保に對し暗中飛躍を試み、彼等を籠絡して此の利権を獲得したとの説をなす者があるが、當時はまだ大隈と三菱との間にさほどの關係はなかつたと思ふのが至當であらう。此の軍需輸送の大任を引受けたのは、要するに郵便蒸汽の衰退と其の愚かしき商策の結果で、二つしかない會社の中で一つが駄目ならもう一に行くのは當然ではないか。殊に今日と違つて、當時の日本に於ては征蕃と云ふ事は全力的な仕事である。簡単に情實ばかりで動くと思ふことは、餘りに當時の情勢を無視した話である。リゼンドルの推薦を大久保が採用し、大隈がそれを指令したと思ふのが當然である。

二

征蕃役に於ける三菱の活動は素晴らしいものであつた。郵便蒸汽も多少の兵器彈藥の輸送を引受けたが、その成績は到底三菱に比すべくもなかつた。三菱は七月二十八日には東海丸を政府から

託せられ、八月二日には金川丸を受託すると思ふ風に、順風に帆を擧げる如く軍需輸送を行つたのである。一方蕃地に赴いた征討軍は、小兒の手を捻るが如き有様を以て蕃地を征服した。五月二十三日の第一戦以來、僅か三ヶ月位で蕃地は全く我が威風に靡いたのである。

九月には大久保が自ら全權辦理大臣として清國に赴き、清國代表と會談すること七回に及び遂に英國公使の調停に依つて、十月三十一日を以て無事に調印することが出来た。

此の征蕃の役に動かした兵員は全部で三千六百五十八人で、之を輸送した軍艦が五隻、運送船が十三隻あつたと思ふことである。そして此の役に於ける死者は五百七十三人、内五百六十二人までが病死で、戦死は僅かに十二人、負傷者は十七人と思ふのである。(白柳氏著岩崎彌太郎傳参照)處が此の軍費は如何と思ふに、軍事費三百六十一萬八千五百九十九圓と汽船購入費百四十七萬六千八百弗で、此を換算した總計が七百七十一萬餘圓と思ふ莫大なものであつた。そして清國から得た金は僅か五十萬兩で、之を邦貨に換算すれば七十八萬圓に過ぎなかつた。如何に失職武士の蜂起を恐れたかは云へ、當時の日本の財政から見て大きな犠牲であつた。彌太郎は此の戦役に於て充分にその眞價を示す事が出来た。彼は聊かも凝滞なく完全に使命を果たしたのである。大久保は此に依つて彌太郎の卓越せる手腕を認めざるを得なかつた。彼等は彌太郎の勳功を賞しそ

の將來爲すべきを信じて、前述の十三隻の汽船を引續ぎ使用せしめたのである。此頃の彌太郎は既に大久保や大隈と親交を結んでゐた。極端に云へば彼等は彌太郎の自家築籠中のものになつてゐたのである。十三隻の汽船を無償で引受けた彌太郎は、衰殘の敵大日本郵便汽船會社を完膚なき迄に追ひまくつたのである。

その頃三菱にまつて、もう一つの強敵は米國太平洋汽船會社であつた。同社は明治三年より其航路を桑港より横濱に達し、更に横濱より神戸長崎を経て上海に達するの支線を開いてゐたのである。大久保は之を見て沿海の航權が彼の專有に歸さんことを憂へたのである。彼は我國商船管掌事務を整理して、我が海運を隆盛ならしめ、以て外人に依る沿海航權の壟斷を防がうとした。そこで、明治八年五月に、左の如き商船管掌事務に關する三様の方法考案を、政府に呈出したのである。

- 一、政府ハ此人民ヲ獨歩成立シ得ヘキ者ト看做ストキハ、唯其規則條例ヲ設爲シ此人民ヲシテ之ヲ遵守セシメ、以テ保護ノ職分ヲ盡スナリ。
- 一、政府ハ此人民ヲ看テ未ダ獨歩成立スルノ時ニ至ラサル者ト做サハ、姑ク其ノ恩威ヲ以テ廣ク邦内ノ諸船主ニ諭シテ聯合結合セシメ、是ニ政府所有ノ船舶ヲ下與シ、且他ノ方法ヲ以

テ之ヲ補助シ以テ之ヲ成立セシメ、又商船私學ノ設立ヲ命シテ海員ヲ教育セシメ、漸次政府ノ規則條例ヲ遵守シ得ヘキ程度ニ之ヲ教導スルナリ。

- 三、政府ハ此人民ヲ以テ未タ第二方法ヲ以テ、教導スルノ域ニモ達シ得サル者ト看做ストキハ政府自ら回漕運輸ノ業ヲ執リ、已ニ政府ニ有スル船及其他ノ船ヲ買上ケ、吾輩海及ヒ清國上海等ノ間ニ回漕シ、獨リ其利ヲ專ニスルノ方法ヲ畫シ、且商船官學等ヲ設立シ官費ヲ以テ此海員ヲ教育シ、政府自ら定ムル所ノ規則條例ヲ自ら使役スル所ノ官吏備人ヲシテ遵守セシムルナリ。

(三菱會社内幕秘聞録參照)

此の三ヶ條の中の何れをみるか云ふことに關し、政府部内に種々議論が起つた。然るに廟議は第二方法の考案を以て施行すべしと云ふことに決した。これは明治八年七月のことであつた。その頃郵便蒸氣はその命の綱を恃んでゐた六十萬圓の補助金は取上げられ、且つ三菱の猛襲に辟易して全くその進退に窮するの状態であつた。同社は到底再起するの難きを自覺し、その所有船の買上を政府に懇請したのである。そんな状態であつたので大久保は郵便蒸氣の嘆願を採用して其の所有船舶を買收し、同時に三菱を保護しようとした。三菱は固より彌太郎一個の私業なので之を改正して三菱會社の公業とし、更に彌太郎を社長とし命令書を與ふるの日より改めて同社

開業の第一日たらしめようとした。こゝに於て政府は所有の汽船十三隻を郵便蒸氣から買上げた十八隻を三菱に下付し、其の航路を上海に延長せしめた。政府が三菱に内外定期航路を起させた目的は、世評の如く彌太郎の私腹を肥やせる爲めではなくて、危殆に瀕せる我が沿岸の航海權を彌太郎に依つて奪還せんを企てたに過ぎない。三菱は此の目的の爲に敢然と立ち上つたのである。政府が年二十五萬圓の助成金を給付したのも當然の處置と云はねばならない。

こゝに一寸附け加へておくが、彌太郎は明治七年四月一日に、三菱商會の本店を東京に移し同八年五月一日にはその名を三菱汽船會社と改稱した。そして九月十八日には更に郵便汽船三菱會社と改めたのである。

三

三菱會社が政府から接受した第一命令書は左の如きものであつた。

「今般本邦海運ノ事業ヲ擴張セシムヘキ目的ヲ以テ、別紙船名籍ニ記載スル東京丸外十二艘ノ汽船及ヒ是ニ屬スル諸器械トモ無代價ニテ其社ヘ下渡シ、且其運航費助成金トシテ一ケ年金二十五萬圓ヲ給與候ニ付左ノ箇條ノ通り可相心得事。

第一條

一、右各船ハ下ケ渡シタル當日ヨリ其社ノ所有船ト明告シ、且其所有ニ任スト雖モ、之ヲ賣拂或ハ質入各船及助成金ヲ抵當トシテ他ヨリ借財スヘカラス。若シ事業ノ進擧ヲ謀ルカ爲ニ之ヲ賣拂或ハ質入シ、或ハ抵當トシテ借財シ或ハ便宜ニ依リテ解船スルコトアラハ、豫メ其理由ヲ開申シ許可ヲ得テ後着手スヘシ。

第二條

一、期間中、何等ノ事故ト原由ヲ問ハス閉社或ハ解社セハ、其損益中ニ此船代價ヲ算入セス、總テ之ヲ返納スヘシ、尤許可ヲ得テ後質入シ或ハ抵當トナシタル分ハ、其計算中ニ加テ妨ナシトス。

第三條

一、各船トモ船長其他ノ士員水火夫ニ至ルマテ、熟練優等之中外人ヲ精選シテ乗組シムヘシ。又當寮或ハ其筋ヨリ試験ヲ要スル時ハ毎時其命ヲ奉スヘシ。

第四條

一、各船ノ船體及機械等之修繕掃除ハ毫モ怠ルヘカラス、當寮或ハ其筋ヨリ時々コレカ検査ヲ爲

シ、之レニ就テ指令スルコトアラハ、其命ニ悖ルヘカラス。

第五條

一、乗組士員等之試験、船體機械及ヒ會計ノ検査其他之命令ニ就テ、其社ノ事務ヲ妨害シ或ハ損失ヲ生セサル様注意スヘシ。若シ爲ニ妨害損失ヲ生スルトキハ、之ヲ辨明シ或ハ其償ヲ請求スルコトヲ得ヘシ。

第六條

一、上海ヘノ運行ハ従前ノ如クシ、内國環海之定期運航ト計算相當ヲ目途トシ、協議ヲ以テ漸次開申セシムルトキハ別ニ相當ノ助成金ヲ給與スヘシ。

第七條

一、會計ハ最モ精確ニシ、毎月月報表ヲ差出シ、當寮或ハ其筋ノ検査ヲ受クヘシ。若シ其會計ニ亂雜アレハ命シテ之ヲ整理セシメ、冗費アレハ又省減セシムヘシ。

第八條

一、郵便物及ヒ是ニ屬スル器物ハ、一船一度ノ重量百貫目迄ハ無賃、百貫目以上ハ現時相當ノ賃ニテ運送シ、且其運送方法ハ總テ當寮ノ規則ヲ守ルヘシ。又郵便船ト定ムル分ノ發着時日當

寮ノ指令ニ遵フヘシ。

第九條

一、其社ノ固有船ハ勿論、右各船ト雖モ運用方法ハ其社之都合ニ任スヘシ。然レトモ若シ船上必需之備用品ニ缺乏アリ、或ハ危險不安之舉行アルカ如キハ命シテ之ヲ備ヘシメ、或ハ命シテ之ヲ止シムヘシ。

第十條

一、本舖及ヒ支店ノ作行其他會社之事務執行之方法ヲ立ルハ、固ヨリ社長ノ特權ニアリト雖モ其執行之整否ニ依リ政府ノ損失ヲ生スヘキ事件ニ就テハ命シテ改正セシムヘシ。

第十一條

一、商船私學及ヒ水火取扱所ヲ設立シ、海員教導之方法ニ從事スヘシ。其設立ヲ准允シ其方法ヲ許可スルトキハ、其日ヨリ一ケ年一萬五千圓ノ割合ヲ以テコレカ助成金ヲ下與スヘシ。

第十二條

一、此書ヲ受取リタル日ヲ以テ其社改革ノ第一日トナシ、夫ヨリ既往ノ會計ハ別途ニテ之ヲ處分スヘシ。又將來其社名ヲ以テ他ノ營業ヲ爲スヘカラス。

第十三條

一、平常非常ニ拘ハラス政府之要用アルトキハ、右各船ハ勿論、其社ノ固有船ト雖モ社務ノ都合ヲ問ハス使用スヘシ。然レトモ其運賃ハ時々相當ノ額ヲ拂フヘシ。

第十四條

一、右ノ箇條ヲ此書ノ日附ヨリ十二ヶ月間確守遵奉シテ、其事務ヲ執行シ、會計簡明ニ、事務整肅シ、將來事業ノ實況進舉之成端ヲ視ルニ於テハ、夫ヨリ以往十四ヶ年ノ期限トシ、尙此現事ヲ續カシムヘシ。然レトモ其期限中前ニ掲クル條件ノ命令ヲ理無クシテ遵奉セス、或ハ事業不整ニシテ國損ヲ生スル實徵アルニ於テハ、何時ニテモ右汽船ヲ取揚ケ、助成金ノ給與ヲ絶ツテ休止セシムヘシ。然レトモ亦能ク命令ヲ遵奉シ、事業ヲ進舉セシムルニ於テハ、政府之都合ヲ以テ其期限ノ約ヲ破ルヘカラス。

第十五條

一、右執行ノ續否ハ十二ヶ月之期限ヨリ二ヶ月以前ニ報告シ、且之ヲ休止スル場合ニ付テハ社業ニ於テ何様ノ不都合何等ノ不條理アリテ休止スヘキ旨ヲ明告シ、又之ヲ續カシムル場合ニ於テハ若干助成金ヲ増減シ、以來何箇條ヲ加冊スヘキ旨ヲ協議スヘシ。

第十六條

一、其報告ノ時ニ方リ、明告スル所ノ事故ト條理ニ就テ、甘服シ能ハサル次第アラハ、反覆之ヲ辨明シ或ハ辨解ヲ請フ事ヲ得ヘシ。

第十七條

一、事業ハ渾テ十五ヶ年ヲ目途トシテ起興着手シ、必ラス一ヶ年ノ期限ヲ度トナシ姑息之作行ヲナスヘカラス。故ニ假令ハ各船ノ大修繕模様替、氣罐ノ入レ換、或ハ商船私學等ノ設、或ハ之ニ屬スル要具ノ備へ、其他ノ費額ハ若シ十二ヶ月之期ニ至リ休止之命ヲ下ストモ、其當然ノ理アル部分ハ之ヲ政府ニ屬シテ相當ノ金額ヲ下ケ渡スヘシ。

右之條欸内務卿ノ命ヲ以テ相達候也。

明治八年九月十五日

驛 遞 頭

政府は左の如き條件のもとに彌太郎に汽船十三隻を下附したのである。而して更に八日の後には三菱は左の如く十七隻の汽船をも其の所有に歸するこゝが出来た。勿論それは、郵便蒸氣の所有船であつたものであるが、同社が拙劣なる經營の結果、瓦解に瀕し大久保の特別の詮議を以て買収を受けたもので、政府は之を彌太郎に下附したのである。

「今般別紙の通千里丸外十七艘及浮標共其會社へ無代價下渡候條、本日十五日相渡候命令書第一條ニ記載候東京丸外十二艘ト同般ニ取扱可申、尤即今航海中之分モ有之候ニ付、郵便蒸氣船會社ヨリ受取次第、順次附屬品目錄書共追々可下渡候條、其旨可相心得、此段内務卿之命ヲ以相達候也。」

明治八年九月二十三日

驛遞頭 前 島 密

記

一、同	蒸氣	千里丸	(鐵製)	一、二〇八、六三	船價洋銀	一三〇、〇〇〇弗
一、同	黃龍丸	(鐵骨木皮製)	六一七、〇〇	同金	六五、〇〇〇圓	
一、同	明光丸	(鐵製)	七一五、五八	同金	九〇、〇〇〇圓	
一、同	有功丸	()	五四一、三七	同金	八一、二〇〇圓	
一、同	萬里丸	(鐵製)	一、四六一、〇〇	同金	五〇、〇〇〇圓	
一、同	青龍丸	(木製)	四五九、〇〇	同金	三二、〇〇〇圓	
一、同	支龍丸	(木鐵取交製)	八〇二、九〇	同金	五三、〇〇〇圓	
一、同	赤龍丸	(鐵製)	四三五、〇七	同金	三〇、〇〇〇圓	
一、同	猶龍丸	(鐵製)	三九八、〇〇	同金	一五、〇〇〇圓	

一、同	錫懷丸	()	二五〇、〇〇	同金	一二、〇〇〇圓
一、同	成妙丸	(鐵製)	三〇〇、〇〇	同金	八、〇〇〇圓
一、同	浪花丸	(鐵製)	一三四、四七	同洋銀	一二、〇〇〇弗
一、同	天祥丸	(木製)	四〇、〇〇	同洋銀	九、四〇〇弗
一、同	海運丸	(鐵製)	四〇、〇〇	同金	一八、〇〇〇圓
一、同	快鷹丸	(鐵製)	三八、五〇	同金	八、〇〇〇圓
一、帆船	駿相丸				
一、倉車船	延年丸	(木製)	二五二、〇〇	同金	五、〇〇〇圓
一、同	速島丸	(木製)	六〇、〇〇	同金	三五〇圓

一、横濱浮標 一、神戸浮標 一、横濱繋留通船一艘。 以上

附記 右表は「宿利氏著莊田平五郎」より轉載したのであるが、弘枝宣枝氏及白柳秀湖氏の著は、右の中の六隻を記してゐる。然し三菱側の記事は右表の通りで、ただ()内の記事は宿利氏の推測によるものである。尙駿相丸は三菱側の記事に缺けてゐる處を見ると、實際に於ては下附されなかつたものかも知れない。……筆者記。

此の如く大日本郵便蒸氣船會社は三菱の前に屈伏してしまつたのである。明治五年八月十日各

藩から新政府に收納した汽船二代價二十五萬圓の拂下げを得、而も年額六十萬圓の補助を受け、群少汽船會社を壓倒し、其の暴威振りを驚歎せられた郵便蒸氣も彌太郎の前に斷末魔の醜體を曝らさねばならなかつた。人は三菱に對する保護の偏頗を云ふが、當時にあつて三菱以外の何者が此の保護を受ける資格があつたのであるか。殊に封建日本が其舊殼を脱して海外に雄飛しようとする時、政府が此を積極的に保護するのは當然のこゝでなければならぬ。事を論じ、物を評する場合、評者がその時代の大勢を無視するこゝが最も危険な斷定を生じ安い。嫉妬や反感を捨て、三菱創生の苦心を吟味しなければだめだ。

彌太郎は此の政府の汽船下渡しに依り自らの所有船九隻に十三隻を加へ、更に郵便蒸氣の十七隻を新たに加へて三十九隻を所持する事になつた。そして同年末には新たに玄海丸、名護屋丸、ネバタ、廣島丸、芙蓉丸の五隻を購入し、合計三萬一千餘噸の所有船を備へる事が出来た。當時我國に於ける汽船は、四萬二千三百四噸しかなかつたのである。噸數に於ても彌太郎に拮抗し得る者は内地には一人も居なかつた。而も航海は沿岸だけではなく、明治八年一月十八日には上海航路、十一月八日には琉球航路を開拓し、翌年五月十三日には北清航路、十一月二十日には長崎釜山間の新航路を創定したのである。明治三年十月九日、大阪西長堀商會（土佐商會）を繼承し

て土佐開成商社を興して以來漸く五年、岩崎彌太郎は此に日本の海上王となるこゝが出来たのである。

「天下只我レ廻漕全權ナリ」の豪語を思へ。井口村の地下浪人の悴ミ蔑視せられた彌太郎は、完全に系圖乞食、門地看板のお飾り人形を睥睨する地位に立つこゝが出来たのである。豪放不羈云ふか、彌太郎の鋼鐵の意志は此に最初の凱歌を奏したのである。世人は今更の如く彌太郎の躍進に驚愕し、刮目してその巨大な足跡をふり返つたのである。

然るに忽然として競争者が現はれた。彌太郎は此の勁敵に對し又も全力的な鬭争を開始せねばならなかつた。それは米國の太平洋汽船會社であつた。筆者はそれを語る前に彼の父彌次郎の死ミ、彼の輩下に就て語らねばならない。

四

彌太郎が彼の兩親に妻の喜勢、長女の春治、長男の久彌達を大阪に引取つたこゝも、又喜勢が磯路を生んだこゝも、既に述べたが彼は非常に家族思であつた。自分が幼少の時から泌々貧乏の辛さを味つてゐたが、親兄弟に樂をさせたい云ふ念が強かつた。その頃の父は物質的にも精

神的にも長い間苦しんで来た。け、瘦せぎすの肩の上へ加重する困苦に堪へかねてか、昔日の元氣もなかつた。彌太郎は、此の老衰した父を慰める爲に、繁忙の時を幾度割いたか判らなかつた。彌次郎夫婦は此の彌太郎の孝心に依つて、漸く長年の困苦から逃れようとしてゐたのである。然るに、丁度三川商會が三菱商會に改稱した明治六年のこゝ、彌次郎は忽然と病んで死んだ。その頃はもう太政官の方針として、市中では土葬を許さないこゝになつてゐた。彌次郎の死體も火葬に附さねばならなかつた。所がこゝに困つたこゝが起きた。彌太郎の母お美輪は賢夫人であつたが、徹頭徹尾舊式な人で、さうしても彌次郎の死體を火葬にすることを承知しない。彌太郎は母の頑強な所説を覆す方法を知らなかつた。お美輪は舊習を墨守するこゝいふよりも、火葬そのものを死體に對する冒瀆の如く考へてゐた。彼女は頑として所説を曲げなかつた。親に對しては徹底的に頭の低い彌太郎は、此の母の要求を退けるこゝが出来なかつた。彼は番頭の川田小一郎を使ひとして幾度もなく、戸長に掛合せてみたが、戸長は頑として應ぜず速かに火葬にせよと嚴命した。江戸時代の古い自治制が撤廢されて、極端な中央集權政治が布かれて間もない頃である。新たに任命された戸長、副戸長が、中央政府の役人として虎の威を借りて威張つた時だ。萬事が杓子定規で少しの融通もきかぬのも當然であつた。彌太郎も川田も此にはほゞ困りぬいた。そこで

彼等は一つの抜け道を發見し、多少亂暴だがやつてしまへ云ふので、非常手段を強行するこゝになつた。それには「夫婦の中でどちらか先に死んで、既に葬られて居るものはその墓域に限り土葬するこゝを許される」と云ふ一條の發見であつた。彌次郎の妻、美輪が生きてゐる以上は到底此のこゝも行はれるわけではないのであるが、こゝに代え玉の亡妻を作れば、彌次郎の土葬が出来るこゝに氣がついたのである。そこで、彌太郎は川田と相談の上自分の伯母の墓が大阪にあつたのを幸ひに、彌次郎の妻の墓だを偽稱し辛じて彌次郎を埋葬したのである。然し、それは忽ち官の知る處となり、彌太郎は告發されてしまつた。然るに小一郎は此の犯罪を一人で背負ふて立つた。

「此事は彌太郎の旅行中に起つたこゝで、罪は全く自分にある。實は主人の母が、ひそく火葬を忌み、強つて火葬にするなら自分は見居られぬから、首を縊るなり淵川に身を投げるなりして死んでしまふ云ふので、主人の留守中誰もそれを宥めるこゝの出来るものがなく、萬策盡きて主人の伯母の墓所を詐つたものである」と陳述して彌太郎の罪を庇つた。(白柳氏著岩崎彌太郎傳参照)

川田は此の爲に入牢せねばならなかつた。彌太郎は川田一人を入牢さして平然とする様な男で

はなかつた。然し川田の意見は彌太郎を動かさずにはおかなかつた。三菱が郵便蒸氣と死闘を続ける時、彌太郎の入獄等は許さるべき事ではない。而も彌太郎が名乗つて出たこと川田が許されるわけではない。番頭一人が入牢するか、主人と番頭が共に入牢するか、こゝは三菱商會の爲に慎重に考へて、自分一人に罪を負はせてくれと切言したのである。彌太郎は川田の純情に感激した。此の事以來、彌太郎の川田に對する信任が倍々厚くなつたことも當然の話である。彌太郎が彼を遇するに創業の功臣を以てし、特遇をしたことは周知の事實であるが、川田もその恩になれることなく自分の心血を注いで彌太郎の爲に盡した。此の川田は後年日本銀行總裁として英名を謳はれた人物であるが、生地は彌太郎同様土佐で天保七年生れの二つ下であつた。極貧の家に生れた同じく立志傳中の人物で、その妻は岡上と云ふ百姓の娘で、嫁してから製紙の原料である楮の皮をはいで家計を助けたと傳えられてゐる。冬が來ても一枚の單衣よりなく「何時になつたら裕の着物が着られやうか」と歎いたと云ふ悲惨な挿話が傳へられたのも此の妻のこゝこである。其の日銀總裁時代、江戸川大曲の自邸に行員を呼びつけ、頗で指圖をしたと云はれる程威令のあつた彼もかうした苦難の路を歩んで來たのである。人間は頗る律儀な人で、緻密な理財の頭を以てよく彌太郎の事業を助けた。此の川田と並稱された創業の臣に石川七財があつた。彼は大膽不敵

な人物で、豪放を以て鳴らした男である。

彼は始め彌太郎の身邊を探索する爲に土佐から大阪に派遣された密偵で、その本名を石川七左衛門と云つた。それは九十九商會時代のこゝこで、彌太郎の經營が孟浪杜撰を極め、金錢のこゝこなごも公私を紊亂して憚らない爲に、藩廳から内偵させたと云ふのであるがこれは可笑しい。既述の如く九十九商會は彌太郎の獨立した商會であるから、若し内偵の必要があつたとしたら、彼が權少參事と商人の兩方をかねてゐたので、役人としての彼が、商會の人としての彼とを混淆して其間に何等かの不正を犯しはしなかつたかと云ふ疑ひより外はない筈である。殊に彼の大阪豪遊は悪宣傳の一つとして藩の役人にはうるさいほぎ聞えた筈であつた。そんなわけで、石川は大阪に來るや密かに彌太郎の行動に注目した。然るに此の石川は、彌太郎同様吉田東洋に教へられた一人で、尊攘派から仇敵の如く憎まれた一人であつた。従つて彌太郎は石川の材幹をかねてより傳承してゐたのである。石川は密偵であること云ふこゝこを早くも看破した彌太郎は、逆に彼を懐柔して自分の部下にしてしまつた。當時或人が彌太郎に對し、石川の様な人物を用ひるのは腹を腹中に忍ばせる様なものだに注意したが（白柳氏著岩崎彌太郎傳參照）彌太郎は少しも意に介さず却つて禮を厚くして此を重用した。而も一口もその密偵であるこゝこを質ねるでもなく、聊かも疑

はずに自分の秘密をぶちまいて憚らなかつた。此の彌太郎の大度量は石川を感激せしめずにはおかなかつたのである。彼は心底より彌太郎の人物に服し、眞に粉骨碎身の努力を惜しまなかつた。最初の中は商賣人の呼吸が判らず、上長の同僚と衝突しがちであつたが、彌太郎はそれを黙殺し善導する事を忘れなかつた。彼が三菱創業の功臣として如何に有能な人材であつたかは、この彌太郎傳も彼の存在を没却せぬこゝに依つても知るこゝが出来よう。彼が得意場廻りに際し番頭や丁稚小僧にまで頭を下げるこゝをこぼしたので、彌太郎から扇面に一枚の小判を貼付けた扇子を與へられ、商人は金に頭を下げるのだと教へられた話は有名であるが、白柳氏はその著作で彼の奇策縦横な一面を知る好話題を述べてゐる。明治十年の西南戦争の時のこゝである。石川は梅田驛積荷の監督をやらされてゐたが、或日のこゝ、何かの都合で荷物の到着が遅れ、發車時間までに全部の積荷を了すこゝが出来なかつた。未了のまま、汽車が出れば由々しい責任問題が起るので石川は突嗟の間に一人の人夫に頼み、公衆發車の合圖をする振鈴を盗ませ、巧に匿くしてしまつた。發車時間は来たが振鈴はない。驛長はブラットホームに来て怒り出した。之を見た石川はこゝぞこゝばかり人夫等を激勵し、忽ちにして軍需品を積了せしめた。彼は此の合圖が出来ないで驛員がマゴマゴする十分十五分の虚を狙つたのである。積了つた頃、公衆の最も眼につく待合

室の中央に件の振鈴を置いて平然として微笑したと云ふのである。石川七財はこんな風な男であつた。その外森田晋三、吉永亮吉、諏訪新八と云ふ様な連中がゐて、彌太郎の事業に戮力した。川田にしる、石川にしる、彌太郎に心服しきつてゐた。又彌太郎も彼等を徹底的に信頼し、聊かも疑ふ事をしなかつたのである。こゝに三菱の發展があつた。人の和と智慧の協力、此の渾然とした異體同心の威力が彌太郎の事業を躍進せしめたのである。人は彌太郎を暴君であると云ふがそれは彼の一端を見た批評に過ぎない。前述の川田の話にしても石川の事にしても、彌太郎が將とし師とし、友として、間然する所なき偉材である事を物語つてゐるではないか。彼の宏量と慈心を認めぬものは、人間性の温かさを亡失したものに外ならないのである。試みに彼が創業以來其の傘下に集めた人材を見るに、前記の外に明治三年には、池添權平、吉永治道、恒川新輔。同四年には松岡正治、内田耕作。同五年には宇田收藏、船本龍之助。同六年には近藤廉平、濱政弘、川淵正幹。同七年には瀧寧靜、濱田更始、淺田正文、井村篤衛、内田庄次、名村之度等がある。讀者は此等の中に、後年我が財界の俊傑として認められた幾人もの人物を數へ得るであらう。而も明治八年には其社員二百五十餘名と云はれ、莊田平五郎、高平小五郎、山脇正勝、中内城雪中村六三郎、小林年保、奥宮正路等が新たに其の社員名簿を飾つてゐるのである。此を見ても如

何に人材を見るの明があつたかを知る事が出来る。

彌太郎云へばすぐ豪酒遊蕩を云々するものがあるが、實は頗る眞面目な人物であつた。毎日午前八時迄には必ず出社して社員の勤怠を見、事業の成績を閲し、若しも不時の事件があれば其の係員を喚んで其の方針を授ける等、決して偷安を貪る様なことはなかつた。彼は此の一通りの検閲を終へるにすぐ外出した。彼は外出するに、必ず市中の樞要の場所に入出し、それもなく市場の景況、他商店の動靜等を視察して歸り、晝飯の後再び外出して居留地に赴き懇意な外商を訪問し、商談を終つて午後二時頃に歸社するのを日課としてゐた。歸社後は、午前に命じた事務の進行振りを厳査し、従業員の怠慢や事務の滯滞は一步も呵責する所なく責めた。彼が雷霆の轟くが如く叱咤するに云つて其の暴君振りを云々するが、叙上の日課を見ても判る通り彼の眞面目さを表すものだ。それは温情の中に示す峻烈さに外ならないのである。これは大阪東京を通じて一貫した彼の生活であつた。表面は頗る粗放大膽のやうに見えて、内實は細心緻密であつたのである。彼の逸話はかなり傳へられてゐるが、其の中の一つとして終生日記をつけ通した云ふ話がある。夜半に歸宅した場合でも、必ず明細に此を記述してから床に就き、何等かの事情で果さなかつた場合は、翌日必ず床の中で此を認めた云はれてゐる。日記をつける人を輕蔑する人もあ

るがミにかくあの繁忙の一生を通じて、其を一日も缺かさなかつたことは到底他の模倣を許さぬことである。此を以て、彼が細心で克明な性質の所有者であつた事が判る。

彼が東京移轉後、要路の大官を吉原に案内したことは有名な話で、柳暗花明の巷に於て大官連を買収したミ罵られてゐるのであるが、こゝにも彼らしい性格の現はれを見るこゝが出来。彼は必ず宵の中に茶屋に引取り、勘定をすませて歸り、自分の引揚けた云ふこゝを固く口止めて客に知らさなかつた云ふのである。彌太郎の逸話を挙げれば全くきりが無いが、これを見て普通の人物鑄型には到底敵らない男であるこゝを知る事が出来よう。豪放不羈云ふには餘りに細心緻密な點もあり、自由奔放云ふには又餘りに克明な點もあつた。暴君に見えて温情に富み、熱情家に見えて而も冷靜であつた。たゞ其の鋼鐵の如き意志と、頑丈な信念は、聊かも搖ぎなき純一無垢の彼の眞骨頂であつたのである。

筆者は既に彼が東京に本店を移し、内地に於ける獨占的な海運王となつたことまで述べた。そして更に炭坑、鑛山、土地にも其の勢力を延べ始めた時、突如として勁敵が現はれたこゝを傳へたのである。此の米國太平洋汽船會社に對する彼の死闘は、到底郵便蒸氣の角逐の比ではなかつた。

第六章 外國汽船會社の驅逐

臺灣討伐を轉機に三菱は面目を一新し、大日本郵便蒸氣船會社に最後の止めを刺した餘威を馳つて、外國船掃蕩の重責に就いた。彌太郎は明治八年五月、全社員に對し左の如き告諭を發したのである。

「余今社中ノ各位ニ向ツテ言ハント欲スルノ事アリ。其事タルヤ固ヨリ夙ニ言ハザルベカラズ。然リ、而シテ事務多端圖ラザリキ遷延今ニ至ラントハ。今ヤ社中ノ事情切ニ余ノ之ヲ言ハントト望メリ。而シテ切ニ各位ノ之ヲ聞カンコトヲ望メリ。願クハ各位余ノ志ヲ體シテ、從來ノ目途ヲ誤ルコトナク、著意ノ切實ナランコトヲ。抑モ余ノ此業ニ從事スルヤ已ニ積年、事ニ此ニ從フノ初メニ當ツテ、區區ノ心自ラ思ヘラク、我國古來鎖國ヲ以テ事務トシ、嚴ニ外交ヲ絶テ、剩ヘ大船ヲ作ル事ヲ禁ジ、遂ニ全國民ノ頭腦ヨリ望洋ノ志念ヲ掃除スルニ至レリ。其弊ヤ今ニ於テ存セリ。外交突然トシテ開クルニ及ビ、我邦ハ恰モ手足ナキ身體ノ如シ。内外航路ノ權ハ全ク西人

ノ一手ニ歸シタリ。此時ニ當リテ海運ノ我國ニ必要ナルハ、判然トシテ明ナリ。我政府之ヲ知ラザルニ非ズ、我人民中亦或ハ之ヲ知ルモノアラン。然レドモ、敢テ一人アリテ、率先シ海運ノ便ヲ興スノ洪業ヲ企テ、内ハ以テ一家ヲ利シ、外ハ以テ全國ヲ益スルノ義ニ勇ムモノナシ。余、素ヨリ此ニ見ルコトアリ、自ラ身ノ不敏ヲ顧ミズ、進取ノ勇氣ヲ奮ヒ、憤然トシテ爰ニ此事ヲ企テタリ。(筆者註、彼の烈々たる憂國の赤誠を見よ。忠君愛國は銃を持ち劍を取るのみではない。彼を以て強盜ニ稱し、國賊ニ罵るものは、速かに汝の低能を恥じねばならぬ。凛々たる彼の壯烈の意氣を見よ。)

爾來、胆勉事ニ從フト雖モ、國家進歩ノ度ニ適セザルト、未ダ信ヲ世ニ取ルニ足ラザルトヲ以テ、盛大ヲ致スコト能ハズ、然リト雖モ、敢テ自ラ業ヲ墜サズ、介然トシテ獨立シタリ。

廻漕會社ノ起リシヨリ、我政府ハ專ラ之ヲ扶助シ、以テ海運ノ利ヲ開カントセリ。此時ニ當リ余ハ唯一家ノ業ヲ營スルノミ。其勢之ト相競ハザルヲ得ズ。其競フヤ亦聊カ國家ニ益ナキニ非ズ故ニ渠レ運賃ヲ減ズレバ、我モ亦之ヲ減ジ、常ニ相頡頏シ、相椅角シテ漸々志ヲ得ルニ至レリ。然レドモ其争ヤ君子ニ非ズ。頡頏、椅角ノ甚シキ、嚴然タル定律ヲ守ルコト能ハズ、至當ノ運賃ヲ定ルコトヲ得ズ、爲ニ荷主ノ權ヲ強クシ、隨ツテ弊害ヲ生ズルニ至ル。然リ、然シテ之ヲ爲ス

所以ハ他ニ非ズ、蓋シ我業ノ興廢ハ聊カ世ニ影響ヲ生ズルコトナキニ非ズ、故ニ維持ノ方法如何ヲ問ハズ、頡頏、犄角ハ當時ニ在リテ已ムベカラザルノ勢ニシテ、之ヲ適宜ノ措置トセリ。

今ヤ則然ラズ、今日ノ社ハ昔日ノ社ニ非ズ。請フ、試ニ之ヲ陳ゼン。去年蕃地ニ事アルニ當リ我政府ハ海運ノ我國ニ最モ要スル所ニシテ、最モ缺クル所ナルヲ思フヤ、内國廻漕會社ノ頼ルベカラザルヲ知り、余ニ托スルニ、大ニ海運ノ便ヲ通ズルヲ以セリ。余、實ニ之ヲ諾セリ。蕃地平ギテヨリ以來、我大藏卿ハ更ニ其船ヲ余ニ委シ、上海ニ通航シ、大ニ内外ノ海運ヲ便ニシ、盛ニ國家ノ利益ヲ興サンコトヲ命ゼリ。而シテ我内務卿ハ、特ニ余ニ命ズルニ上海郵便運漕ノ任ヲ以テセリ。

我邦古來外航ヲ企テシコトナシ。今上海通航ノ如キハ、大ニ外航ヲ盛ニシテ航海ノ大權ヲ我ニ復スルノ階梯ナリ。今、此階梯ヲ踏ンデ漸々進歩スルコトアラントス。然ルニ米國郵船會社ノ屢々我出船ノ日ヲ踵ギ、故ラニ障碍ヲナスガ如キハ、實ニ我帝國ヲ蔑如スルノ甚シキモノナリ。余ガ各位ト共ニ、主トシテ務ムル所ノモノハ、此障碍ヲ艾除シテ航海ノ大權ヲ我ニ復スルニ在リ。抑モ政府ナルモノハ、全國人民ニ代ツテ事ヲ爲スモノナリ。而シテ我政府ハ、現ニ内外航海ノ大權ヲ回復スルノ大責ヲ余ニ委シタリ。余モ亦進取シテ此重任ヲ荷ヘリ。然ラバ則余ハ全國人民

ノ爲メニ事ニ此ニ從フモノナレバ、其義務モ亦重大ナリト云フベシ。既ニ此重大ナル義務ヲ進取セル以上ハ、飽クマデ此義務ヲ盡サザルベカラズ。此ニ至テ余ハ昔日ノ余ニ非ズ、社モ亦昔日ノ社ニ非ズ、昔日ノ事我一家ニ關セリ。今日ノ事ハ我全國ニ及ベリ。故ニ昔日ニ行フ所ノモノハ以テ今日ニ行フベカラズ。昔日ニ要スル所ノモノハ權ナリ、今日望ム所ノモノハ正ナリ。正權各々其趣ヲ異ニセリ。宜シク之ヲ思ハザルベカラズ。

余ハ今重大ナル義務ヲ分ツテ、各位ト興ニ之ヲ盡サンコトヲ約セリ。此重大ナル義務ヲ荷ヒタル余及ビ各位ハ、已ニ昔日ノ進路ヲ從フベカラズ。公明公平ノ正路ニ由リ至當至切ノ運賃ヲ定メ嚴然不拔ノ定律ヲ建テ、全國海運ノ規則ハ、我ヨリ其例ヲ掲ゲザルベカラズ。思フニ社中間此ノ意ヲ通知スル能ハズ、今日ニアリテモ猶昔日ノ舊慣ニ拘泥シ、務テ荷主ノ意ヲ迎へ、運價ヲ左右シ、其意ヲ恣ニセシメ、我ヨリ規則ヲ紊ルコトナキニ非ズ、思ハザルベケンヤ。

我既ニ政府人民ニ代テ重大ナル義務ヲ荷ヘリ。今ニ而我ニ一定ノ規則ナク、因循卑屈、務メテ近利ノ要求スルハ、是豈我政府ノ我ニ任ズル意ナランヤ。抑々我國現今之形勢切ニ海運ヲ要スルヲ知ラズ。國ニ一艘ノ船ヲ増セバ世ニ一艘ノ便ヲ殖シ、其利益ハ即全國人民ノ頭上ニ落ルノ理ナリ。我方ニ全國人民ノ爲ニ義務ヲ盡サントス。苟クモ他ノ船舶アリテ人民ニ利アラバ、我ト並立

シテ共ニ國家ノ利益ニ供スベシ。將タ何ゾ争ヒテ要センヤ。

我輩ノ今日務ムル所ノモノハ、他ニ非ズ、嚴然タル規律ヲ内ニ定メ、堅忍持重、確乎トシテ動かズ、到底斯ノ大業ヲ成立シ、漸進徐歩、以テ我進路ノ前ニ横ハリタル妨碍ヲ拂ヒ、航海ノ大權ヲ我皇國ニ恢復スルニ在リ。故ニ今日ニ在リテハ、決シテ昔日ノ措置ニ慣フベカラズ、願クハ各位、眼ヲ以上ノ大義務ニ注ギ、後來ノ著意ヲ誤ルコトナカランコトヲ。」(傍點筆者)

この告諭に現はれた彼の抱負ミ所期の雄大さは實に賞讃に値すべきもの云はねばならない。當時に於ける我が政界財界の中に、此の如き雄大な識見ミ抱負を持つた者が果たして何人あつたか。彼は國民の輿望を負ふて立つの氣概を示し、如何なる犠牲を拂ふも斷乎ミして屈せざるの意氣を示した。嘗て「天下只我廻漕全權」ミ呼號した彼は、「政府人民に代つて重大なる責務を負へり」ミ自負し、敢然ミして外國船掃蕩の壯學を開始したのである。彼の心中はたゞ航海の大權を復するにあつて、一三菱の榮辱は問ふ處ではなかつたのである。此の如く獨往の意氣を以て航權回復の難事を、自らの重責ミ感じ義務ミして敢行しようミした心境を曲解し、徒らに慢罵中傷するが如きは我々の最も避けねばならない事だ。

二

抑々太平洋汽船會社は米人經營の一會社で、明治三年以來支那日本の沿岸に航路を開き、絶大な富力ミ多年の經驗を以て、日本の群小汽船會社の上に製ひか、つてゐたのである。横濱、神戸、長崎、上海には支店を設け、倉庫を置き、眞向から進出してきたのであつた。然るに前述の告諭の中に「屢々我出船ノ日ヲ踵ギ、故ラニ障碍ヲナスガ如キハ、實ニ我帝國ヲ蔑如スルノ甚シキモノナリ」ミある様に、彼の積極的な挑戦は彌太郎の心境を憤懣を以て彩るに至つた。殊に上海航路にあつては、兩社の汽船が波がしらを立て、死闘を演じたのである。太平洋汽船はその航路の一部分である横濱長崎間の一等運賃、三十五圓を思ひ切つて八圓までに下げた。だが三菱にミつて強味だつたのは、一般の日本人が外國船に馴染まず、船は劣つても三菱汽船の方を好んだことにあつた。その上、三菱には政府の補助があり、商賣上手であつた。け、郵便蒸氣の様に野垂れ死をする様な浮身を見なかつた。激戦數ヶ月にして兩社ミも相當に疲れて來た。烈しい競争に依つて船客、貨物の運賃は共に激しい低落ミなり、三菱は一ヶ月二萬圓の缺損を續けねばならなくなつた。此の競争に依る打撃は、等しく太平洋汽船の方にもあつた。従つて彼社も競争の愚を痛感し始めて來たのである。此の時、機を見るに甚だ鋭敏な彌太郎は大隈の許に馳けつけ、太平洋汽船會社の内情を告げて借款を乞ふた。政府は外國船驅逐の必要を痛感してゐたので、九月

十六日に銀八十一萬弗を貸下けることになつた。彌太郎はその中の七十八萬弗を以て太平洋郵便汽船會社の上海定期船オレゴニア號(後の名護屋丸)コスタリカ號(後の玄海丸)ゴールドン・エージ號(後の廣島丸)及びネベタ號(後の西京丸)の四隻を其附屬物並に神戸、長崎、上海に於て商事に用ふる土地、家屋、倉庫を買收し、又更に競争者の東西汽船會社にも三萬弗を與へて、爾今三十ヶ年間絶對に争を封ずることを兩社に誓約せしめた。彌太郎の外交手腕は、完全に此の兩社の息の根をこめた形であつた。然るに此の政府よりの貸下金に關し、流石の大久保も大隈も彌太郎の蟲の好さに呆れたと傳えられてゐるが、此は恐らく彌太郎攻撃記者の想像であらう。此の時彌太郎が若しも太平洋汽船に惨敗してゐたら、我が航權は如何なる地位に在るか想像して見る必要がある。筆者は大久保や大隈をそれほど愚かしい人物と見ないだけ、此の話は例の曲説として葬らうとするものである。外敵を葬らうとすれば、先ず内部の統一を充實が先きでなければならぬ。大久保や大隈は此の位の理の判らぬ程愚物ではない。彼等は彌太郎の悲壯な雄志を知つてゐるだけ、喜んで此の申出を承認したのであつた。見方に依つては時の政府が征韓論者の反感から全國士族の怨府となつただけ、此の場合後日の爲に彌太郎に私恩を賣るに云ふ様な傾きがあつたかも知れないが、此の八十一萬弗の貸下けは決して批難すべき性質のものではなかつた。

此の如き経緯を以て米國汽船は敗退し、三菱に併呑されてしまつたのである。この事を第一命令書發行の翌年とし、即明治九年の出來事の様を書いてある著書が多いが、それは誤りである。此の商戦に於て特筆すべきことは、彌太郎が如何に全力的に戦つたか云ふことだ。彼は社員を嚴かに戒飾し、或は燈火を節し、裸火を禁じ、各船に對して殘飯を棄てることを禁止するに云ふ徹底振りであつた。此の細心と、此の闘志あつてこそ始めて米船を敗退せしむることが出來たのである。此を政府の補助の御蔭だなき、云ふ者は、要するに皮相な一知半解の徒と斷ぜざるを得ないのである。

三

然るに彌太郎は此の悲壯な戦を了へて憩ふ間もなく、又も強大な敵の猛襲を受けねばならなかつた。英國のビー・オー・會社がそれだ。ビー・オー・會社は新米の米國船と違ひ、多年海上で鍛へ上げた腕前の所有者である。流石の彌太郎も此には最初から苦戦を感じた様であつた。彼は太平洋汽船から買收した船を第一線に立たせ、或は運賃の引下げを行ひ、或は新聞を利用して國民の敵愾心に慫へる様な手段もこつた。彼が如何に苦闘したかを知るには左の告諭を讀めば判らう。

あの剛毅な彌太郎が如何に此の戦に苦しんだかと思ふに同情の念に堪へないものがある。それは到底太平洋汽船との對戦の比ではなかつた。正に血みぎろの戦でも云はねばなるまい。彼の告諭に曰く、(明治九年三月)

「沿海貿易ノ航權ヲ得テ内國人ニ委ネルト外國人ニ委ネルトハ、熟レカ理有リトシ、熟レカ利アリトスル乎。假令異説ヲ揚言シ、内外同理ヲ主唱スル論者アルトモ、論ジテ利害ニ及ベバ、誰カ復タ之ヲ外國人ノ手ニ委ネテ可也ト云ンヤ。一旦沿海ノ航權ヲシテ外國人ノ手ニ歸セシメバ平時ニ在テハ、爲ニ内地商民ノ業ヲ奪ハレ、戰時ニ在テハ、爲ニ形勢暗熟ノ便ヲ占メラル。其獨立自主國ノ權利ヲ抛擲スルト相距ル果シテ幾何ゾヤ。(筆者註、彌太郎の炯眼を見よ。彼の心奥を占むるものは常に此の憂國の赤誠であつた。當今の軟弱外交の一味や、自稱智識階級の連中は此の勇壯な意圖に果たしてよく面を挙げ得るものか。同時に財閥打倒論の愛國者共も、此の諤々の正論に接しては彌太郎の偉大さを認めねばなるまい。彌太郎の此の一言は今日の民心にも痛烈に反省を喚起さすものではないか)

願想スルニ我日本ニ於テ、前ニ鎖國ノ風ヲ一變シ、和親通商ノ路ヲ開クニ方リ、夙ニ此事ヲ豫定スベキニ、如何センヤ、我國民ハ智識ト財力ニ乏シキガ爲ニ、沿海ノ船集未ダ多カラズ、航海

ノ諸料未ダ進マズ、運輸ノ業未ダ講ゼズ。日又一日、遂ニ外國船諸會社ヲ馴致シテ我沿海ノ線路ヲ占有セシメ、恬トシテ之ヲ怪マザルニ至リ、或曰ク我條約中ニ外國船ノ我が甲港ヨリ乙港ニ進ムコトヲ許シタルノ明文アリト。或曰ク、此文ハ徒ニ重稅ヲ避クルヲ許ス可シトノ主意ニ基ヅキ敢テ沿海貿易ノ權利ヲ與フルニ非ズト。此ノ如キ重大ノ問題ニ至ツテハ、固ヨリ我輩ガ議ス可キ所ニ非ズ。我輩ハ只力ヲ實際ニ盡シ、我三千五百萬ノ兄弟ト共ニ、我國民ノ當ニ爲ス可キノ業ヲ爲シ、之ヲ外國人ノ手ニ委セズシテ、此沿海貿易ノ權利ヲ挽回スルコトヲ勉ム可キノ一路アルノミ。若シ然ラザルトキハ、縱令我政府ハ條約ノ改訂ヲナシ、習慣ノ變革ヲナサント欲ストモ、之ニ應ズルノ人民ナクバ、我政府ノ經營モ亦徒勞ニ屬スベキ而已。此レ我政府ノ本社ヲ保護セラル、所以ニシテ、我輩責任ノ重キコト富嶽ヲ戴クヨリモ甚シキ所以ナリ。(筆者註。此の眞面目さを見よ。これでも彼を白日下の強盜に罵り得るか)此重任ヲ負荷スルニ方リテ、我輩ノ進歩ヲ妨碍スル者亦頗ル多シ。而ルニ其中ノ最強敵タル米國郵便會社ノキハ、既ニ相當ノ方法ヲ以テ之ヲ避除スルコトヲ得タリ。今、又彼阿汽船會社、横濱上海ノ間ニ新線ヲ設ケ、直ニ長崎、神戸、横濱諸港ニ向テ、儼然タル沿海貿易ノ權利ヲ占有セント企ツ。夫レ彼阿已ニ來リテ、我ト航權ヲ我が沿岸ニ競争セント欲ス。我マタ何ゾ彼阿ヲ逐テ競争セザル可ケンヤ。本社ハ固ヨリ政府ノ保護ト

人民ノ信任トテ得テ、加フルニ社員ノ戮力ヲ以テスト雖モ、設立ノ日尙淺クシテ、諸事全ク整頓セリト言ヒ難シ。夫ノ彼阿ノ如キハ、其資本ノ大ナル、船舶ノ多キ東洋諸國中ニ著ハレタリ。今ヤ之ト競争スベキノ期ニ際シ、如何ナル方法ヲ用ヒテ可ナラン乎。予ガ熟考ニ據レバ、只冗員ヲ汰シ、冗費ヲ省クヲ以テ必須ノ方法トスルニ過ギザル可キナリ。此ノ汰省ノ事タルヤ、固ヨリ新奇發明ノ事ニ非ズシテ、尋常口頭ノ套語ナレドモ、之ヲ言フニ易クシテ、行フニ難キハ、古今ノ通患ナリ。故ニ予ハ斷然本日ヨリ銳意シテ著手ノ端緒ニ就カントス。苟モ能ク冗員ヲ汰シ、冗費ヲ省キ、拮据匪勉、以テ本社ノ基礎ヲ固クシ、力メテ勝ツ可ラザルヲ爲シテ、以テ人ノ勝ツ可キヲ待ツ。於此カ、初メテ上ハ我政府ノ保護ニ背カズ、下ハ人民ノ信任ニ恥ヂズ。予ト諸君ト共ニ本分ノ義務ヲ盡シ、内ニ顧ミテ疚シキコト無カルベキナリ。成敗利鈍ハ豫メ期ス可ラズト雖モ翼クハ我輩ノ方向ヲ此ノ一途ニ向ケ、堅忍不拔、百敗撓マズシテ、以テ夫ノ沿海貿易ノ一大權利ヲ挽回センコトヲ謀リ、事果シテ成ラバ、豈管ニ一社ノ幸福ノミナランヤ。實ニ我日本帝國ノ光耀ヲシテ、赫々トシテ照ラサザル所ナキニ至ラシム可シ。而シテ其能ク此任ヲ擔當スルト否ザルトハ諸君ノ勉ムルト勉メザルトニ在リ、諸君旃ヲ勉メヨ。(筆者註。彼の積極的開國主義の本領を見よ。彼の信念は、たゞ日本帝國の光耀を赫々として世界に輝かしむるにあつて、一身、一社の利

鈍の爲ではなかつた。此を見ても山内家の紋章を變造して私腹を肥そうとするが如き、小商人根性の所有者でないことを知る事が出来よう。此の彌太郎の壯烈なる闘志と赤誠を知らば、誣言の散布者は汗顔を覺へずには居られまい。)

以上陳述スル所ハ、略其ノ要領ヲ擧グル者ニシテ、社中規則ノ細目ニ至テハ、將ニ漸次ニ議定シテ報告スルコトアラントス。(傍點筆者。本文は宿利氏の莊田平五郎傳より轉載)

此の告諭を見ても判る通り、彌太郎のビー・オー・汽船に對する闘争は、到底太平洋汽船のそれと同日に論ぜらるべきものではなかつた。此の告諭を一讀するもの、誰か彌太郎の熱意に動かざるものがあらうか。一體我國民は銃を持ち、劍を執らざれば戦でないと思つてゐるが、此の彌太郎の商戦は、眞に日本の運命を賭けた戦云ふも過言ではない。一度我が航權の奪はるる日を想像せよ。今日我が日章旗が世界の各港に翩翩と翻る時、此の先人の磅礴する悲壯の戦を追憶しなければならぬのである。彼の努力が如何に日本の國力増進に裨益したかを追想せよ。智略の戦に於ける勝者それは眞に尊敬に値する雄者でなければならぬ。徒らに彈丸飛雨の武將に「聖將」なんて敬語を濫與する前に、此の偉業の前に冷靜な眼をそそがねばならぬのだ。

彌太郎の此の告諭は全三菱社員を奮起せしめたのである。副社長彌之助を始め、幹部は自發的

に其の月給の減額を乞ふた。彌太郎は明治九年四月一日附を以て、彌之助、石川七財、川田小一郎、森田晋三、川崎正藏の幹部に對し「當社方今ノ形勢、事情ヲ憂慮シ、月給減額ノ情願ハ深ク感銘ニ不堪、就而ハ本社今般改革成績顯ハルル迄ノ間、定額ノ三分之一ヲ減ジ可申事」此の相違をしたのであつた。彼も自ら月額の半を削減し、勁敵を仆すことに全力をそそいだ。此に見る様に三菱創業の美點は、一旦緩急あるや全社員盡く立つて團結するの一事である。そこには法律的な權利義務もなく、ただ一致團結して外敵に當らうとする協心協力の魂があるのみであつた。

一方に於て政府も強敵の恐るべきを悟り、日本海上商權確保の名目を以て、外國船の便乗手續を面倒にし、ビー・オー・會社が内地の乗客、荷物を吸収する事を妨げたのであつた。而も三菱の全力的な攻勢は聊かもゆるまず迫撃を續けたので、流石のビー・オー・會社も敵し難く、遂に其旗を捲いて退却するに至つたのである。

四

ビー・オー・會社敗退の徴、歴然たるに及んで、彌太郎は快然として告諭し、全社員を警めたのである。(明治九年八月)

「我輩各位ト至難、至險ノ事ヲ共ニセリ。豈敢テ確然不拔ノ地歩ヲ定立セザルベケンヤ。幸ニ社運ノ隆旺ト各位ノ勉勵トニ因テ、以テ今日有ルヲ致スト雖モ、各位ノ履踐スル所ニシテ、或ハ我輩ノ期望スル所ニ背馳シ、我輩ノ本旨ニシテ、或ハ未ダ各位ノ胸中ニ貫徹セザル者アルガ爲ニ、將來ノ目的ヲ謬ル恐ナキニ非ズ。故ニ向ニ太平洋汽船會社ト内海ヲ競争スルニ當リ、各位ノ宜テ體任スベキ趣旨ヲ演述セリ。之ヲ第一回ノ演說トス。爾來種々ノ變遷アリテ太平洋汽船會社ハ、遂ニ内海ノ航路ヲ我ニ譲リ、我社ノ事物亦漸ク進動スルニ從ヒ、地歩モ亦遷轉セザルヲ得ズ。而シテ又英國彼阿會社ノ競争ヲ成スノ期ニ際セリ。是ニ於テ乎、更ニ各位ノ踐行スベキ趣旨ヲ演述セリ。之ヲ第二回演說トス。

而今彼阿會社ハ既ニ其航路ヲ中止シ、我輩ヲシテ日本沿海ニ雄飛セシムルニ至レリ。抑彼阿會社が突然我進路ヲ遮斷スルニ當リテヤ、世人ハ我輩ノ爲ニ危ミ、我國ノ爲ニ憂ヒ、眼ヲ競争如何ニ注ギタリキ。我輩豈ニ世人が憂國ノ熱心ヲ推擴シテ我輩ニ及スノ懇切ナルヲ感銘セザランヤ。而シテ我輩が初メヨリ彼阿ノ現出ヲ認め、以テ憂トスルニ足ラズ、以テ喜ブベキトセシ者ハ抑モ説アルナリ。憶フニ曩ニ太平洋汽船會社が其航線ヲ棄テ、我ニ委スルニ内海ノ航權ヲ以テスルニ際シテヤ、我輩ハ窃ニ社員ガ勝ニ狂レテ宵纏ヲ結ブニ怠リ、爲ニ事業ノ退歩ヲ招ンコトヲ恐

レタルニ、天ノ我三菱社ニ幸スル、直ニ夫ノ勁雄ナル彼阿會社ヲ敢テ我社進路ニ横へ、以テ我社ノ進取ヲ奮起セシメタルヲ以テ、我社ノ基礎ヲ堅固ニセシメタリ。是我輩ガ彼阿會社ノ競争ヲ以テ喜ビトシタル以所ナリ。然ルニ彼阿會社ノ其旗ヲ卷テ競争ヲ止ムルノ今日ニ會ヘリ。我輩ハ宜ク之ヲ祝賀スベキ乎、將タ之ヲ憂慮スベキ乎、我輩ニシテ大ニ將來ニ見ルコトアラバ、寧ロ之ヲ憂慮セザル可ケンヤ。是我輩ノ各位ニ對シ、宜ク履踐スベキ地歩ヲ豫定シ、以テ前途ノ方向トナサンコトヲ期望シ、茲ニ第三回ノ演說ヲナス所以ナリ。(筆者註、綽々たる彌太郎の心境。勝つて驕らざる戒心の善謀、彼は到底一介の凡物ではない。筆者は日本歴史中、此の彌太郎に比肩すべき人物を求むるに苦しむのが常だ。彼は進んで困難に赴き常にそこに轉禍爲福を求めようとした。樂業を望まず、苦業に堪へて、その生命を躍進せんとする氣魄は、眞に當代腰拔政治家、實業家の範ミしなればならぬ道ではないか。)

我郵便汽船ノ盛衰ハ、將ニ我が一會社ニ關スルノミナラズ、實ニ我全國ニ影響ヲ及ボスモノアルヲ以テ、政府ノ我社ニ信委シ、邦人ノ我社ニ屬望スル亦重大ナリト云ハザルベカラズ。此ノ重大ノ屬望ニ當レル三菱會社ノ各位ハ、果シテ何等ノ目的ヲ以テ將來ノコトニ從ハント欲スルカ。曾テ我ニ拮抗セル勁敵ハ今已退去シタリ。曾テ我が競争セシ航線ハ今全ク我が有タル如シト雖モ

此ノ眼前ノ景狀ヲ以テ我社ノ幸トセンカ、將タ禍トセンカ。社中各位ニシテ、苟モ勝ニ狂レ、自ラ安ンズルガ如キアラバ、則我社ノ不幸亦是ヨリ大ナルハナシ。自ラ安ンズルノ心ハ、必ラズ自ラ足レリトスルニ生ズ、若シ夫レ前途ニ於テ企望スル所アラバ、各位ハ必ズ今日ヲ以テ自カラ足レリトスルニ非ズ、之ヲ如何ンゾ眼前ノ景狀ニ安ズベケンヤ。知ラズヤ、前途ニ企望スル所ノ事業ハ、後途ニ履踐シタルモノヨリモ幾層ノ艱險アリ。幾層ノ盡力ヲ要ス。然則チ各位ハ現狀ニ安意シ、今日ニ満足スルヲ得ザルナリ。

今夫我が日本環海ニハ、既ニ幾線ノ航路ヲ通ジ、以テ便益ヲ致セリ。追次意ヲ注ガバ漸ク將ニ整頓スルニ至ラントス。然レドモ支那沿海ノ通航ハ今方ニ着歩ノ初メニ際ス。抑清國生産ノ廣大ナル、貨物ノ豐饒ナルハ固ヨリ論ズルヲマタズ、各位ガ尤モ奮勵、振起シテ國家ノ洪益ヲ將來ニ圖ルベキハ、此航線ニ在リト云ハザルベカラズ。此航線ヲ盛大ニシテ、以テ貿易ノ利實ヲ増殖シ愈進ミ愈振ハバ、更ラニ新線ヲ香港、桑港ノ間ニ開キ、以テ一大新路ニ進入スベキナリ。故ニ支那沿海ニ通航ヲ盛ニスルハ、此一大新路ニ進入スルノ階梯ナリ。今ヤ支那沿海ニ通航ニ從事スルモ、唯此階梯ニ第一歩ヲ着シタルニ異ナラズ、此階梯ヲ經了シテ以テ前途ニ進出セズンバ、未ダ我航權ヲ振起セリト云ベカラザルナリ。(筆者註、當時此の如く「世界」に眼をそそぎ、雄大の

計畫を公言し得る人間が他に一人でもあつたらうか。西南役の前年である。實業家もこより政治家、軍人の中にでも、此の彌太郎の如き氣魄を達見を有し、其を實行に移し得た者があつたらうか。彌太郎の非凡なる、眞に絶讃に値するもの云はねばならない。

斯ノ如キ大業ノ前途ニ横タハル者アレバ、今日ノ事業ハ僅ニ着手ノ階梯ニ第一歩ヲ進メタルノミ。左右ヲ顧盼シ自ラ反省スルトキハ、其將如何哉。今、我沿海ニ於テ我ト競争スベキノ船舶ナシト雖モ、豈亦勁敵ノ現出セザルヲ保スベケンヤ。假令之レナキモ我輩ノ事業ハ到底一モ競争者アラザル者ナシ。其競争ハ我輩ノ目的ヲ達スルニ於テ實ニ避ク可カラザルノ性質也。兵法ニ所謂先ヅ勝ツベカラザルヲ爲シ、以テ勝ツベキヲ待ツノ理ヲ守リ、自ラ不敗ノ地ニ立チテ他ノ景況如何ヲ顧ミザルノ外ニ良計ナキヲ知ル。故ニ我輩ガ社員ニ望ム所ノ者ハ、益々我船舶ヲ堅クシ、我駕駛ヲ快ニシ、運價ヲ適當ニシ、接待ヲ懇切ニシ、荷物ノ運搬ニ注意シ、日清ノ貿易ヲ盛大ニシ中外人民ノ信依ヲ厚スルニ在リ。桑港ノ波光山色ト相映輝セシメ、我日本帝國ノ郵便線路ヲシテ地球ヲ横絶セシムルニ至ラバ、則廻漕ノ事始テ觀ルニタレリト云フベシ。我輩各位ト負擔スル所ノ義務ハ此如、豈タゞ彼阿會社ト競争ノ一勝敗ヲ得テ傲然己レニ誇リ、人ニ驕リ、以テ我が義務ヲ盡セリトス可ケンヤ。」(傍點筆者)

彼の抱懐する主張の雄大なる、眞に刮目に値するもの云はねばならない。飽くまで小成に安んずることなく、其志す所は世界海上の征服であり、日本帝國の國威伸張の外に何物も無かつたのである。困苦に屈せず、悲運に動ぜず、徹頭徹尾其の素志の貫徹に邁往する處に、彌太郎の眞骨頂があつた。日本帝國の郵便線路をして地球を横絶せしめん云ふ主張は、西南役前の日本にまつて正に誇大妄想に近い壯語云はれたのである。然るに彼は此の主張の貫徹を信じた。日本船が全世界の港に輻輳し、三角菱の旗旌に依つて世界海上征覇の大業を完成するこゝは、彼の念頭を離れぬ希望の夢であつた。而も此の大志は、今日に至つて日本郵船の名の許に實現されてゐるではないか。我々は今、全世界を震撼する我が對外貿易の發展を持つ。此の凱歌の裏に、彌太郎の鋼鐵の如き意志を思はざる者は共に談ずるに足りないのである。嘗て「其獨立自主國の權利を抛擲するこ相距る果して幾何ぞや」を喝破した彌太郎の叫びを思へ。我々は今日海運の隆昌を眺める度に、彌太郎の切磋琢磨の偉大さを思はずには居られないのである。

此の對ビ・オー・會社との輸贏は、明治九年の夏までに決せられ、三菱は完全に極東の航海權を掌握したのであつた。

讀者は前章に於て、驛遞頭から三菱へ下附した第一命令書を記憶してゐる筈である。丁度三菱

がビ・オー・會社を敗退せしめて間もなく、かの命令書の第十四條に「此命令書に定めた條件を一ケ年確實に遵守して不都合がなければ、更にその日から十四年を期限として現業を繼續させる」と云ふ規定に基き、第二命令書が下附されたのであつた。

第二命令書

第一條

一、明治八年九月十五日附テ以テ渡シタル命令書ヲ第一、此命令書ヲ第二ト稱シ、兩命令書ヲ併セテ存立セシムベシ。

第二條

一、第一命令書第十四條ニ從ヒ、同書ニ掲ケル各款ノ約束ハ本年九月ヨリ以後十四ケ年ヲ限期トシ保續セシムヘシ。

第三條

一、其運航費助成金トシテ給與セル年額二十五萬圓ハ、以來左記ノ各郵便線路ニ定額ヲ分賦シ之ヲ其各線路ノ助成金ト定ムヘシ。
 一金二十萬圓 上海線路

一金二萬圓 東京、横濱、大阪及神戸間ノ線路

一金一萬圓 東京、横濱及函館間ノ線路

一金一萬圓 東京、横濱及新潟沿海諸港間ノ線路

一金五千圓 東京、横濱及勢州、四日市間ノ線路

一金五千圓 長崎、五島、對州及朝鮮、釜山浦間ノ線路

但茲ニ記載スルノ額ヲ其社ノ都合ニ因テ甲乙流用スルモ妨ゲナク、又當寮ノ都合ニ依リ命シテ之ヲ右左流用セシムル事アルベシ。

第四條

一、第一命令書第八條ニ記載スル重量ノ款ハ删除シ以後ハ其重量ヲ問ハス都テ無貨トナスヘシ。右之條款内務卿ノ命ヲ以テ相達候也

明治九年九月十五日

驛遞頭 前 島 密印

これより先き(明治八年十一月一日)第一命令書の第十一條に基き、商船學校も設立され、水火夫取扱所も併せて三菱が管理する事になつた。之に對し政府の助成金年額一萬五千圓が下附されたことは云までもなかつた。此の如く、外國汽船會社を驅逐した三菱は、漸く基礎の安泰を見る

に至つたのである。彌太郎は社業の年一年と擴大して行くのを見て、社の組織と統制の必要を痛感して來た。殊に全生命を賭して戦つた疲勞が、漸く彼の健康を害ひ始めて來た。彼は事業に對する熱意を少しも失ひはしなかつたが、永劫に渡る組織と統制の確立を急いだ。明治八年五月三菱商會が三菱汽船會社と改稱した時、社則を作り社制を改め、運用課、會計課、書記課、監督課の四種をなしたが、最早これでも不便を感じた。そこで彼は莊田平五郎に會社規則の起草を命じたのであつた。事實、彌太郎の健康はその頃からそろ／＼害はれ始めてゐた。嚴密に云へば、明治七年の九月に、彌之助を副社長とし、一時社務を總攝せしめた頃からであるが、其時はすぐ全快して前述の如く打ち續く難戰の陣頭に立つてゐたのであつた。西南役の前後頃には繁忙の爲め彌太郎自身にはさほごも感じじなかつたらしいが、彼の身體は徐々に蝕れてゐたのである。

此の西南役に於ける彌太郎の活躍は素晴しかつた。當時鐵道は未だ開通せず、交通機關の樞要を握る彌太郎の一舉手一投足は、此の動亂の運命を左右するものとして注目されたのであつた。三菱の向背は南洲の運命を左右するものであつた。彼の全生涯を通じて最も惡罵されるほご、彼の辣腕の牙えを見せたのも此時であつた。所謂大政治家連が彌太郎に引きづり廻されたのも此頃からの事である。

第七章 西南の役と三菱の隆昌

一

「西郷立つ」の飛報は電撃の如く政府大官の耳を打つた。それは明治十年二月十五日のこゝで豫ねてより期せられた避け難い衝突の一つであつた。彼が明治六年征韓論に敗れて歸郷して以來九州一帯に於ける人心の趨向は頗る不穩なるものがあつた。桐野利秋、篠原國幹以下鹿兒島出身の將卒も相率ひて彼に従つてゐただけ、私學校を設けて郷黨の子弟を教育する西郷の心境も色眼鏡で見られ勝ちであつた。殊に明治九年に佐賀熊本の亂が起るに及び、鋭敏な大久保の頭腦には衝突の避け難きこゝが寫つた。遂に政府は其禍機を憚り、鹿兒島の彈藥製造所を大阪に移し、其の不慮に備へた。大久保、大隈等の三菱援助が萬一の場合に於ける運送機關の獨占にあつた云ふ説は、まんざらの憶測でもあるまい。それは確かに痛ましい爆發であつた。一月三十日、私學校の生徒が西郷の留守に蜂起し、否應なしに彼を此の渦中に引込んだ事は人の知る處である。當時彦根の大東、金澤の島田、和歌山の陸奥を始め、高知にも立志社なき云ふ反政府的な連中があ

り、西郷一度立たんか、全國の反政府黨は風を望んで立つこの風評が行はれてゐた。それは哀れむ可き錯覺であつた。西郷の背後には生徒だけでなく、全国各地に蟠居する約四十萬の失職武士が後援するものと思はれてゐたのである。西郷の恃む所は此等の傳統的武士階級の精神氣魄であつた。然しながら、此の蟠居する士族が立ち上るには、充分な連絡と絶好の時が必要であつた。

私學校の壯兵は此を無視して立つた。たゞ西郷立たば彼等應ぜん自負した錯覺は、彼等を惨敗の窮地に叩き落す結果になつたのである。所謂文治派の大久保、木戸、岩倉を中心とする非征韓論者は、名分に於ても經濟上に於ても遙かに有利な地位にあつた。而も文治派の背後には國民皆兵の新制度に依つて訓練された新しい軍隊があつた。此の軍隊は土百姓素町人の軍隊は云へそれに應ずる文明の利器を持つてゐた。此戦は要するに日本最後の封建的精鋭と、此に對抗する新興的勢力の相搏撃する最初にして、最後の血戦であつた。此戦の経過は讀者の既に熟知する處だから省くが、一萬五千の兵を率ひた西郷の致命的な劣處は、交通機關の皆無にあつた。彼が若し若干の軍艦又は汽船を持ち、神戸若しくは横濱に迫撃したならば、その運命はさう轉換してゐたか判らなかつたらう。それこそ、全國の反政府派は彼の名聲を慕ひ、風を望んで相呼應したかも判らなかつたのである。戦局の進展につれ、政府が苦戦をし始めた時、三菱の商船が如何に彼

等の不安を除いたかを見れば、全く思ひ半ばに過ぎるものがある。白柳氏は「西郷が一萬五千位の兵を率ゐて薩摩から、肥後に進出し、熊本城を包圍するといふことは初めから誤つてゐた」と云ふが、それは適評である。西郷小兵衛は、初めから長崎を襲撃し、政府の軍艦を奪ひ、船舶を掠め、馬關を擁して義を天下に唱ふるに如かず主張したと云ふが、その方が寧ろ賢明な策であつたかも知れない。然し何れにしても軍艦も汽船も一隻も持たずに戦つたのは餘りに無成算であつた。彼等の烈々たる意氣と闘志が、よく新興軍隊の精鋭を喰ひ止めたとは云へ、遂には押し寄せる大兵の威力の前に屈服せねばならなかつたではないか。此の大兵の輸送力を完全に把握してゐたこと云ふ事が、政府軍の勝利の鍵であつた。此に於て、三菱の存在が如何に政府の勝利に重大な關係を持つてゐたかを知る事が出来よう。勿論、政府には賊軍討伐と云ふ好辭があり、兵士の財力は薩軍に比して壓倒的な優勢を保つてゐた。然し運輸交通の機關が彼等の手を放れたならばそれは五月人形に鐵砲を持たせた様に、何んの効果も現はさなかつた筈である。三菱の存在は眞に彼等にまつて旱天の慈雨と云ふも過言ではあるまい。

三菱は此の戦の鍵を握る立場にあつた。三菱對政府の關係は全く主客顛倒し、驛遞官の如きは恟々として、三菱の鼻息を窺つた云ふことも有りそうな話である。人は此の戦に於て、彌太郎が凡ゆる無理難題を掛けて搾れるだけの金を政府から搾つた云ふが、大久保にしる、大隈にしる當時の政府の役人達は、此の如く腰抜けの愚物であつたらうか。或は、是までの三菱への補助金の高から云つても、かやうな場合政府の役に立つ云ふ事は當然であり、かやうな場合政府の爲に必要な船舶を提供するのも當然だが、之が爲に政府の命令に依る定期航路を廢するが如きは言語同斷である云ふ人がある。又或人は彌太郎が西南の役の勃發と同時に上海航路を休止しその船舶をすべて引上げてゐるが、之は彌太郎の狡猾さを現すもので、官金詐欺の惡策である云ふ。然しながら、西郷立つこの飛報で、天下分けめの戦の如く思つた政府が、此の場合三菱に通常通りの定期航路を續けさせたか否かを考えて見る必要がある。それこそ平常の通り上海その他の定期航路を續けてゐたら、日頃の保護を云々してその中止を迫つたに違ひない。政府の狼狽と驚愕を思へば此の解釋の方が至當ではないか。それを補助金唯取りの目的で定期航路を休航したと評するなきは全く見當はずれ云はねばならない。殊に上海航路の就航船は選りぬきの優秀船舶であつた丈、寧ろ定期航路の休航は政府の勸請に應じたを見るのが本當ではないか。

試みに、薩軍立つと同時に徵發された三菱の諸汽船を表示してみよう。三菱が船腹の不足を訴えて七十萬弗を借款した理由も明瞭に判るのである。

船名	受命日	解用日	船費收納額
金川丸	二月九日	十一月十三日	一四九、四七九、三七八
黄龍丸	同 十二日	同 二十日	一一六、四八四、二七五
赤龍丸	同 上	同 十三日	一一七、三七一、七八四
兵庫丸	同 十三日	十二月六日	一五二、九二三、八六六
蓬萊丸	同 上	十一月十五日	一〇五、一七九、四五八
社寮丸	同 上	十月二十六日	一一六、一二六、〇九二
東海丸	同 十五日	十一月三日	一三〇、二五八、一二〇
隅田丸	同 十九日	同 七日	一五五、二三三、五六六
九州丸	同 上	同 十七日	一一七、二四六、九七一
西京丸	同 上	同 十七日	一、五九五、九九二
品川丸	同 二十日	同 九日	一二三、八七三、八八二
支海丸	二月二十日	八月二十日	一二七、七六三、八一
扶桑丸	同 上	十一月十一日	四五、四六一、四四一

鹿兒島丸	五月二十九日	十月三十一日	一四、八五二、七五六
千里丸	六月二日	三月一六日	三一六、七六〇
平安丸	同 十日	十月十三日	一四、七一五、六二四
萬里丸	同 十八日	十二月二十五日	一七、七四七、二〇〇
熊本丸	七月五日	十二月二十四日	一一二、四六五、一七八
延年丸(庫船)	同 六日	十月二十九日	五、八五九、七〇八
繁榮丸	同 九日	同 十三日	一一、二九九、三一一
快鷹丸	七月十五日	十二月一日	九、〇四八、八八〇
玉川丸	同 十七日	十月三十一日	六、二四六、三四七
和歌浦丸	同 十九日	十二月一日	一〇〇、〇三八、五六三
櫻島丸	同 二十二日		一、一二五、四四七
住ノ江丸	同 二十九日	十一月二日	六一、一三二、六二三
高千穂丸	八月二十日	同 五日	六二、八二七、一二八
九重丸	九月五日	十二月二十九日	六三、二〇七、八一八

備考 二、三の著書には、此の外に秋津州丸と云ふのがあるが、記録がないので不明である。又、白柳氏著及び三菱反對派の著述中には、三菱が政府を強要して得た借金で買ったと稱する船の中に、貫效丸、愛宕丸、を加へてゐるが、右記で明白な通り、兩船は例の借款の成立した六月四日より以前に受命してゐる。

田子ノ浦丸	十一月二十日	十一月二十六日	五六、六二六、五六二
敦賀丸	同 上	同 二十五日	一四一、七四九、五四六
千平丸	同 二十一日	十二月十五日	八四、二〇七、六七〇
太平丸	同 二十二日	十二月十五日	一二七、二六六、二四一
豊島丸	同 二十三日	十月十八日	一〇三、九〇二、四七三
青龍丸	同 二十五日	十一月十八日	八八、三七一、六一六
快順丸	同 二十六日	九月八日	七六、七五六、五〇四
名護屋丸	同 二十七日	十一月十一日	一、六二四、三四九
瓊浦丸	同 二十八日	十一月十一日	一一〇、六八七、五七一
東京丸	同 二十九日	五月二十九日	一、五〇一、八一
コレヤ(雇船)	同 三十日	五月二十九日	二、五一、一二八
浪花丸	三月二十六日	九月十七日	三九、九二八、三六四
ジユナ丸	同 三十日	十一月十一日	四五、二七五、三四七
貫效丸	四月六日	十一月十一日	二〇、五〇七、四四三
廣島丸	同 三十日	九月二十六日	八二、四九三、九三七
愛宕丸	同 上	十二月十二日	七四、六三六、〇二九
玄龍丸	五月十六日	十一月七日	

ることを見ても、何等かの間違であることが判らう。此の兩船は天草丸等の如く同年二月以降に購入した汽船である。

右表の如き徴發に接して如何にして定期航路を繼續出來ようか。強いて其の責任を問はうとするならば、此の如きに至らしめた政府及び南洲一派の蜂起を攻撃すべきである。同時に此の戦が如何に當時の政府にまつて全力的な對戦であつたかも知る事が出來よう。たゞへ平常補助を受けてゐたことは云へ、三菱は營利會社である。補助は要するに補助であつて、政府に依つて經營せられてゐたのではない。従つて成算を度外した馬鹿げた商賣をやる筈はないのだ。彌太郎がこれだけの船を徴發された半面に、それだけの失費を要求したのは當然すぎるほゞ當然である。第一政府が此の如き場合に自分の所有船を動かすが如く、營利會社の船を勝手に動かし得ると思ふのが間違である。商賣は飽くまで商賣である。採算を無視して商賣を行ふが如きは商人として落第である。商賣の根本は勘定で立つからと云へ、感情で立つてゐるのではない。それも三菱が錦旗に弓を引く賊徒に味方するとか、賣國的行爲に出ると云ふ様な、大義名分を没却した行動に出たのならばと云ふもかく、一切の航路を休止して、政府の徴發に應じた以上、金を請求するのは理の當然ではないか。又例の借款問題にしても冷靜に考える必要がある。戦亂は仲々鎮定せず小倉の乃木希典軍は敗退し、大擧して西下した政府軍も田原坂を抜き得ず、激戦十數日に亘つて悲觀説が

盛んに流布されてゐたのである。岩倉も大久保も心中祕かに危懼の情を抱き、なんぢかして賊軍を一蹴しようと思つた。然るに三菱は船はもう殆んど全部を動かし切つてゐる。此時彌太郎が十隻の船を買入れ様としたことは何等非難さるべき性質のものではない。彼は六月四日七十萬弗を政府から借入れ不足分を會社から出資して熊本丸等を購入したのであつた。これが彌太郎の七十萬弗強請事件として、反對派から罵倒される事件である。而も此金はたゞ貰つたのではない。十ヶ年賦、一ヶ年五萬弗五分利返納と云ふ立派な借款であつた。馬鹿げた戦争をした連中が批難されずに、徴發に應じて仕事をした商人が、儲けたと云つて強盜呼りされるなと云ふことは人殺すきの連中らしい世迷言ではないか。四十五隻もの船を十月餘も動かし放しで動かしたら、運送収入が巨額に上るのは當然である。此等は商人の立場を無視した暴論と云ふより外はないのである。それでは、三菱が國家航權の伸張の爲に死力を盡した時、國民は眞に此の偉業を一度でも積極的に應援した事があるのだらうか。

人を罵らんとする者、先づ汝の頭を石をもて打て。

此の西南役は一月三十一日の私學生の蜂起より、九月廿四日の勦滅まで八ヶ月を閲したのであつた。此の八ヶ月間に三菱の得た純益は七八百萬圓又は千萬圓に傳えられてゐるのであるが、三菱の考課状は左の様な事實を傳えてゐるのである。

明治十年損益勘定書

收 入		支 出	
助成金	二六二、七〇〇、〇〇〇	船費、小蒸汽船	一、四二九、九四四、二四五
荷物運賃	七二一、四七三、六五五	庫船修理費	三三七、九六三、一六三
船客運賃	四四一、五六六、八七五	荷物受渡費	一六〇、六五九、五九九
御用船並各船雑収入	二、九九九、三四二、一八八	陸費、輕下船、地所	五二四、三七六、九七一
輕下船收納	九六七、一二五	家屋、大阪稻荷經費	四七、〇〇二、三五〇
地所家屋收納	一、七六〇、八六七	利息	四、八二九、一四四
雜收 納	一二、四八八、三六四	交換所費	三三一、八四九、八七七
藏入利益	六、七一〇、九四八	減價	三九二、四〇九、二六〇
合計	四、四四七、〇一〇、〇二二	保險	三、二二九、〇三四、六〇九

備考 収入支出の差は百二十一萬七千九百七十五圓四十一錢三厘で、所謂暴富一千萬圓の八分の一強にしか當つてゐないのである。

次に同年末に於ける資産、負債の勘定書を示せば次の通りである。

明治十年末資産勘定書

名 稱	金 額
通 貨 洋 銀	二、〇〇二、六四一、九五五
三菱製鐵所資金	五〇、〇〇〇、〇〇〇
地所家屋並ニ諸道具	一〇二、三三二、七四四
各 支 社 預 金	一一、〇七九、二七一
各 船 々 價	三、三二九、四三六、〇七二
各 船 準 備	七、二七九、〇二六
諸 假 渡	九四、八九五、六八〇
運 賃 假 渡	六、四五四、八七八
仕 送 金	三、七九六、二三九
經 費 係	一〇〇、八〇六、五四二
石 炭 係	六五、六〇六、〇二一

筆 紙 墨	一、二二五・三二三
藏 方	五三、九三〇・九一一
東 西 會 社	一、三一二・四四〇
支 那 日 本 商 會	六、八五四・四五〇
ヲ ル シ ホ ー ル	四一・二七〇
各 船 修 繕 前 佛	六〇、七五〇・〇〇〇
陸軍省、鹿兒島縣、長崎縣、公務係	九四、四五四・七二五
紀伊ノ國丸帆前改造	七、九六四・五四八
ド ッ ク 造 營 費	一、九九〇・一八九
上海船食物酒勘定	五、六三八・九一七
御拂下船舶代改正船價ノ差金新鴻丸高砂丸ノ分	一五、九九九・〇八一
上 海 線 買 收	四〇、〇〇〇・〇〇〇
舊 資 本	三〇、一八七・六二五
別 途 渡	五〇・〇〇〇

帳 外 資 本	二、〇〇〇・〇〇〇
公 債 證 書	二一八、八〇九・八五〇
新鴻丸高砂丸英國航ニ付テ修繕費當季ニ關スル分	七、八九六・七〇三
千里丸衝突費之船價ニ組入有之所	一、五三二・一三七
改正船價ニ編入相成ザルヲ以如斯	一三・七五〇
四日市支社備通船同	一三・七五〇
合 計	六、三二五、九八〇・三五一
明治十年末負債勘定書	
名 稱	金 額
政 府 拜 借	二、八六〇、五八七・六六四
社員積金並取次人身元金	一三、五三六・三二一
給料仕拂未済	五、九三〇・九〇二
仕 拂 差 圖 書	九七三・七二二
太 平 海 會 社	四六六・〇九〇
利 足 仕 拂 未 済	二六、九五六・二五八

賞 與 金 未 済	四、七八九・四五〇
商 船 學 校 資 金 預	二、三九四・一一五
爲 替 方 並 三 菱 製 鐵 所 利 益	二六、五二八・二七六
運 賃 其 他 假 納	一七三、六二九・三一七
通 貨 洋 銀 立 替 ノ 差	二二、九二二・九〇八
補 正	一・〇三一
保 險	三九二、四〇九・二六〇
舊 三 菱	三四三、七九一・二九九
別 送 勘 定	八六九、四二〇・一三二
前 季 迄 益 金	五九三、八八九・九一一
當季ニ於テ舊三菱ノ計算ニ相成タルモノ差引殘高	八、九一六・六〇二
新 船 買 收 交 換 金	四五、一二五・〇〇〇
當 季 益 金	九三二、七一二・〇九三
合 計	六、三二五、九八〇・三五一

此表を見ても判る事は、明治三年十月九日を以て創立した土佐開成商社（九十九商會）が、此の如き膨張をした驚異すべ事實である。彌太郎の腕の冴えは全く驚嘆の外はない。西南役によつて社の基礎を固め得た彼は、俄然その勢を増大し、名實共に備はる日本隨一の大汽船會社として勢威を振ふこゝが出来たのである。

四

此の場合千萬圓純益説に眼を轉ずるこゝも無駄ではあるまい。白柳氏の著書にはそれが詳細に書かれてゐるし、他の三菱攻撃文も多く同氏の意見を採用してゐるらしいので、その内容を略記してみよう。

『……政府が戦争破裂以來、八ヶ月間に三菱を主とする内地の各汽船會社に支拂つた運送費實に總額千三百萬圓、此の大部分が三菱のものとなつたこゝはいふまでもない。併し如何に三菱が暴利を貪つたにしても此運送費が丸儲けでなかつたこゝは勿論である。併し、當時三菱が政府に要求した運賃は法外にも、亂暴にも申しようのない高率のもので、假りに右千三百萬圓の中三菱に支拂はれたものを千萬圓と見て、その七八割即ち七百萬圓から八百萬圓が三菱の純益であつた』

云ふことは何人も疑ひを容れざる所であらう。……政府は戦争がもつて永引くものと思つたから三菱の運送船に託して、盛に軍需品を戦地に送つた。それで戦争が片付くまで、戦地に輸送の途中各地の倉庫を始め船に山積み積ました軍需品は一時に不用に歸し、三菱は其軍需品を再び政府の指定場に送り返さなければならぬ義務を負つて居た。處が三菱は正直にその義務を果そうとはせず大部分は既に消費してしまつた云ふ報告をして、猫ば、をきめてしまつた。此の利得云ふものも決して端金ではなかつた。云々」云々、(岩崎彌太郎傳参照)そして更に汽船購入の補助金七十萬ドルを加算して、一千三百四五十萬圓の不當利得をせしめたこと斷じてゐるのである。筆者は前述の三菱考課状を對象して餘りの距たりに啞然としたのである。ここで此説の當否を検討する。ここは本書の目的ではないので省くが、一體運送費千三百萬圓云ふ政府の會計報告は全部的に信用出来るものであらうか。少なくとも、此の運送費の全部が三菱を始め、各汽船會社に拂つた金額だと肯定することは危険である。要は當時の役所の明細な報告を見れば判ることで、支拂内譯表を見ての斷定なら己むを得ないが、そうでないこととする。此斷定は少し獨斷すぎはしないか。運賃が法外にも亂暴とも云へぬ高率云ふが、筆者は當時の正當運賃が如何なる値段かを知らぬので此の批評は遠慮するが、汽船購入の爲めの借金を利益に加へたり、軍需品猫ば、事件を多額に

見たりした總計は、そのまゝ、鵜呑みは出来ない。殊に當時の大官が彌太郎に買収されたり、籠絡されたり、恫喝されたりした云ふ様な汚醜粉々たる政治家であるとしたら、彼等の會計報告の方が遙かに疑はしいものとしなければならぬ。金に依つて政治を私し、恫喝に會つて政道をまげ様な醜吏なら、彼等自らが私利私慾の爲に、會計を偽瞞すること位は朝飯前の仕事であつたらう。筆者は若し此の三菱の不當利得が眞實であるとしたら、此の如き暴富を甘んじて獲得せしめた在朝大官の醜弄さを攻撃せずには居られないのである。

245 語物世創菱三

第一、彌太郎が大隈等を籠絡したことを批難する人があるが、明治維新の政府當路者が如何なる行爲をこつてゐたかを熟視する必要がある。政府の基礎の確立せぬドサクサ紛れには、色々な暗い出来事を生んでゐたこと考へても差支へない。新政府が非常に金に困つてゐたことも事實だし三井も小野も島田も鴻池もかいふ連中の援助を受けたことは周知の事實である。此の爲替方の連中は、まだ新政府がどうなるか判らない時代に金を貸すのだから、相當の危険を買つたものであつた。従つて其間、隱密の中に交換條件が持ち出されたこと見ても誣妄ではあるまい。三井組は井上馨に、鴻池は公卿出の三條や岩倉と結んだのは有名な話である。殊に井上のやり方などは最も甚だしい方であつた。此の火事場と同じ様な混亂時代に、彼等のやつた仕事は到底公開出

来るものではなく、後藤が舊藩の張簿を公然と焼却した位はまだ陽性で愛嬌がある位であらう。小野組や島田組の破綻したことは、彼等が政府當路者との間に何等の關係がなく、その保護を受けることが極めて薄かつた爲だ云ふ人があるが、此話なきは當時の大官連の裏面を最もよく物語るもの云はねばならない。

従つて、彌太郎の對政治家關係に於ても、決して清淨潔白なもの云へない。清淨潔白であつたら、大官連が前述の様な要領のよすぎる連中だから、やつて行ける筈はないのである。賄賂をやり、御馳走をしなければ動かぬ政治家の存在を、眞先きに問題としなければならぬのだ。權力を背景に、弱い商人から、ふんだくらうとする根性を糺弾せねばだめだ。官に此の如き者が充満してゐれば、勢ひそれに近づくものは、此の手段を取るに至るのである。極端に云へば百計盡きての一計は、官を買収するの外はなかつたのである。

殊に彌太郎攻撃の種は、品川彌次郎や自由黨の一派から澤山出てゐるし、併せて大隈を斃さうとの根柢があつただけ、手段を選ばざる曲説が充満してゐるのである。我等が確證なくして之を採用することは、徒らに財閥憎惡の狂説に油をそぐことに外ならないのである。

五

此の西南の役の眞最中に彌太郎らしい挿話がある。

丁度明治十年三月のことで破竹の様な勢で奮闘する薩軍の爲に、全國民が恟々として其の戦況を見守つてゐた時であつた。人々は、各地に於て不平を抱く士族が何時名分を得て蹶起するかも知らぬ云ふ豫想から、官軍の勝利を確信する事は出来なかつた。商人等は殆んど不安の中に彷徨してゐる様な状態で、その將來を見透すものは少なかつた。然るに彌太郎は冷然として、官軍の勝利を確信し、遙かに戦後の三菱の經營に眼をそそいでゐたのであつた。それには莊田平五郎氏宅の左の如き書簡の中に明瞭に看取することが出来るのである。

『不相變御精福可賀々々。過日は淺田も來着、日々勉勵致居候。西南之翁舉動何にも言語に相成不申、乍併餘程官軍も御奮發に候へば、不日蹙殺之事は必然にて候なり。諸汽船悉く當地に候上は、其地は極閑暇無事と察被候。就而は今此之際、過日來小生之尤意を注する處之諸課章程、會社規則等何分にも御奮發、御編成相祈候。小生も十日以内には是非歸京の積に候間御面晤に而彼是可相伺候へ共、不取敢勿々右耳不宣。』

三月四日

彌太郎

(筆者註、傍點筆者。尙文中の假名遣は筆者に於て訂正した。宿利氏著莊田平五郎より轉載。) 彌太郎の意氣は既に西郷を黙殺してゐるのである。而も眼前の戦況よりも、戦後に於ける經營を重んじ、社則の推敲を促すあたり、彼らしい落ち付きと達眼ではないか。

丁度大阪旅行に出發する時のことであつた。彼は大阪に三十六時間を経過するに無効になる様な重大商用を控へてゐたのである。然るに汽船は皆軍用の爲に引上げられてしまつて、時間内に大阪へ行く方法がなかつた。然るに彌太郎は敢然として旅装を整へ在金を懐中にねぢ込み、呆きれ幕僚を尻目に此困難な旅程に上つてしまつた。彼の頭の中には、少年時代に江戸から土佐まで十三日間で走り続けた記憶があつた。(第三章既述) 而も殆んど無一文の旅である。然るに今は人力車がある。金にあかせて東海道を次々に走らせれば、三十六時間で必ず行き着くことが出来るに確信したのであつた。されば出發と同時に直ちに人力に乗り込み、札で車夫の尻をひつぱたく様にして東海道を走らせた。(以下白柳氏著岩崎彌太郎傳より抜萃)

彌太郎の車は飛ぶが如く、國府津、小田原を過ぎて箱根の湯本に着いた。彌太郎は茲で人力車を捨てるに、懐中から一束の札を取出して、それを集つて來た雲助さまの中に投出すに、大聲に嗚り立てた。

「さうだ皆!、此處に集まつたこれだけの人数で、ホンの一刻の間に己を三島まで運んで呉れぬか。さすれば己は必ず豫定の時間内に大阪に着いて、大切な用事を済ます事が出来るのぢや。賃銀は倍にして支拂つてやる。」

「宜しい! やりませう!」

皆が異口同音に答へた。かやうにして彌太郎の駕籠は十數人の人夫に昇がれ、さしも八里の險路を坦々たる平地を往くに等しく僅かの時間の中に踰して三島に着いた。三島からは又人力車にかへ、前曳き後押しで飛ぶが如くに西下し、やがて濱名の渡しに差かゝつた。

折あしく其日は西遠名代の空ツ風で、遠州灘から打寄せる小山のやうな巨浪は物すごく、今切の淺瀬を乗越し、其餘勢が白々し辨天島の方に打寄せ、渡船は全く杜絶えて居た。

「オイ船頭! 早く船を用意してくれ! 明日の正午までに大阪に往き着かぬと腹を切つて死んでも追付かぬことになるのぢや」

「そんな急ぎの用事かは知らぬが、此の風の中をさうして越されるものか。無理をして、ひよつと間違ひでもあつたらさうする。悪いことは云はぬから、明日にしなさい、明日に!」

「明日に? 悠長なことをいふな。明日にしてよい程なら、何も事をわけて頼む所はない。渡賃

はお前達の望み通りにしてやる。ソレ、これは當座の褒美ぢや。」

彌太郎は例の如く幾枚かの札を懐中からつまみ出してそれを番屋の中に投込んだ。(以下略)

彌太郎は此處で、禪一つの裸になり自ら胴の間に突立つて船頭を指揮し、全身に怒濤のしぶきを浴びながら、無事に新居の岸に着き、そこから又人力で強行して、遂に三十六時間内に大阪へ往き着いたのであつた。彌太郎の果斷勇往を現はす挿話として、誠に恰好のもの云はねばならない。

六

西南の役が實に無益な戦であつたことを知るだけ、世人は三菱の發展を憎んだ。祖國を荷ふ人材を失ひ無辜の財産を烏有に歸せしめた半面に、三菱獨りが其の社礎を益々磐石の如く固めたこと云ふことは、世の嫉視、排撃を促すことになつた。凡そ此位無茶な話はない。無茶な戦を行はねばならぬ事情も、此の無益な戦を敢行した當事者を責めず、彌太郎を攻撃するが如きは見當違も甚だしかつた。然し、大衆は此の見當違ひに白熱する危険性を常に持つものである。人の成功を呪ひ人の立身を嫉むのは狭量な人間の性癖である。人の生れながらにして持つ果報を無視して

彼は詐欺をした泥棒をしたと罵る。我れをして彌太郎の地位に置き、彌太郎の如く政府の大官連を籠絡せしめ得れば、我も亦彌太郎の如くあるべしと自負して、盛んに彌太郎の曲事なるものを吹聴し論難する。笑ふべき無智蒙昧ではないか。泥棒だ詐欺だ云つて嚴密に人間を調べ上げたから、世の中は盡く乞食と泥棒の集りではないか。正法を知らずして人の功罪を論難するが如きは猪口才千萬である。彌太郎の抱懐する信念は、積極的開國主義の外に何物もなかつた。彼は産業を振興し、國富を増進して、日本帝國の存在を世界に光被せしめようとしてゐたのである。此の目的の實現の爲に、馬觸るれば馬を斬り、人觸るれば人を斬るの闘志を以て直往邁進してゐたのである。當時にあつて此の如き遠大の計畫を抱藏せる者、果たして幾人を數へ得るか。それにしても彌太郎の怪腕は少し辛辣すぎる傾はあつた。西南役前の江華島事件の際の如きがそれだ。

丁度明治八年九月雲揚艦長井上良馨(少佐)が韓國西海岸より清國牛莊に至る航路を測定せんとして江華灣に入り、飲料水を求めやうとして漢江を溯り、永宗城の附近に至つた時であつた。突如、草芝砲臺より砲撃を受けた爲に、井上少佐は敢然と應戦し草芝砲臺を屈服せしめ、永宗城を陥落して其守兵三十五人を殺し、十餘名の捕虜と大砲數十門を鹵獲して、長崎に引き上げたのであつた。此時政府は斷然強硬策を採用し、應急の措置として軍艦一隻を釜山に派遣したのであ

る。十二月には黒田清隆井上馨を各正副使に任命し、明治九年一月六日には軍艦五隻を率ひ、玄武丸に搭乗して朝鮮に赴かせた。目的は修好條約の締結と江華灣發砲の理由問責の爲めであつた之と同時に陸軍卿山縣有朋は兵を率ひて下關に赴き、三菱の汽船を集中して何時でも朝鮮を脅威しようし準備を整へたのである。然るに此の日本の強硬策に驚いた韓國は一も二もなく屈讓してしまつた。全權黒田清隆が修好條約を締結し、江華灣發砲の謝状を携へて復命したのは三月五日のこゝであつた。問題の實際に緊張したのは僅々一ヶ月位のこゝであつたが、彌太郎は辛辣にも此の時四十萬圓の金を政府に出させたのであつた。彌太郎の凄腕もさるこゝながら、金放れのよい政府の大官連にも一驚を喫せずにはゐられないのである。彼はその後、西郷の歸郷以來不安で恟々としてゐる政府に對し、琉球の開發、小笠原島の拓殖、浦鹽斯德への新線路開設等の名目のもゝに多額の補助金を要求し、政府をして盡くこれを承認せしめてしまつた。この邊の手腕は實に鮮かなものであるが、世間は振り舞はされた大官に寛で、彌太郎を憎惡したのである。そこに前述の如き西南役が勃發し、三菱の基礎が搖ぎなきまものゝなつたので、轟々としてその旭日の如き勢威を嫉みだしたのであつた、要するに喬木は風に憎まれ、出る杭は打たれると云ふ俚諺に外ならないのである。哀れむ可き燕雀の叫聲ではないか。

第八章 喬木風に打たる

一

西南の役が終了するに、東洋の航權は全く三菱の支配に歸してしまつた。上海以東に於て三菱に抗し得るものは一つもなかつた。然し彌太郎は決して之を以て満足せず、地球を横絶して日本帝國の國威を光被せしめるに云ふ念願に直進した。言ふまでもなく彌太郎は天衣無縫の君子人ではない。兵馬倥傯に叱咤する草創の將である以上は、權謀術數に秀でてゐたのも當然であつた。既述せる彼の告諭を見ても判る様に、彼は常に鬭争を欲し敵の出現を喜んでゐた。彼が其の宿望を世界海運の征服に求めたこゝは、必然的に三菱の内容充實に其の力を傾倒せしめたのである。苟も三菱の利益圏を侵すものは、容捨なく打ち倒さねばならなかつた。兎の如き弱敵に對しても獅子の如き強敵に對しても、寸毫も假借する所なくその全力を擧げて屠つた。彼の歩んだ道は、制覇への絶えざる精進に外ならなかつたのである。此の霸道を歩むこゝが許されぬ罪惡だとして批難するならば、我々は所謂日本歴史や修身教科書に累積する霸道讚美を指摘しなければならな

い。財界ミ云はず、政界ミ云はず、眞に王道を解するものが一人でも居たのであるか。筆者は覇道を禮讚するものではない。筆者が眞に尊敬し心服するものはたゞ一人日蓮大聖人あるのみである。岩崎彌太郎の全貌を無條件で絶讚するが如き顛狂漢ではない。たゞ彼の國家に對する功績ミその鋼鐵の如き信念の勝利を、國民に正當に解せしめようとするのである。彌太郎の巨大なる迫力に屈伏した連中が、自分の行爲を柵に上げて彼を罵り批難するが如きは甚だしい本末顛倒である。彼の遠大の理想ミ強固なる信念は、其の豪宕不羈の性格ミ共に近代日本の最も光輝ある存在であつた。明治以降に於ける我が産業の世界的な發達は彌太郎の功勞に負ふ所が多い。封建政府の鎖國政策に依つて望洋の志念を喪失した我國民は、突如として開かれた外國ミの交渉に接し、全く手足なき身體の如く自由を奪はれてゐたのである。内外航權は外人の一手に歸し、茫然としてその蹂躪に甘んじたのである。『平時にあつては、爲に内地商民の業を奪はれ、戦時に在つては爲に形勢暗熟の便を奪はる』ミ彌太郎が叫んだ様に、新興日本の運命は此の航權の回復に在つたミ云ふも過言ではない。正に獨立自主國の權利を抛擲するに等しかつたのである。而も一人にして、此の大業に指をそめるものはなかつた。然るに彌太郎は憤然として此の重責を買つて出たのである。そしてその大業を成就したのである。此の大業の成就なくして日清、日露の快捷や條

約改正の成功を考えることは出来ないのである。彼は實に日本帝國の光耀をして赫々ミ全世界に輝かせた第一人者ミ云はねばならない。其の功績は明治聖代隨一のもので、人物識見の大きさは實に秀吉、家康の上を行くものミ云はねばならない。我々は名譽や金錢の奴隸共が其の競争場裡で敗れ、めそ／＼ミ泣き言を並べたからミ云つて、強いて同情しなければならぬ義務を持たない。弱者に同情するミ云へば人聞きはよいが、此等の泣言を取り上げることは要するに同穴の貉の感傷主義にすぎないのである。

三菱が若し西南役後の發展を以て足れりし、守舊の立場を取つたミしたらそれは聲を大にして讃める値打ちはない。彼が飽まで前進して世界征服を企てたミこに、今日の國民は充分に感謝せねばならないのである。世の彌太郎傳は西南役後、大久保利通が三菱の驕暴を憎み、森田某ミ云ふ密偵を三菱に放つて、その致命傷を擱もうミしたミしてゐるが、若し此の話が事實ミすれば大久保の愚劣さに啞然たらざるを得ないのである。彌太郎ミ大久保ミの關係は征蕃の役以來のミこで、大久保が彌太郎の爲に後援を惜しまなかつたミこも周知の事實である。(大隈ミ三菱ミの親交は大久保の死後である)大久保が彌太郎の終局の理想を知りながら、彌太郎の飛躍的な隆昌を嫉み、自分の意のまゝにならぬミこを憤慨したミしたら、其の心境の低劣さは眞に唾棄すべき

もの云ふべきである。若し彌太郎の存在が國家の爲にならぬとしたら、之を後援した彼は眞先きに己の責任を自覺せねばならない筈だ。彌太郎に直言することこそをさけ、岡つ引根性を以て、自分の引立た者のあら捜しをやるが如きは輕蔑すべき所業ではないか。彌太郎の全生涯を通じて彼が最も拒否したものは、此の女性的な弄劣手段であつた。彼は愚劣な二本差根性を排撃すること共に、かゝる岡引根性を最も痛烈に指弾してゐた。たゞへ惡聲を放たれても、彌太郎の一生は男性的な豪快味を以て一貫してゐた。彼が後年大隈に貢いだ理由が、藩閥政治の打破にあつたことを見ても彼が封建的な思想の持主でないことが判らう。若しも大久保が世評の如く密偵を放つたことすれば、彌太郎と大久保の離反は此の思想的相違に求めなければならない。

二

西南役後、彌太郎が全力を擧げて内地の群小汽船を薙ぎ倒した事は事實である。それが遂に三井財閥を背景とする三井物産を戦慄せしめたことも事實だ。然し、彼が此の間をたゞ打倒群小汽船に奔命してゐたを見るのは間違ひである。

明治十一年三月には彼は三菱商業學校を創立してゐる。「自分の要する人物は自ら養成する」

云ふのが彌太郎の主張で、單に知識を注入するといふよりも、人材を集める事に主眼をおいた。そこで、神田錦町三丁目に舊大名か旗本かの屋敷を買取り、疊を板敷に換へて教場に充てたのであつた。その時の生徒は、山本達雄、松尾吉士、岩下清周、奥宮正親、各務幸一郎、武市利美等の、慶應からの轉校生を始め、約百名からあつた。此の中から後年我が政界財界に飛躍した人物が輩出したことも人の知る通りである。岩崎久彌も此の生徒の一人であつた。

又明治十二年八月には東京海上保險を創立してゐる。此社はたゞ一時は悲境に落ち込んだことは云へ、彼の先驅者的な鋭さを示してゐるもの云へよう。又同年末には莊田平五郎、小泉信吉小幡篤次郎等の意見を承認し、我國最初の生命保險會社(明治生命)の設立を積極的に後援してゐるが、此の邊はたゞ自分の利益のみを追ふ事業家の眞似られぬ所ではないか。(明治生命の開業は明治十四年七月であるが、此の十二年末には莊田等が彌太郎の賛成に力づけられて、生命保險會社設立を發表したのである)

又十三年四月には三菱爲替店を設置して、荷主の便宜を計つた。然し世人は此等も汽船事業を中心とする投資として、彌太郎の搾取計畫の外は一步も出ないに斷じてゐるのである。不思議に彌太郎の行爲になるに、搾取だとか、強盗だとか云ふ様な激越な文句が羅列されるのである。此

の論者が、井上馨、品川彌次郎對三井や澁澤の關係になるに、官紀紊亂も或は搾取も、又は籠絡も云はないのだから頗る不思議ではないか。

それはごもかく彌太郎が明治十一年に行つた一事が、關東大震災に於ける東京市民の一部を救ひ、又現在の東京市民の慰安を行つてゐるに云ふ事實がある。それは深川の清澄公園のことだ。此の公園は英國のキツチナー元帥や米國のリンダーバークや滿洲の鄭孝胥や謝介石、近くは濠洲のレーサム外相までが盡く口を揃へて絶讃した公園である。現在の東京市民は口先だけで趣味を云々し藝術を喋々するが、盡く時代思潮の尻馬に乗る風船玉である。カフェーのボックスにもぐり込んだり、愚劣な劇や音楽會には出かけても、東京第一の名所には足を向けない。此の公園の特色は五來素川氏も云つてゐるが、水と石だ。隅田川の水を庭園に引き入れ、水門を設けて潮の干満の調節をはかつてゐる。此の湖水を彩る石は、明治十一年に彌太郎が自ら指揮して日本の隅々から集めたものである。彼は荷物のない時、紀州からも土佐からも、その他の各地からも凡ゆる石の種類を集めたものだ。數町に亘る湖水の周圍には岩石の美が限りもなく連続し、色彩の多様さ壯美なる風光に思はず恍惚とされるのである。彌太郎は此の公園を朝野の貴紳を招待する爲め、社員に慰安の爲に作つたのであるが、これなきは充分に推賞してもよいと思ふ。此も黄金

大名の威力だとか、搾取の結晶だなきに云へば話にならぬが、此の公園に依つて現はれた彌太郎の趣味性は、世の常の富豪に反して素晴しく高尚なものであることを知るこゝが出来る。

此の一萬五千坪の中で、震災の夜五萬の人間が助かつてゐるのである。此の功德を靜視して見る必要がある。震災に於ける清澄公園の功績は、如何に金持攻撃に熱中するワイワイ連でも否定することは出来まい。富豪は常に嫉視罵倒せられるが、其の非常時に於ける役割の重大さを考へてやらなくてはならない。三菱の財産を没收しろに云ふ様な狂論も聞くが、三菱の財産を日本人全體に分配して見ろ、恐らくカフェーに於ける一夜の觀樂で霧消してしまふであらう。此の金が三菱に依つて驅使せられる時、大きな社會的、國家的な事業を完成せしめられるのである。世人はもつと深刻に富豪の非常時局に對する重要性を認識しなければだめだ。又彼等が如何に平常時に於て國家の爲に寄與してゐるかも考へなくてはならない。尻馬に乗つて財閥打倒を叫ぶが如きは、神樂の御輿に浮れる酔狂思想である。

明治十一年は、愈々彌太郎に對する惡聲が起り始めた年だ。此の時、自ら指揮して建設した公園が、今日東京市營になつて我等の眼前にあるのだ。(大正十三年に寄附)それは黄金大名の威力を示すものとしてよりも、財閥の非常時に於ける有用性を痛感せしめる一つの象徴として靜かに

横つてゐるのである。

三

さて、此の三菱の躍進的發展に對抗し、彌太郎に一泡吹かそうと立ち上つたのが澁澤榮一である。澁澤は既に第一銀行頭取であり東京株式取引所の首脳であつた。彼は井上馨の子分であつたので三井に多分の連りを持つてゐた。當時三井物産は（井上馨の先收會社を買収したもので、近刊する拙著『近世三井財閥發達史』に詳述）二隻の汽船と一隻の帆船を所有してゐたに過ぎなかつたので、諸國物産の賣買をやつてゐる性質上、貨物運搬の圓滑と其の自由なる支配運送業を必要とした。然るに海運界は三菱の獨占下にあり、三井にまつて尠からざる不便を感じさせる事も多かつた。澁澤は此の狀勢を利用し物産の益田孝を煽動して新たに一汽船會社を創立しようと思つたのである。澁澤の目的は地方の間屋又は船舶回漕業者を糾合して一大海運會社を設け、之を以て一舉に三菱の獨占權を破壊しようと思つたのである。既に此の意圖である以上、それが三菱と正面衝突するのは火を見るよりも明かである。彌太郎が此の會社を粉砕せんとしたのも當然である。彌太郎の利益圈を犯し、而も其の倒壊を企てるものを放任是認するが如きは三菱の自殺

と云はねばならない。澁澤益田によつて企てられた會社は、東京風帆船會社と云ふ資本金三十五萬圓のものではあるが、その目的とする處は三菱の臥城を陥れんとする意志を藏してゐたのである。彌太郎は此の報を聞くや直ちに幕僚を集め、此の風帆船會社の設立を破壊せしめねばならぬと思つた。此は三菱にまつて當然な防衛手段である。彌太郎は此の會社の背景に三井資本の積極的な後援の無いのを見てゐるに、先づ會社の構成分子である地方富豪の各個擊破を企てた。越中伏木の藤井熊三に對しては寺田成器を、又新潟方面へは川田小一郎等を派遣して巧みに風帆船會社創立の一味を割いてしまつた。一方新潟物産會社の創立を企てた如く、地方の荷主問屋及び商人等を結束さして、三井物産に反逆せしめる様な辛辣な策戦も敢行したのである。處が澁澤自身にも甚だ香しからぬ噂があつたので、此の會社は甚だ危険視せられる立場に陥つてしまつた。それには次の様な面白い記事がある。（明治十六年一月廿九日出版、『近世奇談内幕話』で此の書の内容は寧ろ三菱を攻撃したもので、現在多く行はれる三菱排撃の材料は、本書から出てゐるものが多いのである。）

『……第一國立銀行の頭取なりける澁澤榮一と言ふ者の弟に喜作となん呼ぶものあり。此の男さるものなりければ、初め七等出仕程の官に有し頃一たび官命をもて洋行し、歸るや否や辭職して

商人となり、多く生糸を商ひ傍ら空米を營みけるが、才物なりける程に忽ち巨萬の富を得、兄の榮一よりは資金を借りつ、廣く商ひける。榮枯盛衰は商人の常態、怪む可きにはあらねど、かゝる才物も見込違や有ん、第一銀行より數十萬の金を操り出し、密々榮一に謀りて米を買ひたるに、忽ちにして非常なる下落をなし數十萬圓の損毛を來しけるぞ、うたてき。素より多くの資産もあらぬ身の、莫大の損毛に痛く困苦し、兄弟額を集めて打しほれつ、何な挽回の策もがな考へけるが喜作は忽ちに膝をハタミ打、聲をひそめて云ひけるは、兼て心にく、思ひたる三菱會社の鼻をひねり、其上吾々の急場をしのぐ策こそあれ。其譯は可様々々斯々になし玉は、一は以て日頃運輸の權を獨有して吾々に難儀をかけし意趣を晴し、二ツには五十萬なり百萬なりの一時のやり繰り魂膽には至極妙に候はずやミ、忽ち目算を立ちければ、日頃心を同ふする三井物産會社の益田孝を始めとし、密に其引策を運らしける。是ぞ風帆會社創立の起源ミこそは知られける。云々」ミ。

(傍點筆者)もミよりその實否は確證がないので不明であるが、此の噂は當時世評に喧しかつた。此を現在の反三菱派は彌太郎の捏造記事だミ斷じてゐるのであるが、彌太郎はそんな卑劣な男でもあるまい。筆者は特に反三菱的色彩の多い記事中から之を拔萃したが、彌太郎の捏造記事を採用する程此の文の記者も宏量ではなからう。

ミにかく風帆船會社はかゝる風評を背景にしてゐた、けに旗色が悪く、加ふるに彌太郎の積極的な對抗策に敵しかね、遂に創立を了へたま、立往生の醜態を曝したのであつた。然るに澁澤は此の風帆船會社の野垂死を痛恨し、彌太郎に對し復讐の意志を固めたのである。後述するが如く三菱對共同運輸の死闘は、此の澁澤榮一の私怨に依つて作り出されたのであつた。世評は彌太郎を憎むの餘り、澁澤の愚劣極る憤起を讚美してゐるのである。甚だしきに至つては澁澤ミ彌太郎を對照して、人間ミ豚の差の如しミ妄斷するものもある。こゝに筆者の對澁澤觀を略記するものも無意義ではあるまい。

四

澁澤が日本財界の發展に對し寄與貢獻する所のあつた事は、筆者も亦認めるに吝ではない。然しながら彼を彌太郎ミ對象し、天衣無縫の人格者の如く云ふに至つては噴飯を禁じ得ないのである。人は彌太郎を怪獸の如く見做し、國家社會を無視しひたすら私利私慾を満足した如くに罵る。而も彼の富を暴富ミ云ひ濁富ミ稱して、貪婪限りなき者の如く譏誣するのである。人は又澁澤の清廉を云ふ。然し是等の澁澤觀は要するに彼の巧妙な偽善に引つか、つた錯覺に過ぎないのであ

る。彌太郎の富が暴富であり濁富であるならば、澁澤の富も亦同じく暴富であり濁富である。澁澤の財界に對する寄與が國家的に尠少ならざる貢獻を爲した以上に、彌太郎の爲した行爲は遙かに強力的な國家への貢獻を爲してゐる云ふ事が出来る。澁澤も亦彌太郎の如く富を追ふ一人であつた。等しく財界への覇權を狙つた男だ。たゞ彌太郎が世界征服に依る日本の對外的飛躍を望んだに反し、澁澤は對内的な完成を望んだ財界人に過ぎない。彌太郎は其の宿志の貫徹の爲に精力的な死力を盡し、鋼鐵の如き意志を以て驀進を續けた。従つて鼻息も荒ければ風あたりも強かつた。然るに澁澤はその蓄財の本姿を、孔教による偽裝を以て巧みに韜晦し、偽善者の行動を以て終始した偽物君子人であつた。筆者は彼の私行を曝露して一時の快を食らうとするのではない。人間は十界互具である。澁澤もて貪瞋痴の境地を脱却した人間ではない。然し彼はたゞ其の信念を忠君愛國の道にのみ捧けてゐた云ふ話は大いに疑はねばならないのである。筆者は彼を女性的な野心家と斷じて憚らないのだ。それにはこんな話がある。

大正十三年のこゝであつた。當時筆者は元老西園寺公望の行動に對し尠からず公憤を感じてゐた。彼は彼の關東大震災に際し身を興津の別荘に安臥しながら、遂に陛下の御機嫌を奉伺するでもなく、又例の虎之門の兇事に對しても御見舞のこゝもなく、引き続き攝政御成婚の御慶事に際

しても一度も參内する事がなかつた。然るに偶々彼の駿河臺の私邸の改築を見るや、彼は漂然として上京して來たのである。國家の大憂、皇室の吉兆に際し、平然として身を別荘に起臥せしめながら、一身の私事に對しては老軀を其の私邸に運ぶこゝを厭はぬのである。筆者は西園寺の行動に憤懣を覺へた。彼が明達之士である事も、出所進退の瞭かな人であるこゝも信じてゐただけ震災以來の彼の行動は怪訝に堪えなかつたのである。常に至尊の御宏大なる御恩寵を蒙りながら此の如き我儘な行動を執る云ふこゝは、要するに西園寺公望が臣道を辨へざる爲だと思つた。如何に老軀であり、又たこへ病臥してゐた場合であつても、國家の變事に際しては、急遽上京して御機嫌を奉伺すべき義務がある筈だ。たゞへ震災の爲に交通杜絶した時でも、彼が興津より駕籠に乗つて上京したならば、その位弛緩せる民心を刺戟緊張せしめたか判らぬではないか。筆者は西園寺に此の位の誠意を示して貰ひたかつたのである。彼が元老として一世を指導すべき地位にあるだけ、其の一舉手一投足は國民思想の上に反映するこゝを否む事は出来ない。彼は國家の異變に際し皇室の安危を等閑視しながら、己の私邸落成に際しては進んで此の帝都の土を踏んでゐるのだ。此の不遜な行動の社會に與へる影響を思ふと、一刻も黙視する事の出来ぬ胸騒ぎを感じたのである。此の事實を擧げて輿論を喚起する事は易い。然し筆者は西園寺を葬り、己の賣名

を満たすのが目的ではない。ただ一人、彼の反省を促せば足りるのである。既に過ぎ去つた事實を責めても仕方がないが、將來の爲に西園寺に苦言を呈さねばならぬを考へた。源亂れて川水の清冷を望み得ぬ如く、重臣巨道を疎にして國民道德の肅正を期する事は出来ないのである。筆者は決然として駿河臺に西園寺を訪ねた。決して西園寺を憎むのでもなく、ただ一人秘かに彼に苦言を與へて、筆者が憂國の誠意を傳へようとしたのである。然るに彼は面會を避けた。引き續いて三度の訪問を重ねたが、遂に其の望みを達する事が出来なかつた。そこで筆者は豫ねて知己である澁澤榮一を瀧ノ川の本邸に訪ねた。そして自分の抱懐する意見を吐露した所、澁澤は盡く筆者の意見に同感であつた。既に西園寺が初めての人物に面會を拒否する以上、彼に面識ある人物を選んで切諫しなければならぬので、筆者は澁澤に對し西園寺に諫言すべきことを勧告したのであつた。然るに彼は筆者の深憂に共鳴しながら、西園寺諫言の一事を頑として拒否した。而も彼は輕卒にも次の如く答へたのである。

『あなたの御意見は正しいが、寧ろ新聞雜誌に訴へるか、パンフレットでも作つて輿論を喚起された方が賢明ではありませんか』と。筆者は此の意外なる一言に接し思はず澁澤の顔を睨んだ。

『澁澤さん、閣下は私の意圖を誤解されてゐるのではないのですか、輿論を喚起して何になるの

です。若し私がパンフレットでも公刊して園公を糺弾したら、或は狂人が飛び出して園公に危害を加へるかも知れませんか。よし私がそれをなそうにしても止めるのがあなたの方の役目ではありませんか。一人園公を覺醒せしめ、今後の行動を善處させようとするのに、何んの輿論の喚起が必要なのです。園公が私の意見に反對であれば又別ですが、あなたのような地位にある人がそんな煽動的な言葉を弄せられるとは不謹慎至極ではありませんか』。

澁澤は此の反駁に對し明かに狼狽の色を示した。筆者は澁澤の卑怯なる心境を憫ますには居られなかつた。

『何故に閣下は園公に勧告する事が出来ないのですか。あなたは現在閑地にあり、財界の大御所として天下の認める方だ。政治的野心がお在りとも思へないし、最後の御奉公として西園寺の反省を求められてはごうです』

然るに澁澤は筆者の勸請を拒否した。彼は白々しくも『私は其任でもなく、その器でもない』と逃げたのである。筆者の胸中は『このごまかし者』と云ふ感情で一杯であつた。彼は敢然として立つ勇氣なくして、裏面で青年を煽動する役なら引き受ける男なのである。(讀者は澁澤の心事の弄劣さに注意しなければならぬ。彼が田口卯吉に三菱攻撃をやらしたのも此手である。品川

井上の蔭に隠れ、私慾の爲に三菱を葬らうともがき、岩崎の國家に對する忠誠を曲説を以て譏誣した張本人の魂を見よ。彼が眞に三菱を以て國家を毒するものと思つたならば、進んで彌太郎の許へ赴き諫言すべきである。それを避けて、覆面の下に青年を煽動した黒手は、大正の末期に至つても其の本性を曝露してゐるのである。

筆者は澁澤の醜弄な心事を憫んだ。此の男を見損つた自分の不明さを恥じた。到底澁澤の立たぬこゝを知つた以上、此の男を反省さすこゝも又無益でないと思つた。筆者は澁澤の卑怯を憐みながら、だが嚴然として彼に質問の矢を放つた。思はず聲も荒くなつてしまつた。

「澁澤さん、澁澤榮一の今日あるは誰の御蔭ですか。此の宏壯の邸内に住し、日本財界の巨頭と仰がるに至つたのは誰の御蔭であると思つてゐますか。卒直に御返答下さい。」

「それは申すまでもなく、陛下の御蔭です」

「陛下の御蔭？閣下はそれを眞實の心を持つて答へてゐるのですか」

「嘘ではない」

「然らば何故に此の西園寺の非違を容認するのですか。眞に御皇恩を自覺するならば、即刻立つて西園寺に諫言すべきではありませんか」

「いや、私は謝る。私にはもうその元氣がない。何卒此の事は許して下さい。私がかう二十年若ければ直ちに駿河臺に赴くのですが、今日の澁澤にはそれは出来ません」

澁澤は此の一後輩の前に手をつかばかりにして謝してゐるのである。筆者は憫然として彼の心境操守の女々しさを眺めた。あまりのだらしなさに筆者は怒るこゝもやめて彼の許を去つた。

然るに彼は玄關まで筆者を送りながら、

「あなたのような元氣な方さもう一度仕事が出来たいが、私はもう年をこり過ぎてしまいました」
と御世辭を云つた。こゝに澁澤らしいごまかしの本性が、惨めにも化の皮を現はしてゐるのである。筆者は彼を謝らした事を誇らうとは思はない。たゞ此の如き腰拔のごまかし者が、天下の高士として讃仰される事實を情けなく思ふのである。筆者は此の問題で、二三の士を訪ふたが盡くだめであつた。ただ近衛文麿のみが、貴意を園公に傳へるに約したに過ぎなかつた。見方によれば澁澤は正直であるに云へるかも知れない。然し、彼を國家の高士として仰ぐ事は筆者の斷じて拒否する所である。その後筆者は彼に孔子論を戦はしたこゝもあるが、彼も要するに「忠」も「孝」も「王道」も説き得る人物ではなかつた。彼は要するに一介の平凡なる事業家に過ぎなかつたのである。彌太郎に比して女性的な性格が、世間に對する風當りに於て軟かかつたに過ぎないので

ある。單的に云へば『ごまかし』を以て終始したのであつて、確固たる信念を持つて一貫した人物ではなかつた。

彌太郎を憎むの餘り、その正面の敵手澁澤榮一を神聖化すが如きは、所謂最良の引き倒しと同じものである。彌太郎と大久保、大隈の關係を云々するならば、澁澤と井上、品川の關係をも糺彈すべきである。殊に共同運輸創立の如きは、青淵先生(澁澤)六十年史自らが記する如く、如何に國家の爲めに害毒を流したものが判らないのである。曰く、『共同運輸會社の起りしは、我邦海運業は三菱汽船會社の殆んど獨占する所なりしを以て、將來の改良發達上には有力なる同業者のあるありて、互に競争進歩する所あるを可きとの論に基きたるものなり。(筆者註、此の白々しき虚妄を見よ)然るに共同運輸會社の開業するや、兩社の間に非常競争を引き起し、其の弊や適當の範域を超越し、極端に走りたるを以て之を其のまゝに放任する時は、或は共倒れとなるべきの恐あり、抑も政府は双方に向て厚き保護を加へて成立發達せしめたるものにして、何れが倒れるも政府保護の趣旨目的に違ふものなるを以て終に兩社合併の議となり、茲に日本郵船會社の創立を見る事となれり云云』(傍點筆者)と記してゐるのである。くだらぬ競争を引き起したものは誰か?覆面の奸人澁澤榮一の醜貌を見よ。

五

澁澤益田等の挑戦は、彌太郎の獨立利益圈を侵犯しようとする者の前哨戦であつた。然し此の前哨戦は執拗な意志を絶えざる逆撃の意志表示とも見る事が出来る。彼等の背後には三井資本があり、井上馨がある事は、決して一瞬にして霧消する弱敵を侮ることは出来なかつたのである。果せるかな。薩長藩閥のクーデターに依つて大隈重信が失脚するや、反三菱勢力の積極的な攻勢が彌太郎を襲つた。即ち彌太郎の正面の敵として政府自らが登場してきたのである。筆者はここで此の明治十四年政變的一幕を語らねばならない。

大隈は常に薩長閥族の専恣横暴に對し限りなき憤懣を持つてゐた男である。折角封建政治を倒壊したにも拘らず、其の後に來た薩長の閥族に依つて政權が私されたのでは、結局新たな封建政治の再來に過ぎない云ふのが大隈の抱懐する所信であつた。彼は此の閥族政治を打破する爲に全力を擧げて戦はうとしたのである。而も西南役の最中に木戸が死し、役後には大久保も仆れて、薩長閥族の一味は中心の支柱を失つて適歸するに迷ふの状態を呈してゐた。大隈は三田の福澤諭吉と結び、藩閥政權の掃蕩に乗り出して來たのであつた。彼はまづ、福澤が執筆したと噂せ

られる國會開設に關する急進的な意見書を有栖川左大臣の宮に捧呈し、閥族の心膽を寒からしめたのである。(明治十三年二月)續いて投擲した巨彈は北海道開拓使官有物拂下の非違糺彈であつた。之はたしかに藩閥の死命を制するかと思はれた程大きな反響を呼んだ。三菱系の新聞紙に三田派の論客は相呼應して立ち、藩閥政府攻撃の聲は全國を震撼せしめたのである。慶應の教授學生は地方遊説の途に上り、盛んに民心に閥族の弊を訴へた。鎌田榮吉、平賀敏、高橋正信、波多野承五郎等は此の政府攻撃の前衛部隊に屬してゐたのである。

此の北海道開拓使官有物拂下事件に云ふのは、薩長閥族の専横貪慾を雄辯に物語るもので、彌太郎の正直な行爲を強盜だ詐僞だに云ふ連中は、此の暴逆を何と評するであらうかと思ふに、あべこべに大隈を隱險狡猾なごみ云つてゐるのである。さて此の事件の大要を略記して見よう。

北海道が現在の十一ヶ國に分けられたのは明治三年の事で、開拓使長官に依つて治められてゐたのである。初代が鍋島直正で、黒田清隆はその次官として赴任したのであつた。黒田の次官としての施設は相當の成績を挙げた。内地人の移住奨勵、學校の設立、日本語の普及、耳輸入墨の嚴禁に依る風俗の改善等盡く彼の施設であつた。殊に明治七年には屯田兵の計畫をたて、之を實現する等、一介の武辨に似合はぬ政治的手腕を示した。そして明治八年には開拓使長官になつて

ました。

一方此の北海道開拓事業に對する政府の支出はさうか云ふに、明治五年以降、年百萬圓づ、十ヶ年繼續事業といふことになつてゐた。従つて拂下げ問題の勃發した明治十四年には、既に千四百萬圓餘の國費がつぎ込まれてゐたのである。而も此の政治は内地の各省や府縣と異り、開拓使長官への委任統治であつたので北海道の物産や其他に就いての収入も頗る曖昧を極めてゐた。此の如き非違はいつまでも容認せられる筈もなく、識者は此の開拓使制度に對し辛辣な批評を行ふ様になつて來た。そこで政府も明治十四年の十年満期を機として此の開拓使廳を廢止することになり、同時に從來經營して來た官有物の一切を關西貿易商會へ拂下けることに内定したのであつた。此の關西貿易商會に云ふのは當時大阪の豪商に云はれた五代友厚、藤田傳三郎、中野梧一等に依つて組織されたもので、薩長系の政府要路の大官との間に頗る不可解な關係を結んでゐたのであつた。試みに同商會へ拂下ける事に内定した官有財産を挙げれば左の如きものであつた。

- 一、開拓使物産取扱所(日本橋區箱崎町所在) 一、同倉庫(東京、大阪、其他所在)
- 一、函館官有地 一、根室牧畜場 一、大野養鶏場
- 一、葡萄酒製造所 一、諸罐詰製造所 一、臘虎獵場

一、汽船、帆船其他工作所 一、製鉄所、製鋼所、ビール醸造所、製毛所等。

而も此の官有物一切を三十八萬圓餘の金額で而も無利息三十ヶ年賦で拂下げるに云ふのである。開拓使廳が十年間、一千有餘萬圓の金額を消費し、而も現資になつて有するもの尙ほ三百萬圓に云ふにも拘らず、僅か三十萬で拂下げるのだから、大隈でなくとも憤慨するのは當然である。既往の消費や、此の裏面のからくりを剔抉したら、恐らく眼を蔽はねばならぬ醜狀の累積であつたらう。此評價が如何に亂暴であるか云ふことは當時の東京横濱毎日新聞が詳細に論じてゐる。一二を抜萃してみれば、

『現ニ東京日本橋區箱崎町ニアル開拓使物産取引所ノ如キモ、二萬圓ノ代價ヲ以テ、此商會ニ賣與スルノ約束ナレバ、此ノ宏壯無類ナル家屋ガ貿易商會ノ手中ニ歸スルハ近日ノ中ナル可シ……』
 ミ云ひ、又別の段では『東京箱崎町物産取扱所ハ、建築ノミニテ八萬圓ノ多キヲ費シ、之ニ地價ヲ算入セバ、少クモ十二三萬圓ノ價ヲ減ゼズ。又北海道函館ニ開拓使所有ノ貸倉アリ、此貸倉モ最初費用ヲ厭ハズ建築シタルモノナレバ、實價少クモ八萬圓ヲ下ラザル可ラザル可シ。而ルニ開拓使ガ、今貿易商會ニ拂下ゲントスル價額ヲ聞クニ、東京箱崎町物産取扱所ハ三萬圓ニテ賣リ渡シ、函館貸倉ハ七千圓ニテ拂下ゲ、加之無利息三十ヶ年賦ノ約束ナリト……』ミ述べてゐるの

である。大隈は此の不正事件を祕かに訐發し、具體的事實に依つて、閥族政治の醜惡を國民に知らさうとしたのであつた。彼の希求する處は藩閥政治の打倒と國會の開設にあつた。國民全體の利益と國家の發展を阻害する閥族を徹底的に葬らうとしたのである。福澤諭吉は其の精銳を動員して反政府熱を煽つた。福地源一郎も馬場辰猪も沼間守一も立つた。大隈系ミ云はれる東京横濱毎日新聞や郵便報知ばかりでなく、帝都の新聞雜誌は一齊に政府の措置を難じ、果ては其の御用新聞までが政府を論難する様になつてしまつた。國民が激昂したのも當然であつた。殊に報知新聞所載の『仰訴天』の一文の如きは、七首を揮つて閥族政權の咽喉に擬するの慨があつた。

六

一方板垣退助は如何に云ふに、彼は木戸、大久保等ミ意見合はず、野に下つて郷里に歸り郷黨の間に愛國社なる團體を作り、(西南役後)之を基礎として國會開設の宿望を達せんとし、徐ろに時機の到るのを待つてゐた。彼は明治十三年三月、大阪に聯盟二十七社の代表を召集して、國會開設期成同盟會を結成し、同四月十七日には國會開設の請願書を捧呈せんとする等、盡く閥族政府打倒への一戦に其の全生命を賭してゐた。然るに大隈の放つた一彈が、將に大衆的白熱點に達

せんじするや、彼は大阪戎座に於て(十四年九月十日)一大演説を試み、一舉に藩閥の牙城を陥れようとの意氣を示したのである。此の大隈、板垣等の蹶起の裏面に、福澤諭吉が糸を引いてゐたことは周知の事實である。福澤の閥族嫌は有名なもので慶應の教師學生が此の事件で政府攻撃に熱中したのも彼の命令に外ならなかつた。彼は在朝の大隈と、在野の板垣を呼應して立たせれば閥族の牙城も一瞬にして倒壊し得るものと思つてゐた。その上に板垣の協力者として後藤象次郎を一枚加へる事も忘れなかつた。當時後藤は高島炭坑の經營に當つて四苦八苦の有様であつた。元來彼は彌太郎の恩人でもあり、三菱創業に對しても尠からず助力を惜しまなかつたのであるが一方に於て極端に放漫な金錢關係の尻ぬぐひを彌太郎にして貰ふ様な始末で、重さなる不義理の爲めに自然に大きな顔も出来なくなつてゐた。然し彼の長女の早苗子は彌之助に嫁してゐるし決して世評の如く彌太郎が『金錢は他人』と云ふ冷い心から彼を冷遇してゐたのではなかつた。後藤もしても、其の明治維新の大飛躍に比し、維新後の酬はれざる地位に對する反抗もあつた。彼は自分の才氣をたのんでもう一度花を咲かせ様とする意志を抱いてゐた。それ故に彌太郎の後援に依つて活動をする事は差支へないが、出来るならばさかくの世評を招かね様に自分の手で資金を作り、それに依つて頑迷な藩閥者流と一戦しようと思つてゐた。こゝに後藤流の男らしさが

ある。然るに世人はこの後藤の意志を曲解して、彌太郎の冷酷忘恩に對する反抗だとしてゐるのである。後藤は此の獨立獨行の決意を固めるや、直ちにそれを實行に移した。明治九年三月、板垣の跡を追つて元老院を去るに、彼は直ちに豫ねて拂下けてゐた(明治七年十二月)高島炭坑の經營に着手したのである。然るに後藤は政治家ではあるが實業家ではない。彼の如き大まかで放漫な人間が實業採算の世界に處して行かうと云ふのが無理である。果せるかな、彼は此の炭坑經營にさんざんに失敗した。その借金は百萬圓以上にも上ると云ふ状態で、後藤の舊恩を思ひその借債を整理する意志を持つた云ふ徳川家が、其の巨額にさじを投じた云ふのも此時である。後藤は自分勝手に始めた事業でもあり、これまでの再三再四の不始末を尻ぬぐひさしてゐるので、今更彌太郎にも頼めず、明治九年以來明治十四年に至る五ヶ年の間、全く此の窮地に呻吟してゐたのであつた。これを見たのが福澤である。福澤は早くから後藤の人物を惜しみ、埋れさす事に反對をしてゐた。人も知る如く福澤は一介の町人を以て甘んじ、名利を超越して、日本の實業を確立する事に一生を捧げた男である。彼は官吏萬能、士族横暴の弊風を打破し、眞の町人道を鼓吹してゐたのである。従つて藩閥を憎むこゝも亦痛烈を極めたものだ。當時の青年が盡く官途に縁を求め薩長閥族に媚びて立身出世をなそうとする怯懦な處世方針を撰ぶ時、獨り毅然として官途

に榮を求めず、閥族に雌伏するこゝなく、一身を海運に投じて勇敢に強烈に官權萬能主義を闘ふ彌太郎に對し、福澤が其の精神的支持を惜しまなかつたのも當然である。福澤は藩閥の掃蕩が頗る近きにある事を思ひ、後藤を底なしの借金から救はねばならぬと思つた。彼は一日彌太郎を訪ね後藤救済の必要を説いたのであつた。彌太郎はもとより異議はなかつた。彼も亦閥族官僚の專恣を憤つてゐた一人である。彼が大隈に資金を送つてゐたのも、此の國利民福を阻害する藩閥政府の撲滅の爲めに過ぎなかつた。何も利權あさりの爲めに大隈を籠絡したのではない。彌太郎は福澤の申出を待つまでもなく後藤の救済に就いて考へてゐたので、快よく高島炭坑の買収を承諾し、六十餘萬圓を云ふ支出をなし、而も年一萬五千圓の家庭補助を行ふ事を約した。(これは明治廿六年頃まで續いたが、同年久彌が後藤と協議して、一時金十萬圓を提供して事すみしたと云ふ話である)福澤は板垣を立たせ、後藤を復活させ、而して自らは倒閣同盟を指揮して政界の春近きにありと思つた。板垣も大隈も薩長閥族の一掃を叫び、國會の即時開設を主張してゐたのであるから、理論的には同一線上に立つてゐる筈である。福澤一派は大隈板垣の握手に依つて一舉に政界の革新を成就する事が出来ると思つてゐた。然るに意外にも板垣は福澤の期待に反し大隈との提携を拒んだのである。元來板垣は大隈との間に感情的に面白くなかつた。征韓論による下

野以來、彼は十年一日の如く野にあつて國會開設を叫んで居たが、大隈は大久保の死後、水際立つた牙えを示した政府要人である。大隈が大久保の庇護によつて擡頭しただけに、板垣は大久保を嫌ふと同様に大隈をも好かなかつた。而も板垣の率ひる全國二十七社の『有志』は、三菱の飛躍を嫉視し憎惡する連中が多かつた。大隈と三菱の關係を思ひ、大隈との提携を喜ばなかつたのである。感情的な對立は、理論の同一にも拘らず快く握手するこゝを拒んだ。人は板垣を清いこゝ云ふ。板垣は倒閣同盟の熱心なる勸告を退け、北海道開拓使問題に依つて政府を攻撃するこゝに反對し『此の如き不正問題は他にも多々あり』と稱して、暗に大隈と三菱の關係を諷刺したと云ふが、板垣の此の如き孤高を誇るが如き態度は大いに糺彈を要すべき偽善である。彼の小感情に依つて、閥族打破の好機を遅らしたこゝは大きい。而も彼の背後には、前述の如く二十七社の經濟的利益と感情が影響してゐたではないか。三菱を援けるか、二十七社を擁護するか、此の問題が此の時の問題の焦點ではない筈である。薩長閥族の打倒、國會の開設を旗印としながら、此の目前の好機を敢て取り逃した板垣は偏狹なる利己主義の外の何物でもなかつた。而も板垣自身は彌太郎と敵對してゐたのでもなく相當親密でもあり、又福澤や後藤の對三菱關係が相當に深いこゝも知つてゐたのである。此等を見ても判る通り、板垣の提携拒否は大隈に對する感情に過ぎな

かつたのである。日本の政黨が主義主張よりも、感情に依つて分派する私黨であり朋黨であることは、すでに此時から明白である。

明治十四年九月二十六日、板垣は福澤等の要望を蹴つて東北遊説の旅に上つたのである。こゝに藩閥政府顛覆運動の蹉跌が生じた。

政府は此の推移を見遁さなかつたのである。當時大隈は、明治天皇の東北巡幸の鳳輦に供奉して東京にはゐなかつた。政府は先手を打つて大隈を政府から放逐し、徹底的に彼を葬らうと、かつたのである。それには民心の激昂を静める爲に國會開設の態度決定が必要であつた。参議山田顯義は京都旅行中の岩倉の許に密行し、祕かに打合せを行ひ、之に依つて岩倉は十月初旬東京に歸つて來た。一方伊藤博文は、夙に國會開設の大業を自分の手に依つて行はうとする意志を固めてゐたにも拘らず、大隈がそれを出し抜き有栖川宮を通じて御前に意見書を捧呈した事實に（既述）激昂してゐたので、大隈排撃には双手を擧げて賛成した。彼は十月九日に三條實美、西郷從道、山田顯義其他重要人物を自邸に招待して密議に耽つた。それから三日の後、十月十一日に陛下は還幸遊ばされたのである。岩倉は時を移さず直ちに拜調を賜り國內の情勢を言上したので、即夜御前會議が開かれたのであつた。然しその夜大隈には御召がなかつた。斯て翌明治十四年十

月十二日には、明治二十三年を期して國會を開設遊ばさるゝと云ふ大詔が煥發され、同時に北海道開拓使に對して、官有物拂下の取消し命令が發せられたのである。而も参議大隈重信は即日其の官を免ぜられると云ふ辭令が下附されたのであつた。大隈は全く薩長藩閥の爲に毒殺されたにも等しかつた。同時に大隈派と見られる官吏は續々誅首された。矢野文雄、犬養毅、尾崎行雄、中上川彦次郎等は福澤黨として免職され、小野梓、島田三郎、牟田口元學、中野武營等は大隈派の錚々として同じく被免せられた。こゝに於て、大隈福澤等の藩閥政府顛覆運動は全く失敗に歸してしまつた。大隈を追放した政府は其の追撃の矢を福澤と三菱に向けて集中して來た。惡辣極まるスパイ政治を以て福澤を威嚇し、學校及び學校關係者のもに刑事を派して、辛辣に福澤を脅喝したことは、今日と雖も慶應義塾關係者にとつて忘れ得ぬ無念の追憶である。此の如く醜弄愚劣なる彼等は、三菱を以て大隈の兵站部なりとし、一舉に之を倒して大隈を屠らうとの作戰に出た。而も此の總指揮官は農商務大輔品川彌次郎であつたのである。

七

十月十二日國會開設の大詔が煥發せられると、後藤は地方遊説の途にあつた板垣と電報を交換

し、自由黨樹立の計畫を立てたのであつた。十七日には早くも準備を整へ、嬉之森の八百松樓に於て一大懇親會を開いた。翌十八日からは淺草井生村樓に於て、後藤を議長として連日會議を開き、一瀉千里の勢で自由黨の盟約三章と黨則十五章を議定したのである。(白柳氏著岩崎彌太郎傳参照)

十一月九日には板垣も東京に歸り、彼が總理に推戴せられるに至つたことは讀者の熟知する所であらう。勿論彼等の主張は藩閥政府の打倒であつたが、一片の感情問題より大隈を攻撃し、藩閥政府の目標とする敵三菱に對し、徹底的な排撃を行ひ、一時的にせよ閥族と妥協苟合する様な行動をさるに至つたのである。それは後述するこゝにして、筆者は先づ三菱攻撃の第一陣『東京經濟雜誌』に就いて語らねばならない。

大隈の政府追放後、政府の大隈攻撃三菱攻撃の準備は著々として進行してゐた。慶應義塾に對し刑事を派遣し、陰險惡辣なるスパイ政策を敢行した彼等である。陰謀の網は縦横に張られた。大隈失脚後一ヶ月、明治十四年十一月十九日以後の『東京經濟雜誌』は猛烈に三菱を攻撃し始めた。有名な田口卯吉の三菱攻撃はそれである。田口の筆鋒は頗る辛辣を極め、三菱の横暴を批難して完膚なきものがあつた。然し此に最も注意を要するこゝは、田口の背後に天衣無縫の人格者

と云はれた澁澤榮一が控へてゐたこゝである。田口が三菱の行動に對し公憤止み難くして執筆したものでないこゝは、彼が後年馬場辰猪と共に自由新聞を去り、同紙の三菱攻撃に加はらなかつた事でも判らう。或は此の自由新聞からの退社を、大隈との關係が深くなかつた爲めだと云ふ人があるかも知れないが、個人的關係に依つて筆を投げる事があり得ると同様に、個人的關係に依つて筆陣を張る場合もあり得るのである。殊に一度三菱攻撃の先鞭を附けながら、それを投ずるこゝに平然たる人物である。最初の執筆が公憤止み難き結果と云ふこゝは斷じて信じられぬ問題ではないか。此の田口の攻撃記事は澁澤の意に依つて動いたとみて間違はない。既述の如く風帆船會社の野垂死を恨みに思つた人格者は、こゝに藩閥者流の手先と成つて、陰險極る手段に出るに至つたのである。澁澤が三菱攻撃の司令官品川彌次郎と氣息を通じてゐたこゝは、共同運輸創立の事實に依つても知る事が出来よう。既に大隈は去り政府は反三菱の連中に依つて占領せられてゐるのだ。こゝに三菱攻撃は公然と大手を振つて濶歩し始めたのである。

田口の攻撃要旨は、彌太郎が政府から巨額の助成金を受けながら、助成金の意味を達成せしめないと云ふ事、助成金を他に流用して私腹を肥やしてゐると云ふ二點であつた。越えて明治十五年二月十日には『明治日報』紙上にも三菱攻撃の記事が現はれ始めた。政府を背景とする陰謀

の散兵線である。嘗て閣族政府を攻撃した大衆は、此の舞文曲筆に跳つて豊然と三菱の横暴を非難し始めた。

此の時憤然として立つたのが犬養毅である。彼は豊川良平と共同經營になる『東海經濟新報』に據つて田口に應戦した。人によつては此の『東海經濟新報』の創刊を、三菱が田口の攻撃に辟易して犬養に資金を與へて應戦させた云ふがそれは邪推である。此の新聞の創立は明治十三年八月二十一日で田口の三菱攻撃の第一聲より一年餘も前の創立である。資金は豊川が周旋したが出所は必ずしも岩崎ばかりでなく、その他からも出てゐた。朝吹英二等も此の後援者の一人であつた。尤も此の社は、獨逸リスト學派の保護政策即ち國家經濟主義を高唱してゐたので、創立以來ミル學派の自由貿易を主張した田口卯吉の東京經濟雜誌と論戰を戦はしたのであるが、何も三菱攻撃云ふ具體的な問題から起つたのではない。その創刊號の緒言に『一國の經濟は世界一般の經濟と同じからず、又一人一家の經濟と同じからず、一人一家と世界一般人類の間に於て一社の集團を作り、他の集團と相離れて屹然獨立するもの之を國と云ふ、故に國各其人種系統を異にし、言語文字を異にし、風俗習慣を異にし、法律制度を異にし、文明進歩を異にし、是を以て其の利害皆同一なるを得ず、利害同一ならず、是を以て國各其の國の經濟ありて萬國同一なるを得ざる

なり、若夫の萬國普通の經濟を確立せんせば、必ず先づ萬國を合して一社會を成し、萬世戰爭せず分立せず、國體の異なるなく利害の異なる無からしめざる可らず、然らざれば則ち萬國同一の經濟を定むるを得べからざるなり、故に一國の經濟を論ずるもの先ず國の形勢時情を詳にし、國の利害得失を計り、以て其國固有の供益を發達大成せざる可からず、我國近來學士論者彬々輩出し、經濟を講ずるもの亦多し、而して之を書に筆し之を新聞雜誌に編輯するもの甚だ尠く、未だ廣く世間に行はる、を見ず、或は世間に行はる、ものあり雖も、概ね宇宙經濟の空理を唱ふるものにて、日本經濟を論説記述せるの書と新聞雜誌と皆未だ世に行はる、を見ず、是れ吾輩が今茲に東海經濟新報を刊行する所以なり、而して余輩固より淺學寡識此の大任に堪ふる能はず雖も、方今學士論者の見識を懷て之を世に公にする能はざるものをして其思想を述ぶることを得せしめ、又吾輩平生の所見を述て之を四方に質するを得ば、豈唯吾輩持論の誤謬を正すのみならんや、誠に日本經濟の眞理を發見し以て之を大成完全するに庶幾からん乎、吾輩が所謂日本經濟なるものは世の所謂保護政策なるものにて、將來續々篇を累ねて辯論討議する所皆保護主義に外ならざるなり、請ふ四方百議の君子之を正せ」と述べてゐる通り、保護政策を主張したのである。今日と違ひ、漸く封建制度を打破し先進諸國と覇を争はうとする以上、此の見地も一應は是認せ

らる可きではないか。三菱保護を正當化そうとした爲めばかりを見ることは甚だ酷である。さて、犬養は此の社に籠つて田口に應戦し、大いに田口を辟易せしめたのであつた。

八

此の如く三菱攻撃の一般化を見た政府は、頃はよし其の鋒鏑を現はしてきた。明治十五年二月二十八日、三菱は驛遞官野村靖の名による次の如き第三命令書に接したのである。

第三命令書

第一條

其社ノ本業ハ海上運送ヲ專ニシ決シテ商品賣買ノ事業ヲ營ムヘカラス。

第二條

従前其社ヘ下ケ渡シタル各船ハ其社ノ所有ナリト雖モ、右ニ對スル拂下代金百二十萬圓ヲ皆納スルニアラサレハ、別段ノ許可ヲ得スシテ之ヲ他ニ質入又ハ賣却スルヲ許サス。

第三條

政府ノ貸下金ヲ以テ質入又ハ大修繕ヲ加ヘタル各船ハ、其貸下金ヲ皆納スルニ非サレハ別段ノ

許可ヲ得スシテ他ニ質入又ハ賣却スルヲ許サス。

第四條

其社ノ汽船ハ正味登簿噸數二萬二千噸ヲ最下トシ、之ヨリ増加ノ目的ヲ以テ舊船ヲ改良シ新船ヲ製造シ、或ハ買入以テ漸次老船ト輪換セシムヘシ。

第五條

各船ノ船體ハ少クモ毎年一回之ヲ検査スヘシ。但其船名日時場所等ハ豫メ其社ニ於テ指定シ検査院ノ派出ヲ乞フヘシ。

第六條

新船製造買入ハ勿論其他船體機關ノ模様替又ハ大修繕ノトキハ豫メ本局ヘ届出ヘシ。

第七條

新船製造買入又ハ大修繕等ノ準備トシテ従前ノ通年々公債證書十八萬圓ヲ本局ニ預ケ置クヘシ此準備金ハ本條ノ費途ニ限り使用セシムヘシ。

第八條

助成金ヲ下與スル各線路ノ郵便船ハ、最モ堅牢安全ニシテ且迅速ナルヲ要ス。上海線路ヲ航ス

ルモノハ一時間十二「ノット」以上ノ速力ヲ有スルモノニ限ルヘシ。且該線路ハ非常天災ノ外必ラス其定期ヲ減シ又ハ變更スヘカラス。

但太平洋郵便會社等ノ如キ海外船ト接續ノ約定ニ依テ伸縮スルハ此限ニアラス。

第九條

官立學校ニ於テ航海機關ノ學課ヲ卒業シタル生徒ハ、實地海上修業ノ爲メ本局ヲ經テ其社ノ各船ヘ乗込シムルコトアルヘシ。若シ其社ノ業務ニ差支アル時ハ其事由ヲ開申スルコトヲ得ヘシ。

第十條

内外各線路ノ運賃額不當ナルトキハ相當ノ額ニ釐革セシムルコトアルヘシ。然レトモ當然生ス可キ航海ノ利益ヲ失ハシムルカ如キ額ニ遞減スルコトナカルヘシ。

第十一條

第一命令書第十三條ニ從ヒ政府ニ於テ其社ノ汽船ヲ使用スルトキハ、左ニ掲クル割合ヲ以テ運賃ヲ拂フヘシ。而シテ使用ノ日數ヲ計ヘルハ最初出發ノ港ニ於テ航海ノ準備ヲ始ムル日ヨリ、歸港ノ上其航海ノ事務ヲ全ク終ヘタル日ヲ限トスヘシ。

但非常ノ時使用シタル汽船、敵兵ノ襲撃又ハ測量未済ノ場所ヘ航海セシメタル等ニ依リ損害ヲ

生シタルトキハ、其事由ヲ查明シ相當ノ償金ヲ給スヘシ。然レトモ其社又ハ乗込船員ノ過失ニ依テ生シタル損害ハ此限リニアラス。

總噸數千五百噸以上ハ、一ヶ月一噸ニ付銀貨四圓五十錢、同八百噸以上千五百噸未滿ハ一ヶ月一噸ニ付銀貨五圓十錢、同八百噸未滿ハ一ヶ月一噸ニ付銀貨五圓八十錢。

前三項ノ賃銀ハ他ノ通貨ニテ拂フコトアルヘシ。然レトモ其時ノ相場ニ割合ヒ仕拂フモノトス且又使用ノ日數ハ三十日未滿ノ時ハ一割ヲ増加シ、十五日未滿ノ時ハ二割ノ増加シタル運賃ヲ拂フヘシ。

右ノ外石炭及船客ノ食物ハ現品又ハ代價ヲ以テ支給シ、其他特ニ命シテ別段ノ裝置ヲナシ、又ハ艇舟及人夫ヲ使用シタルトキハ其費用ヲ拂フヘシ。

第十二條

右條款ノ命令ニ違背シタルトキハ事ノ輕重ニ從ヒ相當處分スヘシ。

第十三條

従前附興シタル第一及第二命令書ハ、本書ヲ以テ修正變更シタル條款ヲ除クノ外、都テ其効力ヲ存スルモノトス。

但船舶無代價云々ニ掛ル條款ハ明治十年驛第二十九號當局達ノ通りタルヘシ。

第十四條

第二命令書第二條ニ掲クル期限ニ至リ、更ニ命令書ヲ以テ本務ヲ保續セシムコトアルヘシ。
右農商務卿ノ命ヲ以テ相達候也。

明治十五年二月廿八日

驛 遞 總 官

此の命令書に依つても判る通り、政府は明かに三菱を制討しようとするの意圖を示して來た。然し三菱は此の如き女性的な、糺子苛め式な取締に微動だもしなかつた。政府が彌太郎に束縛を加へようとした意圖を明すもう一つの文獻を示そう。それは三菱會社の書記——後の副支配人——岡崎惟素の手記である。(宿利氏著莊田平五郎參照)

明治十四年十月中廟堂ヨリ大隈參議退職セラレ、次デ前島驛遞官亦其ノ職ヲ去リ、野村神奈川縣令其後任ヲ襲ハレタル場合、如何ナル譯ニヤ官民ノ際ニ於テ、我社長ヲ指シテ國事犯人ノ如ク云ヒナシ、我會社ヲ攻撃瓦解セシメン等種々ノ風説有之而已ナラズ、社長ノ邸宅左右前後ハ晝夜探偵人様ノ者圍繞シ、偶々社長他出スル事アル時ハ此探偵様ノ者、必ズ跡ニ附隨ヒ、其ノ動作ヲ窺フモノ、如シ。然レドモ我三菱會社ハ、素ヨリ純粹ノ商社ニシテ、敢テ國事ニ關涉スベキ謂レ

ナク、畢竟世間一種ノ小人輩、言ヲ設ケテ我社長ヲ讒シ、要路ノ人ヲ離間セシモノナル可シト信ジ、社長ハ、世上ノ交際ヲ絶チ、恰モ籠城同様ノ有様ナリシ處、固ヨリ痕跡ナキ浮説ナリシヲ以テ、漸次消滅ノ姿ニ赴キ、同年十二月下旬、西郷農商務卿宅ニ於テ、品川農商務大輔、野村驛遞官等會合、我社長ヲ招キ懇話ノ末、明治八年中我社ヘ政府ヨリ下附相成リタル第一、第二ノ命令書ヲ改正致シ度トノ意ヲ示サル。而シテ其説ク處ハ、我政府ハ毫末モ三菱會社ノ事業ヘ妨害ヲ與ヘントスル精神アルニ非ズ、只永遠ニ保護セントスル目的ナル耳、故ニ此度ノ命令書改正モ亦畢竟第一、第二命令書中漠然タル個條無キニ非ザルヲ以テ、之ヲ明瞭ナラシメ、世上官民ノ際ニ於テ、我政府ハ謂レナキ保護ヲ三菱會社ヘ與ヘアル等ノ臆測、妄批無カラシメンノ趣意ナリト云々ト。社長之ニ對ヘテ云。第一、第二命令書ハ其期限未ダ半ハナリ、今之ヲ改正セラル、ハ甚ダ迷惑ナリト雖モ、政府ニ於テ三菱會社ヲ永遠ニ保護セラル、御趣意トアレバ、我事業上差支ナキ限リハ勉メテ改正ノ御趣意ヲ奉ズベシ。然レドモ萬一ニモ事業上差支アルニ於テハ、不得止其命ヲ奉ズル能ハザル旨ヲ以テセリ。爾後十五年一月三十日頃ニ至リ、野村驛遞總官我社長ヲ自宅ニ招キ、前日農商務卿ノ邸宅ニテ示談セシ改正案出來セリ迎、即チ別紙甲號ヲ渡サレタリ。社長ハ之ヲ持歸リ、社中頭立チシモノヘ之ヲ示シ、内議セシメタル處、改正案中往々我事業上ノ權利ニ係リ

或ハ營業上履行シ得可カラザル事項アルニ付、熟議ノ末、二月中旬、小野義真、岩崎彌之助ノ兩人社長ノ命ニ依リ、野村氏ノ宅ニ到リ、改正案ノ逐條ニ付辯論ヲ盡シタル處、野村氏モ大ニ悟ル處アリシヤ、兩人ノ手前ニテ内々三菱會社ノ履行シ得ベキ丈ケノモノヲ選ビ、此案ヲ添削シテ差出シ吳レ度旨依頼アリタリ。依テ三日ヲ過サズ、之ヲ添削修正シ、別紙乙號草案ヲ製シ、野村氏ヘ差出セシ處、其大體ニ於テハ野村氏更ニ異論ナク、只字句ノ間ニ於テ二三ノ異見アリシ旨ニテ別紙丙號ノ如ク淨書シ、二月廿五日、彌之助ヲ驛遞局ヘ召喚シテ之ヲ示サレタル處、尙不穩當ノ字句アルニ付、双方辯論ノ末、更ニ野村氏自筆ヲ以テ添削シテ之ヲ假ニ彌之助ヘ渡サレ置キ、次デ二月廿八日、野村驛遞總官ヨリ公書ヲ以テ社長ヲ驛遞局ヘ召喚シ、第三命令書ヲ下附セラレタリ。十四年十月以來、國事犯嫌疑ノ結果於茲乎始メテ消散シ、微痕ヲ留メザルモノトナレリ」云。

右の如く、無根の流説を散布して刑事を派し（或は刑事らしき者）暗に威嚇恫喝して己の意に従はそうし、甲號、乙號、丙號ニ順次に意見を推移するが如きは、閥族官僚の常套的な陰險手段である。福澤を刑事を以て威脅した手段ニ同巧異曲の唾棄すべき行爲である。筆者が反三菱文書の多くを輕視するのは、此の陰險極る品川、澁澤を棒組とする閥族の走狗によつて散布せられた反三菱文章を種本とするからである。

政府は此の小手調べに微動だもせぬ三菱を見るや、新たに第三段の策戦を構じ始めた。飽くまで私情に依つて三菱を屈服せしめようニ焦燥したのである。品川は、嘗て三菱に依て野垂死した澁澤の一味ニ共謀し、新たに一大汽船會社を創立して三菱の獨占權を覆へそうニ計つた。此の陰謀の背後には澁澤の親友井上馨があり、三井資本が色眼を使つてゐた。而も一味には薩閥の勢力を背景とする堀基もゐた。政府は此の如き三菱攻撃の準備を着々ニ進める一方、その散兵線を益益擴大して反三菱空氣の激揚に努めたのであつた。

後述する共同運輸會社の創立は、此等閥族の私生兒誕生として刮目すべきものである。勢ひ此の二社は猛烈な激闘を演じ、明治財界を通じて最大の愚學を公然ニ戰つたのであつた。

福澤は此の愚學を知つて痛憤し、閥族國を危まるの念を切實に感じた。彼は『何んニ云ふ馬鹿なこゝか、共倒れになるにきまつてゐる』云ひ、此の愚學を殆ん正視に忍びぬと慨いた云はれてゐる。流石に福澤の眼は高い。彼の偽君子澁澤榮一の六十年史の一節は（二七〇頁参照）此の福澤の一言の前に木葉微塵の醜を曝さねばなるまい。それはこもかく此の鬭争は、官の横暴に對する國民の戰ではなくて、横暴を極むる閥族官僚が官權を以て一民業に對し挑戰した戰である。而もそれは私情に驅られて稀世の俊傑を凌虐せんとする企であつた。昔の武門武士が土百姓素町

人ミ輕侮した時よりも以上に、維新の改革ミ共に登場した「官員様」は人民を侮蔑し凌辱したのである。此の「官員様」のお鬚の塵をはらつて、おめおめミ勢揃したきらびやかなる閥族の走狗を見よ。彌太郎は國家の爲に我が航權の世界征服を企てその目的の爲に奮迅してゐた男である。此の男に非があり、暴があらば、政府は何故に之を指導し矯正せしむるの道をこらなかつたのであるか。孔教の遵奉者澁澤榮一は何故に閥族ミ共謀して官權萬能主義ミ力闘する彌太郎を組み伏そうとしたのであるか。總ては唾棄すべき嫉視であり、私利の追求に外ならなかつたのである。

第九章 共同運輸會社の出現

農商務大輔品川彌次郎の辣腕は三菱の勢力を根底より破壊する爲に各方面に廻はされたのであつた。すでに閥族政權は大隈を逐ひ、福澤を恫喝し、着々ミして三菱の臥城に肉薄して來たのである。その當然の歸結ミして三菱の獨占權を覆滅せんミ企てるに至つた。既述の共同運輸會社が即ちそれである。澁澤榮一、益田孝、小室信夫、堀基、澁澤喜作等の反三菱系實業家ミ閥族官僚

の合作に依る此の私生兒は、我海運業を再び競争の慘禍に呻吟せしむるに至つたのである。これより先き、三菱は共同運輸會社設立計畫の報を聞いて慨然ミして政府に抗議したのであつた。政府が私情に驅られて民業に干涉するミ云ふ暴舉を痛烈に責めた。それは岩崎彌之助の署名になる長文の意見書であるが、三菱創世の辛苦を詳述し政府の反省を要求したのであつた。その全文を次に掲げて、彼等の粒々たる辛苦を追想するこゝにしよう。

『頃日仄ニ聞ク、我カ政府ハ本邦海運擴張ノ爲メ國庫ヨリ巨額ノ資本ヲ支出シ、一ノ汽船會社ヲ起サレントスト。蓋シ政府ハ運輸航通ノ道ヲ盛ニシ以テ邦家富強ノ基ヲ圖ラル、ノ意ナラン、夫レ運輸航通ノ邦家ノ富強ヲ助クルハ素ヨリ論ナシト雖モ、其事業ノ順序方法ヲ誤ルトキハ其利ナクシテ却テ大害ヲ招クヤ必セリ。今ヤ苟カニ考フルニ、我カ政府ニ於テ新ニ汽船會社ヲ起スハコレヲ既往ノ經驗ニ參シ又將來ノ事情ニ照スニ其害アリテ其利アルヲ見ザルナリ。凡ソ天下ノ事タル固ヨリ其利害ヲ兼テサルハナシ、而シテ今此ノ汽船會社設立ノコトタルヤ、未タ事利ヲ見ズシテ徒ニ其弊害ノ多キモノト云ハザルベカラズ。請フ本邦海運既往ノ經歷ニ就テ其理由ヲ説カン、抑明治四五年ヨリ七八年ニ至ルマテ汽船回漕ノ形況タル、郵便蒸汽船會社ト三菱會社トアリテ、互ニ相敵視シ共ニ旅客貨物割載ノ多キヲ争ヒ、妄リニ其運賃ヲ遞減シ其收納金ノ薄キ、船舶尋常

普通ノ修繕ヲモ爲シ能ハサルニ至ル。其弊害ハ延イテ他ノ一艘若クハ二三艘ヲ有スル船主ニ迄連及シ、或ハ破産スルアリ或ハ廢業スルアリ。其存スル者ハ何レモ船體器械ノ完全不完全ヲ顧ミルニ暇アラズ。此ノ時ニ當テ米國太平洋海郵便會社ハ内海ニ跋扈セシト雖モ、我回漕業者ハ此外敵ニ當ルコトハ度外ニ措テ願ミス、口闊墻ニノミ精神資力ヲ費ステテ以テ、我カ政府ハ大ニ此レヲ憂ヘラレ百方其間ヲ調和シテ各船主ヲシテ破産ノ慘狀ヲ免レシメンコトヲ勉メラレタリト雖モ、各經濟利害ヲ異ニスルヲ以テ實地ノ勢卒ニ其成功ヲ見ル能ハサリシカ、偶々七年臺灣ニ征討アリ、尋テ支那政府ト葛藤ヲ結ヒ、多數ノ運送汽船需用ノ急ナルニ臨ミ、内國諸汽船ハ此ノ競争ノ爲メニ修繕ヲ怠リ、概ネ腐朽孱弱ニシテ其實用ニ供スヘキモノ甚タ稀ナリシヲ以テ、政府ハ不得止新ニ多數ノ船舶ヲ購入セラレタリ。

抑此郵便蒸氣船會社ナルモノハ、四年廢藩置縣ノ際各藩主ガ有セシ所ノ船舶ヲ政府ニ引キ揚ケラレ、其ノ船舶ヲ以テ此ノ會社組織ノ資本トシテ下附使用セシメラレタルモノナレバ、當時ニアリテハ政府ガ此ノ會社ニ與ヘラレタル保護ハ頗ル優渥ナルモ、彼ノ競争ニ因テ漸々疲弊シ、會社維持ノ成敗ニ就キ島合ノ社員各々疑懼ノ念ヲ起シ、自己ノ利益ヲ先ニシ、會社ノ營業支配方ニ於テハ復々規律法則アルコトナク、終ニ永續スベキ見込ナキノ狀ヲ呈セリ。於茲乎政府ハ七年征臺

ノ役ニ新ニ購入シタル船舶ヲ彼會社ニ依托セズ、却テ三菱會社ニ付托セラレタリ。其翌年ニ及ビ果シテ彼ノ會社ハ全ク瓦解スルニ至レリ、蓋シ此ノ瓦解タル、業ニ嚴格ノ規律ナク、社ニ有爲ノ人物乏シキニ因ルト雖モ、専ラ彼ノ競争ノ其結果第一ノ病根トナリシハ疑ヒテ容ル可ラサルナリ。又現今ニ於テモ大阪以西ノ汽船競争ノ弊害及琵琶湖汽船軋轢ノ有様、其利害得失ハ世人ノ能ク知ル所ナリ、此ノ諸船孰レモ軋轢甚敷、其不堅牢ノ船舶ヲ以テ乘客貨物ノ多キヲ争フノミナラス、各地發着ノ遲速ヲ競フカ故ニ、往々世人ノ其危害ヲ被フル者少カラス。此レ即チ政府ニ於テモ現ニ憂慮セラレ、取締ノ方法ヲ講シ之ヲ檢束シテ危害ヲ救ハントセラレ、所ノモノナリ。嗚呼此ノ慘狀タル豈大息セラルベケンヤ、夫ノ八年前競争盛ナルノ時ニ當テヤ、恰モ今日大阪以西及ヒ琵琶湖ノ現狀ト異ナルコトナク、其儘ニ放棄セハ多年ヲ出スシテ本邦汽船ノ船主タル者ハ跡ヲ絶ツヘキノ有様ナリシヲ以テ、廟議一決シ三菱會社ニ命令書ヲ下シテ之ヲ保護シ、沿海ノ運漕ヲ掌ラシムルノ約束ヲ堅フシ、亦タ郵便蒸氣船會社ヲ解散シテ三菱會社ニ合併セシメ、以テ大ナル競争ノ慘狀ヲ救ハル、ニ至リ。三菱會社ハ明治ノ初メ創業ノ際ヨリ競争ニ際會スト雖モ、其初メヤ政府ノ勸誘ニヨリタルニ非ス、政府ノ保護ヲ仰キシニ非ス、全ク不羈獨立飽迄海運ノ業ヲ張ラント欲スルノ主旨ニ基キ、刻苦經營中、七年征臺ノ役起リタルヲ以テ政府海運ノ事務ヲ依托セラレタ

ルノ光榮ヲ得、尋テ八年命令書ヲ下付保護セラル、ノ場合ニ至リシハ、當時政府ニ於テ競争ノ弊害ヲ憂慮シ之ヲ救済セント欲スル政策ノ結果ニ出テラレシモノナルベシ。其後太平海汽船會社及ヒ彼阿汽船會社ヲ内海ヨリ攘除シ我カ航權ヲ維持セシモ、畢竟政府ニ於テ競争ノ不利大害ヲ洞知シ前後保護セラル、ノ厚キニ依テ幸ニ勝利ヲ占メシ者ナリ。此ノ時ニ當テ政府内外競争ノ弊害ヲ憂慮セラル、ヤ至レリト云フヘシ。

其後十年西南ノ役起ルニ及テ、其兵隊ノ差遣兵糧器械ノ運搬等頗ル急需且ツ頻繁ナル要務ニ遇フト雖モ、終始コレヲ辨スルヲ得テ其軍機ヲ誤ラサリシハ、政府カ嘗テ船舶競争ノ弊害ヲ憂ヘテコレヲ保護シ、既ニ二三年前此ノ弊害ヲ免レシメタルヲ以テ、當時諸船舶ノ修理營繕稍々整タリシニ由レハナリ。若シ此ノ軍ヲシテ八年以前競争尤モ盛ナルノ日ニアラシムレハ、焉ソ其腐朽孱弱ノ船ヲ以テ、當時ノ如ク軍務頻繁ノ急務ヲ辨スル事ヲ得ンヤ、此レ皆大ナル競争ナキノ由テ來ス所ナリ。是ニ由テ之レヲ觀レハ、則其競争ノ弊害タル彼レノ如ク、其競争ナキノ利益タルヤ此ノ如シ。此レ皆政府カ從來審視熟知セラル、所ノモノニシテ亦喋々ヲ要セサルナリ。然ルニ今ヤ政府ハ前日ノ廟議ヲ改メ、新ニ汽船會社ヲ創立ヲ獎勵翼賛シテ競争ノ道ヲ開カントセラル、ハ果シテ如何ナル政策ソヤ、既ニ上ニ陳セシカ如ク、政府ハ元ト本邦回漕者ハ競争ノ爲メニ終ニ成立

シ得ヘカラサルヲ憂慮セラレシ末、八年三菱會社ニ海運ヲ擴張セシムヘキ命令書ヲ下シ、之ヲ保護スルノ約束ヲ堅フシ此ノ大業ニ當ラシメ置キ、今尙其期限半ナルニ新ニ巨額ノ金員ヲ國庫ヨリ支出シ、一ノ競争ヲ惹キ起サントセラル、ハ如何ゾヤ。三菱會社ハ今日未ダ創業中ノ經畫ナレドモ我が内海ニテハ稍々其ノ基址ヲ堅フシ、他ノ回漕ニ從事スル者ニ比スレハ或ハ大成セシ觀ヲナスモノナキニシモアラスト雖モ此レヲ外國ノ回漕者ニ比スレハ未ダ微々タルモノニシテ固ヨリ幼弱ノ地位ヲ免レサルモノナリ。今此ノ幼弱ナル三菱會社カ、能ク海外ノ回漕者ヲ防キ我カ内海ニ來リ跋扈セシメサルモノハ、幸ニ内ニ大ナル競争者ナキト、十數年間實地習熟ノ功ニヨリ海員ノ取締船舶支配ノ方法等稍々其當ヲ得タルニヨレハナリ。今若シ政府ヨリ新タニ汽船會社ヲ設立シ大ニコレヲ保護セラル、事アラハ、双方ノ勢自ラ競争ノ慘狀ニ陥リ、今日漸ク前進ノ氣運ニ向ハントスル航權ノ萌芽ヲ挫キ、終ニ八年以前ノ況狀ニ至ルヤ疑タイレス、此時ニ當テ若シ一朝海ノ内外ニ事アランカ、何ヲ以テ運送ノ用ニ充テン、双方競争ノ疲弊ヲ見テ外船來テ我が海岸ニ跋扈センカ、何ヲ以テ之ヲ防カン、實ニ嘆息スヘキコトナラズヤ。故ニ曰ク、今日政府ガ國庫ヨリ出金シテ一ノ汽船會社ヲ獎勵設立スルハ其害アリテ其利アルヲ見ザルナリト。抑三菱會社ガ八年政府ノ命ヲ奉シテヨリ以來、六七年間海運ノ事業擴張ノ外他念ナク、拮据黽勉シ幸ニ其ノ事業モ漸

次進歩シ、内地ノ要所ハ論ナク上海香港迄モ航路ヲ張り出スノ場合ニ至リシカ、此間世上二一ノ反對者ナキニアラサレトモ、輿論ハ敢テ三菱會社ヲ不是トセズ、嘗ニ之レヲ不是トセザルノミナラズ、大ニ國家ニ有益ノモノトセシガ如シ。然ルニ昨冬以來世上反對ノ徒ハ俄ニ氣勢ヲ倍シ、露然群起シテ種々ノ浮説ヲ擅ニシ、三菱會社ヲ誹謗シタリ、遂ニ政府ヨリ三菱會社ニ向テ八年下付セラレタル命令書改正ノ事ヲ告ゲラレタリ。然ルニ此命令書ハ其期限未ダ半ニシテ政府ニ於テ今日改正ヲ命ゼラルベキ理ナク、三菱會社ニ於テモ亦甘從スベキ理ナシト雖モ、政府ニ於テハ三菱會社ヲ檢束妨害セラル、ノ精神アルニ非ズ、益々之ヲ永遠ニ保護スルニ付キ、嘗テ下付セラレタル命令書ハ其箇條疎濶ニシテ其細密ヲ盡サバ爾ヲ以テ、今日世上ニ於テ唱フル所ノ三菱會社ハ政府ノ保護ヲ受クルモ之ニ對スル義務ヲ盡サバ爾トノ誹謗ヲ防グニ足ラザルヲ以テ、命令書ノ改正ハ止ムヲ得ザルニ出ルトノ懸論ヲ受ケタリ。固ヨリ三菱會社ニ於テハ政府ノ保護ニ對スルノ義務ハ悉ク之ヲ盡セルヲ以テ、命令書ノ改正ハ實地ニ要用アルヲ見スト雖モ、一犬虚ヲ吠ヘ萬犬實ヲ傳フルモノナレハ、三菱會社ハ斯ノ如キ浮説ノ爲メニ政府ヲ煩ハスヲ屑トセサルノミナラス、政府ニ於テ其浮説ヲ豫防シ益々永遠ニ保護セララル、トノ事ナレハ、豈其期ノ滿不滿ヲ以テ之ヲ拒マシヤ。速ニ其命ニ隨フヲ以テ、即チ本年三月更ニ命令書ヲ成定下附セララル、ニ至レリ。然ルニ今

日政府ニ建議或ハ懲患シ別ニ汽船會社ヲ設立セントスルノ徒ハ、更ニ實際ヲ顧ミス、其説ノ第一ニ曰ク、本邦ハ周圍海國ニシテ海運ハ尤モ盛ニセサルヘカラス、今ヤ沿海運搬ノ權ハ獨リ三菱會社カ掌握シタルヲ以テ旅客貨物ノ運賃モ不當高價ニシテ爲メニ物産停滯ス。故ニ政府ヨリ誘導獎勵シテ別ニ一ノ汽船會社ヲ起サ、ルヘカラスト。其第二ニ曰ク、三菱會社ノ運賃ハ海外諸國沿海ノ運賃ニ比較スレハ其割合甚タ高價ナルカ故ニ、別ニ汽船會社ヲ起セハ現今ノ運賃ハ大ニ低落スヘシト。其第三ニ曰ク、三菱會社ハ我儘ナルヲ以テ、一朝事アルノ日ニ當テ不當高價ノ運賃ヲ貪ボルニアラサレハ政府ノ命令ヲモ奉セサルヘシ。故ニ三菱會社ノ外ニ政府ニ於テ別ニ一ノ汽船會社ヲ保護設立シテ、有事ノ時ニ當テ自由ニ之ヲ使用スルノ約束ヲ堅フセサルヘカラスト。其第四ニ曰ク、本邦運搬ノ業ニ從事スル汽船其數甚タ少ク爲メニ商品停滯セリ、是レ又別ニ汽船會社ヲ必要トスル所以ナリト。嗚呼甚シイ哉說者ノ世ヲ惑ハスヤ、而シテ我政府當路ノ人モ或ハ斯クノ如キ誹謗浮説ヲ信シ、三菱會社ヲ永遠ニ保護セララル、ノ精神ヲ變セラレ、今日汽船會社設立ノ議モ起リシナランカ、請フ其説ノ實際ニ違フ事ヲ辨セン、其第一説ニ三菱會社ヲ目シテ獨リ航海權ヲ專ニスル者ナリト云フト雖モ、現狀ニ就テ觀察スレハ決シテ否ラス、大阪以西ニ數十艘ノ汽船アリ、東京ヨリ四日市ニ北海ニ南海ニ各々數艘ノ汽船アリ、而シテ横濱神戸長崎香港ノ間ニ彼阿會社アリ、

其他外商船臨時ノ汽船常ニ數艘往復スルアリ、三菱會社何ゾ獨リ專横ヲ恣ニシ高價ノ運賃ヲ貪ボルヲ得可シヤ。然リト雖モ今假リニ三菱會社カ航權ヲ獨占シ不當高價ノ運賃ヲ貪ボルモノトセンカ第三命令書第十條ニ曰ク、内外各線路ノ運賃不當ナルトキハ相當ノ額ニ釐革セシムル事アルヘシト。故ニ若シ運賃不當高價ナルトキハ政府ニ於テ之ヲ釐革セシムルノ權アリ、何ゾ新ニ汽船會社ヲ起スヲ須ヒンヤ。且第三命令書第一條ニ曰ク、其社ノ本業ハ海上運漕ヲ專ニシ決シテ商品賣買ノ業務ヲ營ムヘカラスト。政府ハ特ニ三菱會社ヲシテ專ラ力ヲ海漕ニノミ盡サシメントスルノ精神ヲ以テ、故ラニ如斯箇條ヲ設ケ之ヲ保護スルモノナレバ、三菱會社カ船數ヲ増加シ益々海漕ノ事業ヲ擴張スルハ政府保護ノ意ニ背カサルモノト謂フヘシ、然カルニ今別ニ汽船會社ヲ創立シテ競爭ノ道ヲ開キ其進歩ノ力ヲ挫カレントスルハ謂ハレナキ事ナラスヤ。第二說ニ、三菱會社ノ運賃ヲ目シテ海外諸國沿海ノ運賃ヨリモ高價ナリト云フト雖モ是亦事實ヲ知ラサルノ說ナリ、元來本邦沿海ノ運賃ト海外諸國ノ運賃トハ、其運搬ノ習慣港灣ノ整否及ヒ物價ノ高低ヨリ其割合ニ於テ自然ニ差異ヲ生セサルヲ得サルモノアリ、外國ニ於テ汽船ヲ往復スル港灣ハ、避風ノ便利モ備ハリ大抵汽船ヲ陸地ニ横接スルヲ得ル良港ナラサルハナシ、且ツ其運漕貨物ヲ授受スルノ便利大ニ完備セルモノナリ、本邦貨物取扱ノ習慣ハ則チ否ラス、例ヘハ大阪ニ於テ之ヲ回漕店ニ托シ、回漕

者ハ汽車ヲ以テ之ヲ神戸ニ送り、神戸ヨリ本船ニ積移シ、而シテ之ヲ品川ニ回漕シ、更ニ又舢舨ニ移シ之ヲ遙ニ深川又ハ日本橋ニ陸上ケシテ、然ル後始メテ回漕者ノ義務ヲ果タセリトス、其陸運費、人足費、舢舨費、トモ都テ運賃中ニ含蓄セリ、又我カ港灣船舶ノ碇泊場ハ大抵海岸ヲ距ルコト數十丁若クハ數里ノ沖ニアルヲ以テ、碇泊ノ船舶ハ名狀スベカラザル困難アリ、假令ハ既ニ碇泊セシ船ト雖モ風浪ニ堪ヘスシテ他方ニ避ケ、又風浪ノ爲メニ空シク數日間碇泊スルコトアリ、又本邦回漕ノ貨物ハ孰レモ荷造ノ不完全ナルガ爲メニ、本船ヨリ舢舨ニ移シ遠ク之ヲ陸上ケスルノ際、或ハ盜難ニ會ヒ或ハ濡傷毀損ヲ生シ爲メニ貨主ヘ辨償スル等ノ如キ、外國ニ於テハ絶無稀有ニ屬スルモノ本邦ニテハ通常ノコトトナリ居ルモノ枚舉ニ遑アラス。加之英國ノ如キハ船舶製造修繕ノ原質及ヒ工價頗ル低廉ニシテ、且其航海ニ要スル石炭其他ノ需用品總テ本邦ニ比スレハ低價ナラサルモノナク、海員ノ給料モ亦其熟練ニ比スレハ大ニ低廉ナリ、今本邦ニ於テハ否ス、船舶ヲ製造又ハ修理スルニハ多ク海外ヨリ輸入シタル高價ノ原質及ヒ不廉ノ工價ヲ要シ、或ハ特ニ海外ニ注文シ途中許多ノ冗費ヲ散シテ、製造又ハ修理シタル船舶ニ高價ナル石炭及ヒ不廉ノ輸入品ヲ需用シテ、未熟ノ海員ニ多額ノ給料ヲ費ス等、總テ船舶維持運轉ノ費用ニ付キ彼レヨリ増加セサルモノナシ。是等ノ原由ニ因テ其運賃割合ノ西洋諸國ヨリ高キハ素ヨリ當然ノコトナ

リ、苟モ此係利習慣ノ差違ナケレハ今日ノ況狀西洋諸國ニ比スルニ決シテ高價ニアラサルナリ、若シ論者ノ言ノ如ク競争ヲ以テ妄リニ運賃ヲ低下ナラシムルトキハ、徒ラニ船主ヲシテ損亡ヲ蒙ムラシメ、其事業ヲ毀傷退歩セシムルニ過キサルノミ。故ニ政府ニ於テ新ニ汽船會社ヲ起スハ海運ノ業ニ益ナクシテ却テ害アルモノナリ。

其第三說ニ、三菱會社ハ我儘ナルヲ以テ一朝事アルノ日ニ當テ不當高價ノ運賃ヲ貪ブルニアラサレハ政府ノ命令ヲモ奉セサルヘシト、然ルニ第一命令書第三條ニ曰ク、平常非常ニ拘ハラス政府ノ要用アルトキハ、右各船ハ社務ノ都合ヲ問ハス使用スヘシト、又其運賃割合ハ政府ニ於テ豫定シテ既ニ第三命令書ニ明記セラレタリ故ニ三菱會社ハ不當高價ノ賃銀ヲ貪ホルコトヲ得サルノミナラス。政府使用ノ時ニ當テハ何時ニテモ社務ノ都合ヲ以テ其使用ヲ辭スルコトヲ得サルナリ何ソ今日政府ヨリ獎勵シテ別ニ汽船會社ヲ設立スルヲ須ヒンヤ、其第四說ニ、現今本邦沿海運搬ニ從事スル汽船ノ數甚少ク爲メニ商品停滯セリ。是レ別ニ汽船會社ヲ必要トスル所以ナリト、是レ又其實際ヲ知ラサルノ空論タリ、今日本邦ニ於テ汽船ノ缺乏ヲ告クルハ一ケ年間僅カニ七八九十十一十二ノ六ヶ月ニシテ、其他ノ六ヶ月ハ其數甚タ餘リアリ、蓋シ北方諸道ノ沿海ハ天候氣節ニ關リテ汽船ノ回航ヲ得サルガ故ニ、七月以後ノ六ヶ月内ニ輸出入ノ貨物ハ悉ク之ヲ運搬セサル

ヘカラス、因テ各所共ニ此時ヲ以テ一時汽船ノ缺乏ヲ嘆スト雖モ、若シ此カ爲メニ切リニ汽船ヲ増加セハ、他ノ六ヶ月間北海汽船ノ回航ヲ得サルノ日ニ至リ徒ニ碇泊セサルヲ得ス、此ノ如クナレハ如何シテ汽船ヲ維持スヘキヤ。凡ソ汽船維持ノ費用タル航海ト碇泊トヲ比較スルニ大ナル差等アルコトナシ、故ニ回漕者ハ常ニ商業進歩ノ活機ニ注意シ、年中甚タシキ過不足ノ患ナカラシムルヲ以テ目的トシ其宜ヲ制セリ、若シ果シテ一年ノ中六ヶ月ノ繁劇ヲ見テ汽船ハ常ニ不足セリト皮想シ切リニ之ヲ増加セハ、他ノ六ヶ月間ノ載貨ナキノ時ニ至テ維持ノ費用ニ困難スヘシ、故ニ商業ノ進歩ニ注意セス一時多數ノ汽船ヲ増加セントスルハ實地ニ暗キ說ニシテ取ルニ足ラサルモノト曰フヘシ。然リト雖モ今假ニ之ヲ増加セサルヘカラサルモノトスルモ、政府ヨリ巨額ノ金圓ヲ支出シ新ニ汽船會社ヲ設立センストルハ謂レナキ事ナラスヤ、何トナレハ政府ヨリ三菱會社ヘ下付セラレタル第三命令書第四條ニ曰ク、其社ノ汽船ハ正味登簿噸數二萬二千噸ヲ最下トシテ之ヨリ増加ノ目的ヲ以テ舊船ヲ改良シ新船ヲ製造シ、或ハ買入以テ漸次老船ト輪換セシムヘシト抑此ノ條タルヤ、政府ハ實地本邦商業進歩ニヨリ、三菱會社カ毎年三千噸ヲ目的トシ年々力ノ及フ丈ケ増加センコトヲ希望セラレシハ末ノ箇條ナレハ、則チ政府ニ於テ新ニ汽船會社ヲ起サンヨリハ、寧ロ他ニ與フル丈ケノ便利方法ヲ以テ之ヲ三菱會社ニ與ヘ増船セシメラル、丈ケノ便利方

法ヲ以テ之ヲ三菱會社ニ與ヘ増船セシメラル、コソ至當ノコトナルヘシ、是ニ由テ之ヲ觀レハ我が政府ハ何ノ故ヲ以テ新ニ競争者ヲ設ケ、明治七八年ノ慘狀ヲ再ヒ今日ニ起サレントセラル、ヤ實ニ解スヘカラサルナリ。今日漸ク海外ニ向テ萌芽ヲ顯ハサントスル我カ航權ヲシテ同胞自ラ相競ヒ鵜蚌互ニ相鬪ハシメハ、外人コレニ乘シテ漁夫ノ利ヲ占ムルヤ疑ナキナリ。今日我カ政府ニ建議我ハ慈愼シテ汽船會社ヲ新創セシメントスルノ徒ハ多クハ名ヲ沿海運搬擴張ニ藉リテ政府ノ聰明ヲ惑ハシ其開設ノ時ニ當リ汽船ノ買収其他創業ノ際先ツ自己ノ利ヲ射ント欲スルモノニ非レバ、必ス之ヲ藉リテ三菱會社ヲ毀損セントスル反對ノ徒ニ外ナラス。決シテ誠ノ愛國心ヨリ出ルモノニ非ルナリ、故ニ我カ沿海現今ノ形狀ヲ以テ之ヲ觀ルニ、政府ヨリ獎勵保護別シテニ汽船會社ヲ設立セラル、ノ要務ニ非ス、雷ニ要務ニ非サルノミナラス其弊害ノ大ナルモノナリ。』

叙上の如く三菱は理路整然として政府の非を追窮し反省を促したのである。然るに政府は直ちに此に對し長文の辯駁書を以て應酬し、新會社助成の必要を世論に訴えたのであつた。政府辯駁書の内容は、明治七年に於ける征蕃役以來政府が會社に與へた前後三回の命令書ミ、それに基く汽船並に助成金の交附を一々詳細に表示して、政府の會社に對する優遇を指摘したのである。これは既に記述してあるので、こゝに重複を避けるが、奇怪なこゝには其文中に頗る辛辣な筆致を

以て三菱を批難してゐるこゝである。辯駁書は、三菱が義務を果さず私利私慾を計るこゝのみに急で、少しも公益を念じせず稱し、剩え事業獨占の弊害を痛論したのである。全文を貫くものは反三菱的戰鬥精神であつて、三菱創生の辛苦を無視し、法律的詭辯ミ法令的解釋に依つて三菱の功業を抹殺するこゝに努めた。それは彼の田口卯吉の三菱攻撃の一文を始め、自由黨の三菱攻撃及び今日に至る三菱批難の文章ミ同巧異曲のもので、三菱反對派の種本ミも云ふべきものである。本書の讀者は既に幾回ミなく反三菱文章を讀み、三菱を以て強盜ミ稱する妄説を傳聞したこゝ、思ふ。此の流説の根幹を爲すものは、此の閥族官僚の妄想に依つて成る明治十五年の政府辯駁書の一巻であるのだ。例へば岩崎彌太郎が他の會社の株を有し又は坑山を有する事實を擧げて左の如く曲解してゐるのである。(前記辯駁書記載)

『……命令書第十二條ニ云ク「將來其社名ヲ以テ他ノ營業ヲ爲スヘカラス」三菱會社ノ名稱ヲ公ニ表出シテコソ他ノ營業ヲ成ササレ、或ハ岩崎彌太郎ノ名ヲ以テシ、或ハ他人ノ名ヲ以テシ、實ハ三菱會社ノ資金ニテ往々他ノ營業ヲ爲ス事ハ復タ今日ニ蔽フヘカラザルノ實アリトス。或ハ之ヲ辨スルニ、三菱會社資産ト岩崎彌太郎一個人ノ資産トハ各別ナリト云ヒ、岩崎彌太郎一個人ノ資産ヲ以テハ如何ナル業ヲ營ミ、如何ナル利益ヲ謀ルモ妨ケアルヘカラスト云ハンカ、是レ遁辭

トスルニ足ラサルナリ、若シ三菱會社ニシテ株主ヲ廣募シタル會社ナランニハ、其社長ト一個人トハ固ヨリ各別ナリト雖モ、三菱會社ノ如キハ則チ然ラス、三菱會社ノ名ハアレトモ、其實ハ會社ニ非スシテ岩崎彌太郎ノ商店ナリ。社長ノ名ハアレトモ岩崎彌太郎ハ其商店ノ主人ナリ。岩崎彌太郎ト三菱會社トハ同一無二ノ性質タル事更ニ疑ヲ容レサルノ實アレハ、岩崎彌太郎カ直接ニ若クハ間接ニ營ム所ノ業ハ則チ三菱會社ノ營ム所ナリト斷定セサルヲ得ス。又岩崎彌太郎一個人ノ資産ニテアラハ何業ヲ營ムモ妨ナキニ似タレトモ、既ニ一個人ノ資産ハ即チ三菱會社ノ資産タルノ實アレハ、岩崎彌太郎カ他ニ營ム所ノ商業ニ使用セル資本ハ即チ三菱會社ノ資本ナリト斷定セサルヲ得ス、然レハ則チ三菱會社ハ岩崎彌太郎若クハ他人ノ名ヲ以テ諸會社ノ株ヲ所有シ、坑山ヲ所有シ及種々ノ營業ヲナス者ナリト云フヘシ。而シテ其資本ハ皆是レ政府ヨリノ海運事業ヲ擴張セシムルカ爲メニ助成トシテ下賜セラレ、或ハ特別ノ低利年賦ニテ貸下ラレタル資本、並ニ其資本ヨリ生シタル利益ナレハ、之ヲ海運ニ供スヘキ義ナルニ三菱會社ハ之ヲ其當務ニ供セスシテ却テ之ヲ命令書ノ許サル、所ニ供シタリト議セラレンモ、敢テ之ヲ分疏スルコト能ハサル可キナリ」云。

ふ事が出来る。それは既に田口卯吉の第一聲に依つて放たれたる三菱攻撃の一論據でもあるが、前掲の一節は正に三百論の代表的なるもの云はねばならない。若し此の政府の所論を正當なさば、岩崎彌太郎は完全に人格を無視された一機械に過ぎないのである。彼は天下の馬鹿者であるか最大不幸兒であるか斷じてよい。彌太郎の財は三菱の財にして、三菱の財は此れ政府より貸下げたる金及び其貸金より生じたる利益なりと斷定せる公式論の錯誤振りを見よ。而も、其の彌太郎の財は盡く海運に投ぜざれば否なりと斷ずる横暴さを見よ。一見頗る正當らしく思へるのであるが、此の論の根本的缺陷は岩崎彌太郎を無給を以て酷使し、其の人格を完全に抹殺しようとする所にある。彼の一個人としての資産を永久に否定せん企て、ゐるのである。官僚が法令的人物であつて、規則の外に生きた人間を知らない云ふ事を、此の位明瞭に暴露したるものも少い。彼等が權勢の蔭に栖息して、終始規則を奉じて形式を整えようとする缺陷は、此の冷酷なる詭辯を公言するに至つたのである。彌太郎が三菱會社より收得する社長としての報酬や、他より借財したものを以て、株を買ひ、坑山を買ひ、又其の利益を以て他事業を營む事も否定されるのだらば、彼は其の生活の全部を法令的範疇の内て營まねばならなくなるのである。政府は彼の家賃も食費も衣服も交際費も其他盡くの出費を限定せねばならぬ筈である。極端に云へば彼

の排泄物の始末をも規定せねばならないのである。「彌太郎一個人の資産は三菱の資産にして、其利益は盡く海運に投ぜよ」この三百論は、彼に寸毫の自由をも許容しないことを意味するのである。實業家としての岩崎彌太郎を虐殺せんとする暴論ではないか。然るに此の命令の發令者たる官僚を見よ。彼等は國家に依つて其の生活を保障せられ、老いては恩給を給せられ、常に公平無私を以て國務に勵精せねばならぬのである。彌太郎の實業家としての才能を封じ其の人格を否定して一個の機械の如く凌虐せん企てながら、彼等は巧みに自らを公私に二分し、或は蓄財し、或は遊興し、或は營利會社や財界人の走狗となつてゐたのである。後述する如く共同運輸創立時代に於ける品川一派の狂態は明白に官吏の本務を逸脱してゐたのである。

二

又明治十年の西南の役に關しては左の如き卑劣なる曲評を加へてゐるのである。

「其ノ第十五條ニ云ク「平常非常ニ拘ラス政府ノ要用アルトキハ、右ノ各船ハ勿論其社ノ固有船ト雖モ社務ノ都合ヲ問ハス使用ス可シ。然レトモ其運賃ハ時々相當ノ額ヲ拂フ可シ」明治十年西南暴動ノ變ニ際シ、政府ハ此條ニ據リテ三菱會社ノ諸船ヲ使用シタリ。彼レ專ラ當時ノ盡力ヲ鳴ラシテ其功ニ誇ルト雖モ、第一命令書ヲ下スノ初ヨリシテ此義務ハ固ヨリ彼カ負擔スル所ニシテ

其特例ヲ平日ニ得ルモ亦實ハ如是ノ場合ノ爲メニスルモノナリト知ラサルヘカラス。然ルニ當時三菱會社カ政府ニ請求シテ受取リタル運賃ハ果シテ相當ノ額ニアリケルカ、彼ハ果タシテ相當ノ額ヲ請求セサリシ乎。抑モ戰時ハ平時ニ異ナリ、兵隊ヲ送り輜重ヲ輸スルノ急ニ臨ミテハ、平時ノ如クニ運賃ノ吟味ニ時日ヲ費スコト能ハサレハ、陸軍ニ於テハ彼ノ云フカ儘ニ之ヲ支給シ、運賃ノ故ヲ以テ軍機ヲ誤ルコト莫ラシメタルハ、蓋シ勢ノ不得止ニ出ル者ナリ、此勢ノ不得止ヲ奇貨トシテ頻ニ巨額ノ運賃ヲ請取タルハ、公衆ノ明知スル所ニシテ、蓋シ蔽フ可カラサルノ跡ナリト云フ可シ。事既往ニ屬スレハ之ヲ今日ニ責ムヘキニ非サレトモ、若シ當時ノ運賃ヲ精密ニ吟味シタランニハ、三菱會社ハ國難ニ乗ジテ自家ヲ利シタリト議セラレンモ之ヲ辭スルコトヲ得サルヘキ歟」云々。

讀者は第七章記載の如く「西郷立つ」この飛報に周章狼狽した政府を追想しなければならぬ。而も戦局の進展につれ政府が苦戦をし始めた時、三菱の商船が如何に彼等の不安を除いたか、又如何に政府軍の勝利に偉力があつたかを考えてみる必要がある。前掲の政府辯駁書の一節は殊更に此の事實を避け、三菱を國難に乗じた奸商の如く妄評してゐるのである。而も事實を擧げて其の不當と奸策を糾弾するのではなくて、卑劣なる筆致を以て三菱を譏誣してゐるのである。「若し

當時の運賃を吟味したらんには」この一句は彼等の妄斷を物語るもの云ふ事が出来る。彼等は何故に精密なを吟味を避けるのであるか。彼等は何故に此の如く自らの贖職を自白したのであるか。官僚特有の卑屈陰險さが此に明白に其の醜惡なる本性を暴露してゐるのである。

前掲の二文を以ても明白なる如く、政府は岩崎彌太郎を葬らうこの妄想より、此の如き陰險奸惡なる文書を作成し、反三菱的空氣の醸成を煽つたのである。船舶の修繕改良に就ても或は其運賃に就ても、未だ幼稚の域を脱せざる我が船舶業及び經濟事情を無視し、殊更に經驗と實力に富む外國汽船會社と對照して批難を逞しくするなき、一として爲政者の襟度も權威もなく、又指導匡正の意志も認めることは出来なかつた。その抱懐する意圖は、たゞ井上澁澤等の計畫に合理性を與へ、以て共同運輸會社成立の正當さを示そうとするに過ぎなかつたのである。その根本の思想は、閥族の勢威を永久に保持しよう云ふ妄想に發してゐたのである。彼等は大隈福澤の強烈なる攻撃に戦慄し、其の兵站部たる彌太郎を滅亡せしめよう狂奔したのである。彼等閥族は動もすれば「我々は馬上で天下を取つたのだ。馬上劍を揮つて今日の地位を得たのだ。もし政權が欲しければ劍を抜いて來い」云はんばかりの姿態を示してゐた。それ故に政黨も亦馬上で天下を取りに來るだらうと錯覺してゐたのである。従つて改進黨を率ひる大隈の勢力に畏怖を感じず

には居られなかつた。彼等は萬一大隈が立てば、三菱が日本の海運を掌握してゐるので、我が海上權は擧げて大隈の手に歸し、政府は孤立するを考へてゐたのである。かうした軍事的見地からも、彼等は共同運輸の成立を焦らずには居られなかつた。閥族は共同運輸に依つて、大隈及び三菱に對抗しようを考へてゐたのである。其の思想の幼稚さ、いつまでも劍に依つて事を片づけようとする彼等の野蠻さは寧ろ憫笑に値するもの云はねばならない。彼等には國家の世界的發展よりも、閥族の勢力維持が最大の關心事であつたのである。此の哀れむべき意圖の下に三菱の覆滅を計畫し、徒らに曲説を流布した彼等の尻馬に乗る一連の實業家の醜劣さは、全く唾棄に値するもの云はねばならない。その讒誣中傷を至玉の文字の如く隨喜し、三菱攻撃の材料とする連中の暗愚さも亦嗤はねばならないのだ。

三菱は此の挑戦の前に戦端を開くことを餘儀なくされたのである。ここに我が財界未曾有の角逐が口火を切られるに至つたのである。

三

此の如き政治的策動と私闘的な盲動に依つて、共同運輸會社設立計畫は進行されたのである。七月十七日には品川は東京風帆船會社々長遠武秀行、北浮運輸會社々長堀基、越中風帆船會社總

代藤井三吉、運送會社々長岡武兵衛の四名を農商務省に招致して、會社定款の草案を下附したのである。政府は此等反三菱勢力を糾合して、一舉に三菱を屠らんとするの決意を示したのである。而して七月二十六日には會社設立の命令書も發せられるに至つた。此の命令書に依つて示された政府の意圖は、會社に對する限りなき保護を約し、寧ろ半官半民の色彩の濃厚なるものであつた。政府から新會社に下附せらるべき船舶は補助海軍たるの義務を有し、戰時巡洋艦として代用される程の堅牢なる汽船であり、而も政府自ら之を建造し竣成を俟つて漸次會社に交附するに云ふのである。此船舶の總金額は百三十萬圓で、それを政府の持株として會社に提供し、會社は之に對し年二分の配當を保證すべく規定せられた。又其資本金は三百萬圓で、前記の百三十萬圓を差引いた百七十萬圓を、全國各府縣から均等に募集せよと云ふのであつた。かくて、前記數名は此の命令書に従つて發起人會を東京に開いた。(明治十五年十月)従つて全国各地の發起人總代が東京に集つて定款會議を開き、又創立規約を定め、其の席上に於て創立委員六名を選挙し(益田孝、小室信夫、澁澤喜作、堀基、藤井三吉、原田金之祐)之に取締役の權限を與へて創業事務に従事せしめたのである。尋いで會社は政府より定款の認可を受け、命令書第十一條の規定に由つて海軍少將伊藤雋吉を社長に、海軍大佐遠武秀行を副社長に選定したのである。かくて同十二月には

政府は約に基いて玄武丸外十二隻の船舶を會社に交付し、貸下料と云ふ名目の下に毎年此船から生ずる純利益の三分を上納することを命じた。然し此時三菱の實力は實に絶大なもので、此の如き十二隻位の船舶では到底三菱と輸贏を争ふ事は出来なかつた。そこで政府は會社側と協議の結果資本金を倍額の六百萬圓に増資し、其の出資額も二百六十萬圓に倍加したのであつた。且つ十六年一月一日からは、東京風帆船會社(其存在は名のみで營業せず)北海道運輸會社、越中風帆船會社の三社を合併したのである。三社の合併に依つて共同運輸に加へられた資産は、東京風帆船が三十七萬一千圓、内拂込濟二十四萬九千九百八十圓、北海道運輸が二十一萬八千四百圓、内拂込濟七萬二千三百五十五圓、越中風帆船が十五萬圓の拂込濟で、三社株式合計一萬四千七百九十株金額七十三萬九千五百圓、内拂込濟の分が四十七萬二千三百三十五圓であつた。

此の如く政府の三菱に對する戰鬪準備は着々として進行したのであるが、此に最も注意を要すべきは品川彌次郎の言語に絶する官紀紊亂の事實である。共同運輸會社の創立に始めから積極的に應援したのは勿論であるが、その株式公募に當り、成績の甚だ香しくないのに焦慮して、品川は自ら馬を陣頭に進め、同社の株式募集運動に乗り出したのであつた。此の事實は三菱の壓倒的な勢威を物語るものであるが、政府の大官が自ら一會社の株式應募勧誘の爲めに地方遊説を敢行

したミ云ふ事實は、我が官僚罪惡史を飾る毒華の輝々たるものミ云はねばならない。今日ミ違ひ官尊民卑の弊風が甚だしかつた時代に、時の大官が積極的に乗り出したのでその結果が良好に轉換したのは云ふ迄もなかつた。

「彌太郎一個人の資産は三菱の資産ミして、その資本は皆政府よりの海運事業擴張の爲めの助成金若しくは貸下けたる資本又は利益なれば、海運以外に投すべからず」この偏狹な三百論を以て三菱に應酬した政府は、此の同一論法を以てするも自らの狂態に止めを刺されてゐるのを知らないのである。即ち彼等は公平無私を以て國務に精勵すべき重責にありながら、一營利會社の創立ミ利益の爲めに狂奔したのである。その身命は至尊に捧げ、官吏ミしての任務以外にその努力を投じてはならない筈ではないか。實に明治十五年に政府が三菱に與えた辯駁書は、此の如き本末顛倒の曲理を權勢の蔭にかくれて強行したに過ぎないのである。殊に該辯駁書に於て獨占事業の弊を矯めんミ揚言しながら、彼等は三菱會社を倒して此に新たなる獨占會社の樹立を企て、ゐたのである。當時の民衆は此の古狐の尻尾をまんまミ見逃してゐたのである。政府が共同運輸に與へた實質的援助に就て共同運輸側には左の如き記述もある。「政府より下附せらるべき株金二百六十萬圓の内最初の命令に定りし百卅萬圓は既に政府に於て、戰時に在ては海軍に適用の速力十三

里を走るべき堅牢なる大汽船貳隻の製造に着手せられ、其剩餘を以て汽船風帆船を製造し下附せらる、筈にて、是亦はやく着手せられたり。又他の一半即ち増株請願に依り増加せられし百卅萬圓は來る明治十八年（筆者註此時は明治十六年）より下附せらる、旨の指令を得たれども、今回下渡すべき長崎工作分局製造の汽船小管丸の如きは、其船價は右増加額百卅萬圓の内より支出せらる、ものなれば、此の船價だけは特に繰上げて本社に拂込まれしものミなすべし。これは政府より下附の株金は我等人民よりの醸出するものミ其拂込期限の長短を同ふして語るべからず、會社の便利を得る亦大なりミ謂ふべし。」

又三菱ミの對抗上船舶の不足ミ内容の貧弱さに困窮し、社長伊藤篤吉を英國に派遣して船舶の購入につこめた頃の記述に、次の如きものがある。

「本社の營業に於て船舶の構造又は購入は創業事務中の急務なるを以て専ら商議を盡せしに、政府に於ても貳隻の大汽船を歐羅巴に於て製造せらる、に付、本社々長に其の諸般の總理を命ぜられ、又管船局よりは御雇外國人ブラウン氏を同行せしめ、海軍省よりは少匠司佐仲氏を派遣せしめらる。是に於て社長は自ら汽船購入の事を併せて擔任し本社雇外人アルウィン氏を俱し一月二十七日、郵船に搭じ英京に向け出帆したり。……去月十二日（明治十六年）社長一行英京ロンド

ンへ安着し、本月二十一日荷物船客用の新造汽船四隻（重量噸數五千六百噸）の賣物あり、其構造本社の望に適當なれば價格を吟味し買入るべきやこの電報ありしを以て、之れを農商務省へ伺出、御許可を得て速かに買入るべき旨返信をせり。然れば此の四隻は遅くも七八月頃には品海へ到着すべしと信ず。而して社長の報道によれば新製の大汽船二隻の内一隻は、十ヶ月、一隻は十二ヶ月にて出來する趣なれば、來明治十七年春夏の交には本社の旗章を翻へして我沿海の航運を翼くるに至るべし。又長崎工作局分局に於て製造の汽船小管丸は最も良材を選ばれ頗る堅牢なるものなる事は耳聞、目撃せし者はよく知る所なり。然るに本社は目下船舶の必要に困する際につき該船を政府より下附相成る船舶の内へ加へて下渡されんことを上願せしに、速かに採納せられたり。云々」（日本評論新聞所載三菱罪惡史より轉載）

叙上に依つて明白なる如く、政府の共同運輸への保護は到底三菱會社との比ではなく、寧ろ被保護會社と云ふよりも半官半民の會社と云ふに近かつたのである。然るに當時の輿論は奸惡なる閣族官僚の魔手に踊らされて、此の共同運輸の無類保護を責めず、三菱打倒の爲めに昂奮したのであつた。既述の如く閣族の繁榮を永久に保持すべく、その最大の敵大隈を屠らんとして、兵站部三菱を攻撃した彼等の陰險なる官僚惡の本姿を見よ。大隈、福澤、岩崎の藩閥打破の精神を

憎み、北海道官有物拂下げ問題に絡まる官僚政商の狎合ひの暴露を怨んで、此の如く權勢を背後に横暴を強行した彼等の心境は、全く鬼哭啾々たるもの云はねばならない。一方私憤と嫉視と私慾の爲めに、此の閣族の棒組となつた實業家の品性の女々しさを嗤はずには居られないのである。此計畫の總本部は薩長閣族の巨頭達であつた。表面的には井上馨があり、品川彌次郎が踊つたのであるが、要するに彼等の臥城を頑守せんが爲のであつた。此を利用して權勢に阿ね、一舉に私憤を晴し且つ莫大の巨利と榮譽を奪はんとした醜弄の財人の狂奔沙汰こそ、最も指彈に値すもの云はねばならないのである。其の品性の低劣、正に貧犬の食を漁り、娼婦の媚をばらまくに似たりと云ふ事が出來よう。

四

三菱會社は共同運輸の成立に依つて眞に興亡の岐路に立つことを餘儀なくされたのである。政争と云ふ根強い意識が動いてゐるだけ、而も相手が半官半民の如き被保護會社なので、三菱につて一刻も等閑を許さなかつたのである。彼等は此に於て、創業以來最大の強敵に接し、仆すか又仆されるかの戦ひを繼續しなければならなくなつた。

明治十五年十一月十一日、副社長岩崎彌之助は左の如き布達を全支店に發したのである。

「共同運輸會社設立以來、我會社專ラ其攻撃ヲ務ル云々一種無根之説ヲ爲ス輩往々有之哉ニ聞及候處、我會社ノ儀ハ一同共ニ協力、專ラ我業務ニ力ヲ容レ、益々社ノ隆盛擴張ヲ謀候手段迄ニテ決シテ他ヲ顧ル等之暇無之筈ニ候處、畢竟右等之説ヲ造スハ政府ニ讒ヲ入レ、衆庶之惑ヲ惹キ候奸策トハ信候共、社員多キ中ニハ或ハ會社ノ精神ヲ不辨、却テ其奸策ニ被致、心ナクモ彼社ヲ誹謗候様之儀無之トモ難申、萬一モ右様之形迹等有之様ニテハ、獨リ會社之主義ニ相反候而已ナラズ、無根ノ讒言ヲシテ世間之眞説ト致候筋ト深ク心配之事ニ存候間、此際一層注意謹心ヲ加ヘ一同我業務之外、必ズ他ヲ顧ミ候様之心得違無之様互ニ相示可被置、此段爲念申入候也。」云。

彼は正々堂々の陣を布いて彼等の城を守らうとしたのである。全社員は此の布達に接し極度に緊張したのであつた。翌年一月に入るや、愈々共同運輸も開業し、こゝに抗爭の火ぶたは切つて落されたのである。彌太郎は政府の弄策を憤り、男らしく保護を絶つて此の強敵ミ戦はうこの決意を示した。彼は一月二十三日に驛邊總官野村靖に一書を上申し、男性的な彌太郎の面目をぶちまけたのであつた。

「弊社營業之儀ニ就テハ、從來不容易御保護相蒙候内、特ニ各船御拂下ゲ代金、新船購入費、修繕費等多額之金員永年賦ヲ以テ拜借被仰付、一同難有奉存居候處、方今御用度御多端之折柄、年

年些少之金額返納仕り候モ恐縮之至ニ奉存候間、今後弊社經濟之都合ヲ以テ、拜借金之各項ニ對シ多少一時ニ取纏メ返納仕り、御政府之特恩ニ馴レザル微志貫徹致候様仕度、就テハ右一時取纏メ返上之節ハ、相當年賦引之御計算ニテ御取上ゲ被成下候様仕度、此段奉懇願候也。」云。

一大決戦を前にして而も資金の必要は絶對的の時に際し、決然として政府の保護を絶ち、一個の岩崎彌太郎となつて堂々の陣を進まうとする高潔なる心事は、眞に男性の眞骨頂を發揮したものに云ふ事が出来る。それは古武士に見る清爽さであり、氣魄である。此の彌太郎の悲壯の決意に比して、權勢を握手した偽君子人遊澤等の心境の如何に醜弄なるかを凝視せねばならない。彌太郎の此の背水の陣にも比すべき決意は、政府及び共同運輸に對し一種の肌寒さを感じさせたのであつた。加之、彼は殺倒して来る敵に備へる可く、幕僚川田小一郎、莊田平五郎等と協議して、此に陣容を一新したのであつた。東京本社を總司令部に、横濱、神戸(大阪)、函館の三ヶ所にも粒擇りの社員を配置したのである。その人名と配置を擧げるに次の如きものであつた。

東京本社

社長岩崎彌太郎、副社長岩崎彌之助、事務總監川田小一郎、管事莊田平五郎、會計淺田正文、庶務二橋元長。

阪神支店

支店長吉川泰次郎、幹部社員小川錦吉、加藤高明、吉武誠一郎。

横濱支店

支店長近藤廉平、幹部社員久米弘行、山本達雄。

函館支店

支店長船木龍之助、幹部社員榊茂夫。

尙ほ此外に新潟に濱政弘、伏木に寺西成器を、又自餘の各地に恒川新輔、岩永省一、春田源之丞、谷田榮之助、山田季治を派遣して必勝を期したのである。而して前記彌太郎の上申書に對しては、政府は五月廿九日に至り野村驛遞官の名の下に左の如き返答を與へたのである。

「願之趣ハ年六分之利引ヲ以テ一時返納聞届候條、無抵當之分ヨリ返納可致、尤返納之節ハ豫ジメ其金員下渡シタルトキノ次第等詳悉具狀可致事。」

但、有利息五分ハ其歩合ヲ本文之内ヨリ控除シ、餘歩ヲ以テ利引計算相立候儀ト可心得事。」此の指令に接するや、彌太郎は七月四日に先づ明治八年九月を以て拂下けた千里丸以下十三隻の代金百二十萬圓の中、年賦償還の残額百五萬六千圓を利引計算に依つて完納したのである。激戦

の途上で此の莫大の金を敢て返済した彼の心事の悲壯さを見よ。世の彌太郎傳は多く此の借金返済を後述する彌之助時代の返済と混同して、彌之助の擧のみにするがそれは誤りである。彌太郎の胸中を推せば、何人かよく彼を守銭奴的冷血漢と罵る事が出来るのであるか。對共同運輸の激戦及び同社の屈服は後章に譲るが、明治十五年は三菱會社にまつて悲運の連続であつた。

先づ共同運輸の争覇戦を眼前に、川田小一郎と共に三菱草創の功臣として、稜々の氣骨と華かなる善謀を誦はれた元老石川七財が病歿したのであつた。彼は彌太郎の爲めにより懐刀となり全社員の畏敬を受けながら、此の非常時局を前に（七月三十日）死んで行つたのである。彌太郎の痛恨と社員の愛惜は察するに難くなかつた。そのみでなく、同じく七月には、九重丸が沈没し八月には紀伊ノ國丸の海難があつた。全社員は眼前に敵を控へて、此の重なる不幸に切齒したのであつた。

その頃、彌太郎の健康も亦頗る衰えを來してゐた。明治七年九月に病の爲め社務を彌之助に總攬せしめ、その後暫く小康を保つたことは既に述べたが、明治十一年九月には又も病臥し、翌年の春三月には快方に趣き、社務を見るこゝが出来たのに、明治十四年には亦も臥辱し、三月には熱海に八月には、伊香保に轉地するなき、全く病勢は一進一退を續けてゐたのである。而も其の

病勢は甚だ香しからず、往年の彌太郎を再現し得る希望は全く失はれてゐたのであつた。彼は此の病軀を押して三菱興廢の岐路に立つたのである。熱烈な覇氣と豪宕の氣宇が最後の炬火の如く勃然として再び此の巨人の胸中に燃え上つたのである。それは眞に最後の戦ひであることを運命づけられてゐた。彼は死力を竭して三菱の運命を此一戦に賭したのであつた。

第十章 自由黨の三徴征伐

一

大隈を逐ひ、福澤を威嚇し、彌太郎に肉薄した閥族の攻勢は、此の如く辛辣を極めた。然し三菱會社に對する戦端が開かれた頃、討閥運動の主腦者大隈重信は決して此の閥族の専恣を傍觀しては居なかつたのである。彼は共同運輸會社の設立せらるゝ四ヶ月前に（明治十五年三月十四日）立憲改進黨の趣意書を發表し、閥族の本壘を陥れよう企てたのである。越えて四月十六日には堂々其の結黨式を擧げるこゝが出来た。既述の如く（第八章）板垣の自由黨は自由民權の旗幟の下に、藩閥政府打倒の爲に同志を糾合してゐたので、閥族は此に新たらしい強敵に當面せねば

ならなかつた。それは何人の眼にも反政府的勢力の擴大として映つたのである。然るに世人の豫期に反して、自由改進の兩黨は同一目標を掲げながら泥仕合を演じて、政府の思ふ壺にはまり込んだのであつた。筆者は先きに福澤大隈等の藩閥政府顛覆運動が、板垣の小感情に依つて無慘なる蹉跌を演じたこゝを述べたが、板垣の狹量は改進黨を以て自由黨の切崩しを目的とするものミ錯覺し、又も反大隈を以て其の第一義とするに至つたのである。板垣は改進黨組織發表の後、同黨の中心人物河野敏鎌が友黨としての諒解を得る爲に來訪するや、激しい言葉で河野を面責したのであつた。板垣の言ふ所は「大隈が自由黨主義政綱を同じくしながら、別に一黨を樹立するこゝは其の本心を自由黨の切崩しにおいてゐるのだ」云ふのである。かくて河野は暗然として板垣ミ袂を別たねばならなかつた。然し此の對立は嘗て北海道開拓使問題に對して、板垣が大隈の提携を拒んだこゝを考へれば餘りにも當然の結果ミ云ふ事が出来る。板垣の背後には全國二十七社の「有志」ミ稱せられる地方ブルジョアがあり、其の經濟的利益ミ感情は大隈の背後にある三菱ミ相容れなかつたのである。そのみでなく彼自身が大隈を感情的に嫌つてゐたので、その協力を期する方が無理であつたかも知れない。大隈が別に一黨を樹立して閥族の臥城に迫つたのも、此の背後的關係ミ個人的感情にあつたこゝも見る事が出来る。然し如何に板垣が狹量であつ

たにしても、彼が本質的に争はねばならぬものは藩閥政府そのものであつた筈だ。此の重要政綱を一擲して提携を拒んだことは、板垣の獨善的な性格を暴露するもの云はねばならない。それは我國の政黨を感情的に分派せしめた一大原因ともなつたのである。彼は自由黨主義政綱を同じくしながら、別に一黨を樹てた大隈を責めてゐるが、彼自身は、既に共同の目的を抱きながら福澤や大隈に煮え湯を吞ましてゐるのである。此に板垣の孤高を誇る偽善者の性格と狭量さを見る事が出来るのである。それにしても、板垣の此の提携拒否は閥族を再び取り逃すことになつたばかりでなく、彼等をして得意の暗中飛躍を演ぜしむる爲に役立つたのである。然し板垣は最初から積極的に改進黨攻撃の論陣は張らなかつた。それは彼の岐阜遭難後で、彼の保身上の見地から急激に發展したのである。それには次の如き事實があつた。

二

板垣は改進黨の結黨式に先立つて東海地方の遊説を決行したのであつた。然し彼は各所の演説會に於て、少しも改進黨攻撃の言を吐かなかつた。黨員達も自制してゐたのであるが、此の遊説の前途には彼等にとつて豫期せざる災害が待つてゐたのである。彼等が静岡、名古屋を経て岐阜に入り、四月六日金華山下の神道中教院に催された懇親會に臨席したときのことであつた。突如

として板垣は相原尙聚の手に刺されたのである。有名な「板垣死すも自由は死せず」の文句と共に劇的な一齣を史上に残したのは此時である。幸に傷は軽く名古屋から駈付けた後藤新平（當時愛知縣病院長）の手當を受けた。遭難後一週間目に、朝廷は勅使西四辻侍従を彼の枕頭に派し優渥なる御沙汰と共に御手許金三百圓の下賜を傳達されたのであつた。

此の板垣遭難の報が全國に傳はるや、自由黨員の憤激は殆んど頂點に達し、近縣の黨員は續々として岐阜に集まり、流言蜚語の横行と共に人心の動搖は底止する所を知らなかつた。駈けつけた黨員は何れも己の身を以て總理の身代りになること云ふ事を聲明する始末で、或は板垣の旅宿の護衛に、或は兇徒來襲の蜚語に應じて警戒するなど、各々武器を持って昂然として市中を濶歩したのである。その騒然たる有様は大震災直後の東京市以上で、一步を誤らば暴動の惹起を避けることは出来なかつた。政府も四月十二日に西四辻侍従が板垣の病床に臨んで聖旨を傳達した時は、全國に瀰漫せる不穩の空氣に對應して、各地の陸海軍に出動準備を命じ、萬一自由黨員中妄動を起すものあらば、其を口實に一舉に反政府軍の勦滅を斷行する決意を示した。實に自由黨にとつて危機一發の場合であつたのである。

刺客相原は單なる國粹主義者で、板垣の言論行動を反國家的であり、我國古來の良風美俗を紊

すもの断じて、玉碎的に板垣を屠らうとしたのであつた。彼の背後には何人の使唆もなかつたのであるが、藩閥政府の板垣等に對する宣傳が此の兇手を決行せしめた云ふ事も出来るのである。何故か云ふに、當時の閥族共は板垣の自由民權論を以て危険思想とし、之を奉ずる黨員を指して亂臣賊子であるを宣傳してゐたのである。板垣は大隈福澤等の倒閣同盟は袂を分つたもの、その目的とする所は同じく閥族の専恣を憎んで此を一掃することにあつた。彼の自由民權國會開設運動が全國を震撼せしめたことは今更茲に呶々する迄もなく、彼が等しく反政府軍の花形であつたことは、閥族の迫害と凌辱を受けることを餘儀なくさせたのである。然し彼は非常に聰明な人物であつたので、飽くまで武力革命を避け、言論文章に依つて社會を動かす、藩閥政府を顛覆せしめよう企圖してゐた。殊に既述の如く性格的にも生一本で狹量な處があるだけ、世人から暗い蔭を想像される様な點が少なかつた。それだけ彼の言論は辛辣を極め、その輩下の行動も異常な迫力を示してゐた。大隈を逐ひ、福澤を威喝した政府は、板垣の勢力に對しても決して安閑としては居なかつた。政府が彼等を亂臣賊子の如く宣傳して虐遇した結果、その手足の如き地方官や警察官或は末梢の小役人共は、自由黨員に對し眞に嚴峻苛烈、殆んぞ兇徒を取締るが如き彈壓と凌辱を行つたのである。今日と違ひ官尊民卑の甚だしい當時にあつて、政府及び地方

役人の態度は民心に大きな影響を與えずにはおかなかつた。全く時の指導勢力の言行は大衆の行動を左右する力が大きい。こゝに指導者の重責が存するのである。現に滿洲事變以來軍部萬能の思想が澎湃して起つてゐるが、その結果政黨財閥は國民から仇敵視されたる様な状態を生んだ。此の片寄つた傾向を何人も是正しない爲に、感受性の強い青年達は一圖に財閥を呪ひ始めて、不祥事を頻發せしめてゐるのである。輿論の生む危険性を考へる時、輿論を指導する者の責任は一層重大なのである。當時の官僚の無責任は種々な宣傳を以て一般世人の自由黨に對する觀念を暗々の中に彎曲せしめたのである。殊に國粹主義者に對しては此の影響が最も甚だしかつた。性急な國粹主義者であつた相原が憤然として兇手を揮つたのも、此の閥族官僚の奸策に引つかつた爲だ云ふ事が出来る。現に板垣が遭難した時も、勅使の御派遣を見るまでは諸般の取扱は頗る冷淡を極めてゐたのである。されば板垣が國家の元勳として待遇を受けるや、一般世間は甚だしい衝撃を感じずには居られなかつた。然しながら上述の如く、各地の自由黨員は岐阜に雲集し閥族を憎み、呪咀してゐたので、勢の赴く所其の激情は發火點にまで達せずにはすみそうもなかつた。板垣は病床にあつて此の状勢を聴き、如何にして西南役の西郷の覆轍から脱るべきかを考慮し續けたのである。彼は幹部を勵まして血氣の黨員を鎮めることに力を盡した。幸ひに負傷も

輕かつたので、醫師を督勵して一日も早く岐阜を去らねばならぬと考えてゐた。彼の己を護るに聰明であつたことは、此の兇變に依る昂奮を巧みにそらしたところでも判るのである。

四月六日より五月十四日までの間に彼は完全に負傷の手当をなし、十五日には岐阜を去り、滋賀、京都を経て大阪に赴き、同地にある舊土佐藩士眞鍋襄一郎に迎えられて其家で静養し、旬日の後（六月一日）中島信行、片岡健吉等を同伴して東京に歸つたのである。此の行途に於ける沿道の人人の歡呼は、板垣の生涯を通じて最も華かであつたこと云はれる位であつた。

歸京後の板垣の心中を去來したものは、如何にして全國に瀰漫せる血氣の黨員を鎮撫するかにあつた。彈壓と侮辱に依つて激昂せる黨員達が、如何なる事變を惹起するかも判らぬこと云ふ形勢を眺めて、彼は尠からず焦心したのである。一方大隈の改進黨は既に結成して閥族陣營の本壘に肉搏せんとしてゐるのである。等しく同一の目的を擁することは、黨員の競争意識を刺戟して益益反閥族的意識を尖鋭ならしめたのである。然るに板垣は此の捌き口を一轉して改進黨征伐に轉化させたのである。大隈に對する感情的な嫌惡と政治的勢力の獲得争ひに、其の保身の妙を發見したのである。板垣の反大隈意識は既述の如く最初から持つてゐたのであるが、公然と改進黨を攻撃したのは此時からである。

一方政府に於ても板垣をして、前原一誠、江藤新平、西郷南洲たらしむることを怖れてゐた。勢ひの激する時には屢々豫期せざる事變が勃發するので、たゞへ感情的に對立をしてゐても、萬一大隈と結んで討閥の旗を掲げないとも限らぬと思つた。こゝに於て討閥陣營の離間を計り、その勢力の分散を企てようとしたのである。兩黨の泥仕合は政府にまつて最大の惠みであつたこと云ふ事が出来る。政府が裏面から自由黨の精銳を煽動して大隈攻撃に拍車をかけたことを見ることは酷ではあるまい。板垣が暴動の勃發を恐れ、保身の爲に、宿怨を抱く大隈攻撃に黨員を轉換せしめた時、政府は等しく禍亂を避け、併せて宿敵大隈及び三菱を葬むる爲に、自由黨員に秘かに策動を試みたのである。而して板垣が居ては反三菱運動を徹底さすことが出来ないで、彼を窮地に陥し入れて身を引かせようとする秘策を練つたのである。

果せる哉、自由黨の改進黨攻撃は一轉して其の矛先を三菱に向け始めたのである。同時に板垣は福澤や岩崎や後藤等との關係上窮地に陥らざるを得なかつた。板垣は血氣の黨員達の暴動化を抑制し轉化さすことは出来たが、地方的分子の三菱攻撃熱を抑へることは出来なくなつてしまつた。閥族官僚の巧妙なる術策に陥つたのである。殊に自由黨の背後にある地方ブルジョアは三菱を仇敵の如く憎惡してゐた。かくして改進黨攻撃の論陣は必然的に三菱會社を其の渦中に捲

き込まずには居られなかつた。閣族官僚が大隈を倒そうとして三菱を狙つた様に、自由黨の精銳も亦打倒大隈の焦點を三菱會社に撰んだのであつた。意識的であるか否かは生まれ、こゝに官僚と自由黨は共に大隈及び三菱を包圍するに至つたのである。

三

自由黨の改進黨攻撃が、三菱攻撃に集中される様になるに第一に板垣自身が困らねばならなかつた。彼は元來大隈とこそ仲が悪かつたが、福澤にせよ、岩崎にせよ、寧ろ彼にまつてかなり親密であつた。殊に彼の盟友である後藤は三菱とは他人ではない。大隈や改進黨の攻撃はよいがその矛先を三菱に向けては困る。自由黨總裁としての板垣は、かうした立場上の窮地に自ら陥入てしまつたのである。後藤はもとより此の形勢に悩んだ。此の板垣と後藤との窮境は、官僚陣營の思ふ壺に陥ち込んだもの云ふ事が出来る。そして兩人が進退に窮するを見るや、秘かに手をのばして彼等の窮地を打開しようとして誘つたのが官僚である。反閣族陣營の巨頭を見事に拉し去つて、己の私恩を賣りつけようとしたのだ。其の策戰の巧妙さと陰險さは全く驚嘆に價するもので今日に至るも此の裏面の事情を知らぬ人が多い。かくして官僚の魔手は先づ巧みに後藤を囚へたのであつた。後藤は元來放膽で大難把な人間であつたので、狡智を極めた術策を看破し得なかつたのである。政府は先づ後藤に對し、歐米各國の憲法取調べの爲め出張すべく任命した後、秘かに彼を觸手として板垣の誘ひ出を計つたのである。既に板垣も進退兩難に陥入つたので、後藤の誘ひ出は彼の心を動かさずにはおかなかつた。根が正直者の板垣は此の計畫の裏面的事情を洞破し得ず、一も二もなく賛成してしまつた。こゝに於て板垣は將に白熱化そうとする改進黨との戰を前に、突如として「憲法政治の實際的運營を見學する」この名の下に洋行することを發表したのであつた。板垣を國外に連れ出して、思ふ存分に自由黨を三菱攻撃に狂奔させようとする政府側の術策は見事に成功したのである。勸めたのは勿論後藤であるが、その後藤を動かした黒幕の狡智は實に鮮かを極めてゐるではないか。

此の板垣の洋行發表は置々たる世論を捲き起した。殊に改進黨の機關紙は一齊に板垣が政府から買収せられたと書き始めた。自由民権を看板とする自由黨の首領が藩閥政府に買収されることは怪しからぬと云ふのである。又自由黨内にあつても、三菱と關係の深い馬場辰猪や大石正巳は改進黨機關紙を根據として洋行反對を唱へた。流石に兩人の睨みは正鵠に近かつたのである。

此の板垣の洋行費は政府から出たもの、後藤を通じて三菱から出たものだ云ふものとの兩説があつた。現に白柳秀湖氏も數年前までは此の出發を三菱である云ひ、馬場大石の反對

は後藤が背後に居て絲を操つて居たものと断じて、世間の眼を欺く大芝居だ云はれてゐたのである。(同氏著財界太平記所載)然るに同氏は「岩崎彌太郎傳」に於ては前書の断定を翻し、尾佐竹猛氏書藏の文書をもとに左の如く記述されてゐるのである。

「……當時板垣を洋行させることに就き政府にあつて専らこれが策謀に任じたものは井上馨であつた。當時井上馨は後藤象次郎は何時の間にか消息を通じて居た。さうしてこの兩人の密謀に參與した洋行費の調達に板垣の説得に奔走したものは、岩村通俊(林有造の兄)、福岡孝弟、佐佐木高行あたりであつた。」(傍點筆者)

筆者が自由黨の改進黨攻撃の裏面に閥族があり、而して三菱攻撃の白熱化の裏に彼等の魔手が動いてゐたこと断ずるのも決して妄断ではなからう。井上馨が澁澤と腕を組んで共同運輸の成立に努力し、品川を先頭に立て、三菱を凌辱せんとした事實を念頭において考へる時、彼等の陰謀が明瞭に其の本姿を現はしてくるのである。殊に人を喰つてゐるのは、最初此の洋行費を彌太郎から出させようとしたことだ。岩村通俊に旨をふくめて、岩村個人の意圖として彌太郎に持ち込んで體よく断られてゐるのである。井上は明治十五年四月十五日の手紙で、滯歐中伊藤に此の経緯を報告し「彌太郎と金錢關係を結ぶことは大に考へもので、彼は少しでも金を出さず、何のかの

と條件を持出して必ず其の割戻しを收めねば措かぬ男だ」(前掲白柳秀湖氏著参照)と酷評してゐるが、却つて井上の醜怪な人格を髣髴たらしめるものだ。白柳氏は後藤が最初から事情を知つて閥族の爲に板垣を歐洲に誘ひ出したこと云つてゐるが、此は少し怪しい。如何に後藤でもみすく三菱を苦難に陥れるほど無節操ではあるまい。筆者は寧ろ大雑把な後藤が井上に一杯喰はされたものを見るのである。彼はそれほど無良心無神経の男ではない。その證據には後藤も板垣も歸朝後、この位黨員達を三菱攻撃から手を引かせる爲めに苦心したか判らなかつた。此の如く三菱側の拒絶に會つた後、井上は如何にしたか云ふに、白柳氏は次の如く驚くべき事實を述べてゐるのである。

「三菱の方が不調に終ると、こんどは三井の方に話が起つた。此の事も井上から伊藤に宛てた前記の手紙に細かに報告されて居る。三井の方は井上の御手のもので三井の總支配人、三野村利左衛門が仲に立つて居る。ちやうど明治十五年は三井と陸軍省との關係が満期になる年で、三井の方ではそれを明治十六年まで延長してくれたら、二萬ドルを無條件で出さうといふのである。これには山縣も相談に與つて話が纏つた。云々」。

此の事實は閥族の惡辣さを物語るものと云ふ事が出来る。世人は財閥と政治家の苟合であること

云ふが、既得利権の期限延期を餌に、三井から二萬圓の金を掠め取つた井上の辣腕には驚くより外はない。同時に彼等が如何に反閥族派の聯携を怖れてゐたかといふ事も知る事が出来るのである。殊に其の目的を大隈及び三菱の覆滅に注いでゐたこと云ふことは、此の裏面の井上の策動に依つて明らかである。此の事實を以て、三井對三菱の争覇戦であること断する人もあるが、筆者は閥族官僚が其の臥城を守る爲に、三井を利用したと見るのである。それにしても板垣が大隈との提携を拒否した事は大きかつた。彼に此の偏狭さがなかつたならば彌太郎や大隈の覆滅の爲に、これほどの策動を企む程苦しんでゐた閥族共を一舉に撃滅さすことは至難ではなかつた。板垣の狭量と無思慮は、それに引き續く後藤の放膽さと共に、日本の政治をこの位腐敗し、又日本の財界にこの位無駄骨を折らしたか判らないのである。筆者は板垣が意識的に變節し、後藤が計畫的に板垣を閥族の手に賣り渡したとは見ない。たゞ狡智を極めた閥族の辣腕に嫌悪を感ぜずには居られないのである。而も此の巧妙なる策動を看破し得ず、巧みに踊らされた反三菱運動の白熱振りに憫笑を禁じ得ないのである。

此の如き裏面的な策謀も知らずに、板垣と後藤は其の年の十一月十一日に、黨員の盛大な見送を受けながら横濱を發つたのである。閥族政權は莞爾として反三菱陣營の基礎工事完了を祝つた。

四

此の板垣の洋行を最初に批難したのは沼間守一の主宰する「東京横濱毎日新聞」であつた。次いで矢野文雄の「郵便報知新聞」も立つた。一方自由黨の機關紙も云ふべき自由新聞も板垣の洋行に反對を唱へたのである。此の自由新聞の反對は誠に奇妙な印象を與へたのであるが、當時の主筆は洋行反對派の巨頭である馬場辰猪その人であつたので、馬場の意志が濃厚に其の主張を彩つてゐたのも已むを得なかつた。此の如き状態を示した以上、板垣も馬場をそのまゝに放任し得ず、遂に其の洋行前の九月二十八日に同社より追放してしまつた。此馬場と共に自由新聞を去つた連中の中に末廣重恭と田口卯吉があつた。田口は既述の如く三菱攻撃の第一聲を放つた人物であるが、此時には大隈や岩崎の心事も判り、新たに馬場に代つて迎えられた主筆古澤滋の改進黨攻撃に反對して、馬場の跡を追つたのであつた。此の田口の脱退を指して、大隈との間に緊密な關係が出来た爲めに改進黨及び三菱攻撃の仲間から離れたものと云ふ人があるが、若しも田口が此の如き個人的感情に依つて筆を投じたものとするれば、先きの三菱攻撃に關する第一聲は澁澤等に踊らされたものと断しても差支えあるまい。世評は彼が三菱攻撃をなした時には、公憤やみ難くして行ふ正義感の發露と評して讚稱したが、彼が筆を投じた爲め自分等に都合が悪くな

るこ、大隈に籠絡された云々云ふのだから實に面白い。それはさて置き、此の馬場等の放逐の結果、自由新聞は大改革を行つたのである。主筆には古澤滋が大阪から迎へられ、中江兆民を客員に、植木枝盛、會田愛三郎等が新たに社員として入社し、板垣の留守中は谷重喜が代つて社長の事務を執るこゝになつた。此の社内の改革を斷行した後、彼等は敢然として改進黨攻撃に筆陣を布いたのである。

殊に自由黨側の激憤を買つたのは沼間守一であつた。彼が主宰する「東京横濱毎日新聞」が板垣攻撃の急先鋒であつたので、自由黨側は切齒して之を口惜しがつた。尤も沼間と板垣との既往を考へれば此の憤慨も無理はなかつた。板垣が土佐の同志を率ひて上京した時に、沼間は率先して之を歓迎したばかりでなく、自由黨結成の盟約が協定された時にも嚶鳴社の社員を率ひて之に参加し、大に斜旋に努めたものだ。大隈が改進黨を組織する迄は、彼は自由黨の有力なる同志として黨員の信頼を受けてゐたのである。而も板垣とは格別に懇意で、板垣の爲めに種々登用された事實もあり、其の關係は寧ろ恩人關係と云つてもよかつた。如何に公私を混同せずとは云へ彼が率先して板垣の名譽に傷をつけたと云ふこゝは、自由黨員の憤激を買ふに充分であつた。

陣容を建てなほした自由新聞は、十月二十四日より敢然として改進黨攻撃を始めたのである。

彼等は積極的に改進黨の内情を暴露し、言動の矛盾を指摘して、板垣の名譽を守らうと焦つた。その要點は左の如きものであつた。

一、改進黨の前身も云つてもよい嚶鳴社、報知社の徒は、十三年から十四年に亘り、前後二回板垣の入京を上野の精養軒で歓迎してゐる。其席上彼等の總代は板垣に禮讃の辭を呈して

「創業の元勳を以て身衣冠に眷戀せず、一旦廟議の協はざるに及んで斷然冠を掛け、草奔の中に潛み、陰然天下の方向を指揮するものは誰ぞ。板垣君是なり。天下古より賢相名士なしとせず。

然れども其世を異にし國を異にせば、之と共に事を謀るを得ず、今板垣君は一世の名望を繋ぐ明士にして、其予輩時を同ふし、其國を同ふし、實に日本後來の望み空しからざるべし」

とまで言ふて居る。然るに其唇の未だ乾かざるに彼等は去つて改進黨を組織したのみか、早くも板垣の人身攻撃を開始し、盛んに之を誹謗して以て自由黨の信譽を害はんとして居る。其主義理想に終始せずして、權勢利慾に趨るの急なる概ね此類である。(筆者註、福澤及びその門下の懇望を蹴つて、討閥同盟を崩壊せしめ、其の勢力を分散して、官僚に安心を與へた者は何人であるのか。板垣の孤高をを誇る偽善行爲を糺弾せねばなるまい。此の自由新聞の論旨は三百論に過ぎないのである。筆者をして云はしむれば猿の尻笑ひである。前掲の板垣に對する讚辭を裏切り、討

閣派に煮湯を吞ましたものは板垣其人ではないか。

一、明治十四年の夏、北海道開拓使官有物拂下事件の起るや、朝に在りては大隈重信頻りに其不可を鳴らし、野に在りては「報知」「毎日」の諸新聞盛に之を唱和して、藩閥政府の専横放恣を攻撃したるにも拘らず、今三菱會社が國家の租税九百餘萬圓を吞收し、尙ほ飽くを知らざらんことをの横暴に對しては、改進黨及び其機關新聞紙の一言之に論及したることを聞かず、緘然啞の如く却つて之を回護するに汲々たる如きものあるは何故であるか。(筆者註、租税九百萬圓の吞收は何事であるか判らないのである。要するに品川等の逆宣傳に乗せられてゐるのであらう。此の如き言を吐いて高潔を誇らんせば、自由新聞は何故に、共同運輸設立に關する政府の狂態を官紀紊亂を責めないのであるか。これは尻笑ひ以下の愚論である。)

一、改進黨の創立趣意書を見るに「少數專有の幸福は我黨之に與せず」あり。又「若し一二私黨の我帝國を専らにし、王室の尊榮と人民の幸福を蔑にし、目前の苟安を偷み、永遠の禍害を顧みざるものあらば、我黨は之を目して以て公敵と爲さんす。」あるにも拘らず、大隈重信及び其與黨が三菱會社の私福を擁護し、人民の公益を蔑にして顧みざるは、正にその謂ふ所の公敵に當るものではないか。(筆者註、此の論旨が僻論の域を出ないことは既に讀者の知る所であらう)

自由黨の創立趣旨を顧みれば、藩閥打倒の旗幟を一擲して改進黨攻撃に熱中する己の醜を反省すべきではないか)

一、改進黨の綱領を見るに「貨幣の制は硬貨の主義を持す」あるが、大隈信重在官の日に施設した所を見るに、紙幣を濫發し財政經濟を攪亂し、其餘毒未だ除かざるに、野に下りて猝かに硬貨主義を唱ふるのは自分の政策を攻撃するものではないか。(筆者註、改進黨に對し多少も政策上の論議を以て對抗したのは此位であるが、彼等の代るべき政策の發表は避けてゐたのである。改進黨攻撃の根幹をなすものは要するに感情論に過ぎなかつたのである。)

「改進黨は俚諺に所謂「河豚は喰ひたし、命は惜し、誰か代りに死ねばよい」この一句を以て其胸中を貫くに足るべき者、即ち一旦其肺腑を採れば唯、一片の自ら代つて治者たらんことを筋維を以て之を充たし、其全體を解剖すれば、唯利是れ汲々たるの神經を以て連絡し、而して其膽を驗すれば怯。其力を度すれば弱。其腦は腐れ、其智は奸なるもの、吾侪は只だ彼の如き者の我自由黨の傍に在ることを恥づる也。吾侪は只だ彼の如き者の我日本帝國の内に存することを恥づる也。」

この惡罵を放つたのである。(前掲自由新聞の改進黨攻撃の要旨は、白柳秀湖氏岩崎彌太郎傳を參

照す) 彼等は改進黨を以て國家創業の公黨に非ずと論じ、自由黨が挺身難を唱へ死力を盡して自由の大成に赴きつゝ、ある背後から、窺かに之を喰はんとする偽黨であるを断じたのである。板垣の岐阜遭難後に於ける黨員の暴動化の刷口を之に求めたは云へ、當面の敵閥族を避けて此の泥仕合に狂奔したことは痛恨すべき出来事ではないか。政府側の策謀の成功は正に満點を附せらるべきものと云はねばならない。板垣洋行の裏面を知るものにまつて、此の自由黨の狂奔振りは寧ろ痛ましい位である。改進黨側も、此の政府の術策に引つかつて、正面から泥仕合を挑むなご何れも智慧不足の至り云ふべきである。後藤は放膽であり大雑把であり、板垣は馬鹿正直に近い狭量な人物である。彼等が知つて藩閥政府に節を屈し、買収されたを見るのは餘りに酷であつた。時の勢ひ云ふよりも、たゞ感情的に其の進退を左右する者の誤謬を痛感せずには居られないのである。

自由黨は遂に馬場を逐ひ、大石を遠ざけて後、板垣を横濱埠頭に歡送してから、全く阿修羅の如く改進黨に吠え続けたのであつた。その當然の歸結として征矢を三菱會社に集中するに至つたのである。板垣の出發後一ヶ月、自由新聞は遂に「三菱會社の弊を論ず」と題する長論文を連載し始めた。その筆鋒は日に辛辣味を加へ、僻論曲説を混淆して大衆の反三菱的空氣を煽つた。既

述の如く三菱は共同運輸の登場に依り背水の陣を布いてゐたのであるが、新たに自由黨をも向ふに廻して戦はねばならなくなつた。政府及び共同運輸側の歡喜は想像に難くないのである。

此の自由新聞の三菱攻撃の論旨は、前來筆者が述べ來つた如く、今日に至る反三菱文章の參考書とも云ふべきもので、筆者が屢々虚妄の蜚説として排して來たもの、羅列である。重複を避け、茲に掲載することを憚るのであるが、明治十五年に於ける彌之助の抗議に對する政府辯駁書が其の種本であるといつてもよい。單に此の「三菱會社の弊を論ず」の一文に止まらず、或は「三菱會社内幕秘聞録」(明治十五年十二月發行)とか或は「近事奇談内幕話」(明治十六年一月發行)とか云ふ書も發行されてゐるのであるが、盡く前記の政府辯駁書に基いて書かれたものである。その要旨は三菱の繁榮は實に政府の過重なる保護と其下渡金に依るものと断じ、正道によりて利益を得たるものに非ずして、狡猾手段と籠絡に依つて隆盛を得たのだと云ふのである。此の論の是非は本書が雄辯に之を物語つてゐるのである。

五

越へて明治十六年四月二十三日には、自由黨は其の定期大會を淺草の井生村樓に開いた。之に列席した全國各府縣の代表七十餘名は、先づ黨規改正の件を附議した後、満場一致を以て改進黨

討伐の決議をなした。彼等は改進黨を以て偽黨であるを稱し、自由黨は如何なる事情あるも改進黨を提携するものではないと決議したのである。而して之を天下に宣揚する爲に、五月十五日及び二十日の兩日日本橋久松座に於て、星亨、大井憲太郎、内藤魯一、植木枝盛、新井章吾、宮部襄、鈴木舍定等二十餘名の精鋭を擧げて「偽黨撲滅」の第一聲を揚げたのであつた。次いで五月二十一日には横濱の羽衣座に、六月十日には東京新富座に赴いて、改進黨糾弾の演説會を重ねた。何れも立錐の餘地のないほどの盛況で、時めく前參議大隈重信と三菱會社の結託を云ふ頗る現實的な問題に興味をそ、られた聴衆は熱叫して之を迎えたのである。或は偽黨撲滅を云ひ、或は海坊主退治、海上政府退治を云ふ風に、激越なる標題を掲げて聴衆を煽れば、事の眞偽を問はず、聴く者はたゞ國民の血税一千萬圓を吞收したと云ふ論旨に熱叫して鼎の湧くが如く騒いだ。自由黨は此の民心の激揚につれて、改進黨及び三菱會社の外、天下亦一物の論すべきものなきが如く騒ぎ廻つた。「明治十六年各政黨盛衰記」なる書には次の如く書かれてゐるのである。

「……五月ノ中旬ニ至リ、各地ノ自由黨員ハ東京ニ集合シ、始メテ偽黨撲滅ノ名ヲ以テ改進黨ヲ攻撃シ、三菱會社ヲ難詰スルノ一大演説會ヲ久松座ニ開キタリ。偕モ此攻撃大隊ハ、各地方ヨリ馳セ來リタル例ノ自由黨ノ田舎武士ト、舊立憲黨ノ浪士ヨリ成リ立チタル一騎當千ノ勢拵ヘナレ

バ其ノ演説ノ活劇ナルコト、恰モ蒸氣汽罐ノ一時ニ爆烈シタルガ如ク、聽集ハ皆手ニ汗ヲ握リシノミナラズ、頭上ヨリ熱湯ヲアピタルガ如キ心地ヲ覺ヘタリシト。中ニモ最モ熱心家ノ聞エ高キ燕人張飛様ノ人アリ。頭髮蓬々トシテ虎髯逆マニ立チ、朱顏青目、天ヲ睨ンデ演壇上ニ現レ出デ大喝一聲罵ツテ曰ク、夫ノ改進黨ノ如キ薄弱無爲ノ人ナレバ、其全黨ノ腕力ヲ以テスルモ拙者一人ニテ難ナク喰止ムルニ何ノ力ヲカ用ヒント云ヒシガ如キハ、怪力中ノ最モ怪力ナルモノニシテ却テ識者ノ笑ヲゾ殘シタルノミ、豈ニ記スルニ足ランヤ。爾餘皆孰レモ改進黨及ビ三菱會社ノコトニ亙リ、罵リ得テ痛決ナリト云フ可シ。去リナガラ概シテ此時ノ演説ヲ局外者ニ付テ其評論スル所ヲ聞ケバ、曰ク詭辯ヲ以テ他ヲ毀ツ、却テ己レヲ傷ケタル迄ナリト云フ者モアレバ、又曰ク如何ニ正義ヲ唱フルトモ、餘リニ他ヲ責ムルノ酷烈ナルニヨリ、世人ハ却テ其撃ツ者ヨリ其撃タル、者ヲ氣ノ毒ニ思フガ故ニ、何か斯ク甚ダシキ攻撃ヲ一時ニ發スルハ、別ニ深キ巧ミノアルコトカ、又ハ何方ヨリノ依頼デモ受ケタル者カト疑フベシ、或ハ曰ク斯クマデ猛烈ナル攻撃ヲ爲ス積リニテモアラザルベキナレドモ、畢竟田舎武士ガ始メテノ都狂言ニ出タルコトナレバ、力一杯ノ働キヲ爲サント思ヒ、騎虎ノ勢ニ乗ジ自カラ抑制スルコト能ハズシテ、遂ニ此極ニ至リタルモノナレバ、只ダ是レ限りノ活劇ニシテ、恰カモ暴雨ノ後山川ニ水ノ出タルガ如キ者ナレバ、却

テ已テ守ル堤塘ヲ裂壊スルノミト云ヘリ。此三者ノ評果シテ其適ヲ得タルヤ否ヤハ、固ヨリ保證セズト雖モ、前ノ二評ハ姑ク世人ニ譲リ、余ハ寧ロ後ノ一評ヲ取ランノミ。斯ノ如ク東京ニ於テ改進黨ニ向ツテ打チ出シタル破裂彈ノ餘響ハ、忽チ四山八谷ノ木精ニ渡リ、至ル所トシテ偽黨撲滅ノ聲ヲ聞カザルハナシ。實ニ其ノ流行ノ速カナルハ、虎列刺ト殆ンド一般ナリシ。云々」云々。

改進黨及び三菱攻撃の反響が急速に全國化されたことを虎列刺にたゞへてゐるが、實際一般大衆への影響は素晴らしいものがあつた。自由黨の方でも識者より大衆を狙つた方が効果的であると思つてか、演説會に於ても盛んに美麗辭句を用ひて聽衆を煽つたり、種々の珍趣向をこらして大衆を唸らせたのである。又岩崎彌太郎を海坊主に擬へ、藁で作つた眞黒な大入道を舞臺に引き出し、壯士數名竹槍をしごいて之を屠る云ふ様な馬鹿騒ぎを演じたのである。従つて云ふことも頗る極端であつた。彼等は東京に於ける演説會の成功に氣をよくして、撰り拔きの辯士約八十名を精つて全國各地方に派遣し、所在の有志と相呼應して徹底的に三菱を罵つたのである。此の結果岩崎彌太郎と大隈重信の名は山村水廊の人々の口の端にも上るような始末であつた。

六

かゝる間にも自由新聞は連日の如く三菱及び大隈の攻撃を缺かさなかつた。古澤滋は「大阪立

憲新聞」にも三菱攻撃の論文を掲載し、東西筆を描へて、大隈の政治的罪惡を糺弾したのである。彼等は、三菱會社の不義不正は直ちに大隈の政治的罪惡であるを論じた。そして一方には既述の如く全國的な遊説を敢行したのである。地方は勿論山村の掛茶屋にまで演説會のビラが貼出された云ふ位で、彼等の熱叫振りは大したものであつた。従つて演説も大衆の興味をそゝることに全力を挙げなければならなかつた。今日から考へれば到底想像も及ばぬ亂暴な眞似も行はれたのである。海坊主藁人形を屠るかと思へば、紙で作つた汽船を焼き拂つたり、大きな熊の模型を曳出し之を大隈に擬して「大隈を屠る」云揚言しながら突伏せる等、到底正氣の沙汰ではなかつた。聽衆達も群集心理から、此の如き野蠻な行爲に喝采を送つて、萬歳を連呼する云ふ様な始末で危険極るものであつた。演説も興味本位になればなる程でたためが多くなるのであるが、聽衆の方ではたゞわけもなく歡呼して、其の眞否を究めようとする者もなかつた。例へば「大隈の邸の壁には土佐珊瑚の碎片が塗り込められてゐるが、之は岩崎彌太郎の贈る所のものだ」云々絶叫して如何にも彼等兩人が深い醜關係を結んでゐる様に云ふのであるが、此の土佐珊瑚の一條なきはその頃長崎で一升幾錢かで賣つてゐたものを、大隈が取り寄せて庭園内の亭の壁に塗り込んだものに過ぎなかつたのである。

何れにせよ、偽黨撲滅、海坊主退治と呼號してゐた中はさもなく、人形を作つたり、汽船を作つたり、大熊を作つたりして、明かに岩崎や大隈に危害を加へることを煽動し始めたのに、政府が黙つて傍觀してゐたことは言語道斷云はねばならない。別に船會社を造つて三菱を倒そうとした連中だけあつて、大隈や三菱の危険は寧ろ歓迎する所であつたのかもしれない。讀者は此の野蠻極る演說會の全國化を默認した政府の處置を見ても、自由黨の昂奮の背後に閥族の煽動宣傳が巧まされてゐたことを推測することが出來よう。北は北海道より南は九州に及ぶ自由黨の遊説は打倒三菱の一念に燃ゆる閥族共にまつて正しく無錢遊興にも等しかつたのである。三菱反對派は此の遊説の白熱的成功を目して、國民が彌太郎に對して激越の心情を抱いて居た爲めだ云ふのであるが、事實は作成された輿論に過ぎなかつたのである。それは贋造の輿論である。富者を嫉む云ふ人間の醜い妬心に乗じて、妄説を散布し茶番じみた狂言を演じて、無智な大衆を煽つたに過ぎないのである。前掲の「政黨盛衰記」にも明かな如く、明かに智識階級は此の自由黨のから騒ぎを白眼視してゐたのであつた。血の氣の多い自由黨員が、閥族の奸策に翻弄されて、彼等のお先棒を努めてゐたことは一種の悲喜劇云はねばならない。

彌太郎は此の自由黨の狂聲の背後を洞察し、如何に閥族が自分の覆滅の爲めに死力を盡してゐ

るかを知らぬ事が出來た。自由黨の迫撃に對しては改進黨を以て當らしめ、「京濱毎日」に「郵便報知」を機關として辯妄の筆を振らせてゐたが、彼自らは悲壯な決意を以て最後の五分間を死守しようとしたのである。

やがて板垣と後藤は歐州視察を終へて横濱に歸つて來た。それは明治十六年の六月二十二日のここで、自由黨は相變らず偽黨撲滅、海坊主退治運動に狂奔してゐたのである。彼等は此の現實を眺めて心中深く省みる所があつた。共に彌太郎が前面に共同運輸を控へ、背面には自由黨の爲に妄説を亂射されてゐる云ふ事實は、彼等にまつて甚だしい心の痛みを感じさせたのである。彼等が何故に外國に向く様になつたか云ふことを考へたすれば、少なくとも洋行費の出所を知る後藤だけには井上等の奸策が洞破出來た筈である。

果せる哉、歸朝後の後藤は見事に此の黨員の激昂を静め、彌太郎の爲に自由黨の背面攻撃を取り除いたのであつた。そのみではなく彌之助と協力して井上馨を押へ、遂に薩長政府の後援になる共同運輸を屈服せしむべく大きな助力をなしたのであつた。然し、筆者はそれを語る前に三菱對共同運輸の戦慄すべき闘争を語らねばならない。腹背に敵を受けた彌太郎の辛苦は眞に筆舌に盡しがたいものがある。それは明治、大正、昭和を通じての最大の財界争鬪戦を飾る華だ。而

もそれには、寸毫の拘欄さもない。たゞ稀世の英雄兒が豪宕の氣魄を以て權力に對抗した男性的な忍苦の魂が、脈々流れて今も尙我等の魂を打つのである。

第十一章 共同運輸遂に倒潰に瀕す

三菱對共同運輸の戦端は陽春四月を以て（明治十六年）開始せられたのであつた。此の競争に於て最も激烈な争闘を演じたのは東京・神戸間、東京・四日市間の兩航路であつた。三菱獨占時代の運賃を見るに、東京神戸間は下等が五圓五十錢であつたのに、競争が激化するに従つて漸次引き下げられ、一圓五十錢、一圓、更に七十五錢に低下したが、遂には五十五錢まで下落したのであつた。此の如く運賃を極度まで値下げしても尙ほ互に譲らぬ兩社は、已むを得ず更に景物を出してまで旅客の歡心を買はうとする様になつた。當時陸上交通の發展が甚だしく幼稚を極めてゐたので、此の東京神戸、東京四日市の兩線は日本の交通上の根幹をなすものであつた。従つて此が争奪戦に勝つ云ふことは單なる面目問題だけではなく、全體的な勝利を確保する道であつた

のである。勢の激する所、兩社ともに營利を度外視してかゝらねばならなくなつた。それは單に運賃や接客上の競争ばかりでなく、速力の競争にまで及んだ。神戸を相前後して出帆した兩社の船は、紀州沖から遠州灘へかけて、後になつたり先になつたり、まるでボート競争を演ずる様な騒ぎをした。何れが先に東京に着くか云ふ競争意識から、客も乗組員も船長も全く一緒になつて狂奔したのである。船が紀州灘に差掛る頃には、汽罐の火力で煙突は眞赤になり、船内は灼熱百度の地獄の苦しみさまで云はれたのであつた。陸上から此の兩社の競争振りを見るに、全く火龍先を争ふて走る云つた状態で、到底今日の時世では想像も出来ないものであつた。此の如き無謀な競争を続ける以上、兩社とも多大の損害を蒙り赤字の爲に自滅するより外はなかつた。歸する所は双方が何處まで損をして行けるか云ふ一點で、勝敗の決が岐れるこゝになつてしまつた。従つて兩社當事者の苦心と焦慮は並大低のものではなかつたのである。

殊に彌太郎にまつては三菱會社の運命を賭けるにも等しかつた。共同運輸の間に白熱的な海上競争を演ずる半面に、既述の如く自由新聞並に自由黨の全國的な三菱攻撃の激勢に反撃しなければならなかつたのである。眞に腹背に敵を受け、而も其の健康さへ害はれたので、彼の苦悶は深刻を極めたのであつた。然し彼は牢固として最後の五分間を死守すべく、此の勁敵を仆すこゝ

に秘策を練つた。彼は庶務課長二橋元長をして、次の如き布達を各支社になさしめたのである。

(明治十六年八月十日)

「拜呈、御存知之通り一二年來商業ノ不活潑ヨリ本社ノ營業モ亦大ニ其影響ヲ蒙リ、本年ニ至リテハ特ニ甚シク、九重丸、隅田丸之如キ不慮之損害ニ遭遇スル等、實ニ困難ノ極ニ有之候。此儘在再行過ギ候テハ、不識々々本社自滅之外無之、就而ハ社員一同協力シテ、非常ノ省略ヲ主トシ冗費、冗員ヲ省クハ勿論、都テ當然ノ事ニテモ此際痛ク節減スルノ外、他ニ法策有之間敷ト存候間、此ノ趣意ヲ以テ萬事ニ注意シ、憤發御盡力相願候。而シテ此義ニ付テハ、廣ク社員之意見ヲモ承リ度ニ付、各支社各船ニ於テ、各自見込無腹藏書面ニテ本社へ申立候様致度、此段御照會候也。」云々。

一言も共同運輸會社の事に觸れてはゐないが、此の通達は明かに三菱會社の非常時を物語るものである。

二

此の競争は翌十七年に至り益々熾烈を極むるに至つた。當時の東京日日新聞は次の様に述べてゐるのである。

「今の爲體にては一ヶ年兩社の損耗は百五十萬圓では止まるまじく、寧ろ損の少きを云はゞ、船を空しく碇泊させて置くが第一にて、空船に石炭を焚いて、神戸まで往復するが第二に居るべく今日の如く人に貨物に、其運賃を糶下げて航海をなすは、損耗の極度なりとす。此の競争今一層甚だしくば、汝が船が堅牢か、己の船が丈夫か半の角合をなす如く、船角力をこらせて、一方を叩き毀つにあらざれば止むまじと云ふ人ありしが、或は然らん歟。」(白柳氏著岩崎彌太郎傳より轉載)

此の評言を見ても判る通り、兩社の競争は全く狂的になつてゐる云ふより外はなかつた。それは何人の眼にも共倒れの悲惨事を想像せしめるに過ぎなかつた。如何に政敵大隈を倒し、且つ己れの繁榮を永久たらしめようとしたは云へ、折角發達しかけた日本海運業の崩壊を促すが如きは言語道斷の所置と云はねばならない。殊に政府は三菱に對しても補助金を與へ、共同運輸に對しても保護を加へてゐたのである。然るに此の兩社を互に反撃競争せしめて、共倒れを必至ならしめるに至つては、何んの爲に兩社を補助してゐるのか判らなくなるのである。始めの中こそ横手を打つて面白がつてゐた民間有力者の中にも、眞面目に此の形勢を憂慮する者が現はれて來たのであつた。全く兩社の争鬪戦は益々悪化し、深刻化して底止する處がなかつた。従つて其の

疲労困憊振りも言語に絶し、ただ倒潰を待つに等しかった。

彌太郎は兩三年來の不眠不休の働きにひきく健康を害し、病辱にあつて社員を督勵し、幹部を叱咤して敵の死命を制そうと焦つたのである。さらぬだに發作性のあつた彌太郎は、此の頃に至り急激に物事に對し亢奮し勝ちになつた。神経も失り屢々狂氣じみた言動を示す様なこゝもあつた。此事は三菱陣營にまつて一抹の不安を漂はしたのであるが、弟の彌之助及び創業の功臣川田小一郎、莊田平五郎等の協力に依つて聊かも業務上に事を缺かさなかつたのである。たゞ既述の九重丸、紀伊國丸の海難に續き、十六年には黄龍丸の遭難や熊本丸の衝突があり、十七年には廣島丸、須磨の浦丸の衝突等が續き、全く内憂外患交々至るこゝ云ふ状態であつた。此の海難は十八年にも續き、蓬萊丸の坐礁、名護屋丸の衝突、赤龍丸の破壊等があつた。

然るに敵手は政府の積極的な保護を以て武器とする新會社だけに、三菱も往年群少諸會社を征服した如く積極的に拮抗するこゝ云ふよりは、事毎に消極的な地歩を辿らねばならなかつた。「三菱危し」の聲は自由黨の妄勢に拍車づけられて、何處にもなく人々の口の端に上るようになった。

然し事實は三菱よりも敵手の共同運輸の方に一層深刻な打撃を及ぼしてゐたのであつた。十七年の下半年には、嘗ては素晴らしい勢で賣出された會社の株が、いつのまにか三十圓弱みに（五十圓

拂込）低落し、株主は先きを争つて賣り始めたのである。

元來共同運輸の中心人物は益田孝と澁澤榮一であり、彼等は藩閥政府の後援を除外しては獨力を以て三菱と對抗出来る人物ではなかつた。然るに此頃に至り民間識者の批難と政府部内の勢力關係から、此の愚かしき競争を擧げするものが政府自身の中に生じて來たのである。一概に閥族政權とは云へ、薩と長とはもごく犬猿もたゞならぬ關係にあつた。改進黨や自由黨に對する場合にこそ、共同の敵として互に協力を惜しまなかつたもの、元を洗へば、犬と猿の寄合世帯である。殊に政府部内には嘗て大久保の征蕃論を大隈と共に支持した西郷從道があり、而も彌太郎は此の征蕃役に際し卓越せる手腕を發揮して蕃地征服を容易ならしめてゐるのだ。（第五章既述）如何に閥族打倒の驍將大隈を擁護してゐるこゝは云へ、西郷にまつては彌太郎は單なる路傍の人ではなかつた。薩閥にまつて大隈を驅逐し三菱を或る程度まで膺懲するこゝは彼等の勢力維持に必要であつたにしても、三井資本と密接な關係を有する長閥とは趣きを異にしてゐた。共同運輸をして完全に三菱征服の目的を達せしむるこゝは、必然的に長閥の勢力を絶對的なものたらしめるのである。殊に井上馨が外務卿の地位から品川彌次郎を指揮し、農商務卿の西郷を無視するが如き行動をこゝは、薩派の快く思ふこゝではなかつた。而も對三菱との戦闘は彌太郎の頑強な

闘志に阻まれて初期の如く成果を納めることが出来なかつたのである。最初の昂奮はやがて倦怠なる時期が来た。薩派は此の愚かなる競争の發頭人をそろ／＼批難し始めたのである。政府側に此の如き分裂の徴が現はれて来るこゝもこゝ／＼獨力で對抗するだけの實力のない澁澤等は狼狽せずには居られなかつた。上下一致、眞に異體同心の妙を發揮する三菱側に勝利の曙光のほの見えて來たのも當然であつた。共同運輸の背景をなす政府が動搖し、而も株價が低落して市場に賣出されるのを見るに及んで、三菱側は思はず最後の勇を奮ひ起した。彌太郎は幕僚を指揮して此の賣出された株の買収にこりかゝつたのである。彼の奇手は正に敵の心臓を貫くもの云ふ事が出来る。共同運輸の株を過半数占めて、その會社の死命を制そう企てたのである。而も一方に於ては、三菱はもう船舶事業に見切りをつけて廢業する云ふことを宣傳せしめた。當時朝鮮の風雲が急で、我國に對する態度も日増に暴慢を極め、何時變亂を見るかも判らぬ云ふ状態であつたので、いざとなれば三菱の手を借りねばならなかつたのである。此の實狀を看取して、巧みに浮説を飛ばして政府を威嚇したのであつた。此の宣傳は相當に政府の心膽を寒からしめた。同時に共同運輸側をして「三菱の倒潰近きあり」を錯覺せしめたのであつた。此の錯覺は、知らず知らず彼等をして三菱に對する警戒を弛緩せしむるに至つた。

彌太郎を中心とする三菱側の策戰の巧妙さは正に政府及び共同運輸を翻弄するの觀があつた。兩社共に極度に疲弊してゐたことは云へ、三菱側には上述の如くかなりの餘裕があつたのである。世の彌太郎傳は、此の共同運輸との對戰に於ける三菱側の損害を過大視し、明治十七年には其の損失六十數萬圓を記述してゐるが、事實はそんなに多くはなかつた。彼等は賢明にも持久戰の覺悟を以て、寧ろ消極的な戰法で應戰してゐたので充分の餘力を藏しゐたのである。試みに明治十四年度より明治十八年度迄の同社の損益勘定書を掲載して見よう。(收入の部)

科目	明治十四年度	同十五年度	同十六年度	同十七年度	同十八年度
助成金	二八〇 <small>千円</small>	二八〇 <small>千円</small>	二七八 <small>円</small>	二六八 <small>千円</small>	二〇一 <small>千円</small>
荷物運賃	三、五六一	三、〇七四	二、二四二	一、七四八	八八四
船客運賃	一、〇二七	九〇七	八一七	六四四	四七二
各船雜收入	九	一六七	二〇	一一	—
船下船收納	二九	六八	七六	九一	七二
雜收入	三八	一一七	六三	七〇	七〇
地所家屋收納	九	七	八	—	—

特種 收納	二二四	七七	九一	一一四	四八
交換 收納	六二五	一一〇	六三	—	二〇〇
△ 收入 合計	五、八八一	四、八八九	三、七三五	三、〇二六	二、〇一九
△ 支出 合計	五、〇八五	四、三二九	三、七八一	三、二四三	二、二二六

【備考】 荷物運賃の中には政府荷物運賃を含まず、各船雜收入とあるものの中、明治十五年以降は御用船運賃のみである。

— 宿利重一氏著『莊田平五郎』より轉載 —

右表の如く僅か五年間に荷物運賃は四分の一に減少し、船客運賃も二分の一以下となり、更に収入と支出を對照すれば年々著しい減少を示し、明治十六年度からは缺損を續けてゐるのであるが、決して世評の如く莫大なものではない。明治十六年には四萬六千餘圓に過ぎなかつた赤字が十七年度には二十一萬七千餘圓となり、十八年度には二十萬七千餘圓を示してゐるのである。此の儘に推移すれば破産か倒潰かと思はれたのも無理はないが、あの激しい競争の中で、これだけで喰ひ止めたことは推賞に値するもの云はねばならない。若し世評の如く最後のきたん場まで落ち込んでゐたしたら、對戰初頭に於て年賦償還金を百餘萬圓も投げ出したり、後述する如く百三十餘萬圓の金を政府にまもめて叩き返す様な放れ業が行はれる筈はないのである。世傳が損

害を過大視するのは、彌太郎の深謀に眼をそむけようとする爲に云はねばならない。

三

その頃、自由黨の三菱攻撃は如何に云ふに、それは後藤の才腕に依つて鮮かに鎮靜せしめられてゐたのである。

板垣と後藤が洋行から歸つて來た時には、自由黨は擧げて改進黨と三菱攻撃に熱叫してゐたのであつた。板垣も後藤も今更の如く自分等が何人の手に依つて踊らされたか云ふ事實を知る事が出来た。然し二人とも正面から堂々留守中の幹部を攻撃する事も出来ず、又三菱の窮状を見通す事も出来なかつた。殊に彼等が歸朝した頃から政府の自由黨に對する處置は頗る峻烈を極めて來た。自由黨が三菱と大隈攻撃に熱中しはじめた頃は「我事成れり」と喜んで政府ではあるが北海道より九州に至る其の急速な勢力の伸張を見て尠からず脅威を感じ始めたのである。自由黨が如何に大隈や三菱を攻撃したかは云へ、黨そのもの、根本主張は自由民権であり、藩閥政府打破である。自由黨の勢力の伸張は結論に於て閥族の臥城を震撼せしめずにはおかないのである。されば政府は自由黨の全國的な人氣が、眞に牢固たる基礎を形成せぬ中に変わり取らねばならなくなつた。大隈や三菱の悪聲を全國的にぶち撒いた後は、其の利用價値は政府にまつて殘滓と等し

いのだ。それと反對に彼等が大衆から信頼され好意を持たれると云ふ事は、新なる敵國を築き上げることになつてしまふのである。こゝに於て政府は、利用するだけしたら、一日も早く此を片付けねばならぬと決意を固めた。講談にある「下郎は口さがないから」と云つて、御用すみの共犯を謀殺するのと同じ手である。既に共同運輸會社は開業し華々しく一戦を交へ始めた以上、最早自由黨の宣傳も必要となくなつた。そこで、政府は俄かに彼等に對し峻烈なる彈壓を加へ始めたのである。如何にも官僚らしい悪さであつた。此の官憲の陰險手段は屢々地方黨員の過激な行動を挑發したのであつた。

後藤は此の大勢を見て尠からず心を痛めた。彼の頭には三菱攻撃の轉換と激憤する地方黨員の不滿を轉化さす方途が幾つも描かれては消えた。丁度其の頃、朝鮮獨立黨の志士金玉均が來朝し金力と兵力を我國より借りて一舉に改革を斷行せんことを企て、ゐた。その前年には（明治十五年）井上の濟物浦條約で有名な例の我公使館燒打事件もあり、引き續き朴泳孝、金玉均等の獨立黨員の來朝もあつて、我國との間に頻繁なる交渉が行はれてゐたのである。金の再度の來朝は清國政府が積極的に事大黨を援助する結果、獨立黨が全く手も足も出ぬ窮地に陥つたので、それを打開するに同時に朝鮮の改革を斷行する爲めに、我國朝野の支持を得ようとしたのであつた。後藤は

巧みに此の金の來朝をさらへて自由黨の轉換を策したのである。白柳秀湖氏の財界太平記は次の如く之を記述してゐる。

「……金は先づ之を井上外務卿に説いたが、井上は支那との關係を憚つて容易に金を援けようとはせぬ。金は失望して之を福澤に訴へ、福澤は金の爲に後藤を推し、今在野の政客中此相談に與つて獨立黨の力となり得るものは後藤を措きて他に其人なしとした。それは後藤が歸朝して間もない日のここで、留守中燎原の火やうに擴つた自由黨の改進黨及び三菱攻撃を、何うして消止めたものか、途方にくれて居る際であつた。金から獨立黨援助の相談を受けた後藤は直に、岐阜の一件以來、些か持て餘し氣味となつて居る過激な自由黨の壯士どもを朝鮮に逐ひやつて、一には三菱攻撃の鋭鋒を外交問題に轉ぜしめ、又一には板垣を大西郷の覆轍から脱せしめることの妙策に想ひ至つた。其處で後藤は即座に金の懇請を諾し、約するに金にして若し國王から朝鮮改革の事は一切を舉げて後藤に一任するの密勅を得來らば、自分は百萬圓の資金を調達し、同志の壯士を率ひて朝鮮に赴き、一舉にして雜輩を掃蕩し、非常の改革を斷行して八道の民を安んじ、半島獨立の基礎を確立すべきを以てし、且つ國王の委任狀にしてなくば他日或は群小の妨害に遭つて行動の自由を失ひ、大事の將に成らんとするの日に於て、惜敗の懼なきを保せず、金にして

眞に後藤を信頼せば、先づ國王に乞ひ、密勅を奉じて來るべきを告げた。金は踴躍拊舞して後藤の厚意を謝す……云々」云々。

後藤は此の韓國改革運動を利用して自由黨壯士の鋭鋒を外交問題に轉化し、併せて彼等の胸中の鬱憤を晴らさせようとしたのである。彼は自由黨幹部の目ほしいものを一人々々其の陰謀の中に捲き込んで行つた。折から安南事件に關して佛國と清國との間に風雲の險はしさを漂はせ始めたのを好機に、彼は東洋の空を蔽ふ戰雲を指して、八道の民を安んじ半島より清國の勢力を一掃すべきの時だど煽動したのである。血の氣の多い連中は此の後藤の壯途に眼を丸くして喜んだ。後藤の此の韓國改革運動の第一歩は自由黨壯士の處分に困つた爲だとも思へるが、それは決してそれだけを目的としたのではない。彼はもろく豪放な人物で日本の將來を洞察し、一舉に其の發展の障害物を芟除しようとして考へてゐたのである。維新の功臣中比較的不遇の中に過して來た彼にまつて、全く久し振りの活天地が開けて來たやうなものであつた。彼は眞劍に此の計畫の達成に心を砕いた。彼が佛國公使サンクキツチと謀議し、百萬圓の資金調達と軍艦使用の便宜を得べく密約を締結したこみや、自由黨員中の慄悍決死の壯士を募つたり、或は會津の小鐵の義氣に訴へて頑強な博徒數百名を何時でも動員し得るやうに手筈を調へたこみなきは、本書と何んの關係

もないので省くが、後藤の豪放大膽なる策略は遺憾なく發揮されたのであつた。

註 此の間の経緯は白柳秀湖氏の『財界太平記』に最もよく詳述されてゐる。

後藤が金玉均から依頼を受けたのが明治十六年の秋で、佛國公使との間に密約の成立したのが十七年の半頃のこみであつた。既述の如く十六年の後半頃より政府は自由黨に對し苛烈なる取締を演じ始め、地方黨員は官憲の陰險なるスパイ政策に包圍されてゐたのである。有名な福島疑獄事件を筆頭に、高田の天誅組事件、茨城の加波山事件、村松愛藏の飯田事件等、地方黨員の革命的行動が續出したのであつた。官憲の彈壓に併行して、後藤の陰謀は深く自由黨内に根を下したのである。自由黨に對する政府の強烈なる侵襲は、何時彼等を爆發せしめるかわからなかつた。上述の如く、後藤は此の危機を對外問題に轉化するこみに依つて避け得らるゝものも信じた。彼の術策は的中し、黨員の鋭鋒は鮮やかに轉換せられたのである。彼等の興味は外交問題に集中される様になつて行つた。かくて偽黨撲滅、海上政府退治の絶叫は日に日に減退し、而も板垣や後藤が三菱攻撃を避けようとしてゐるこみも判つて來たので、明治十七年に入るこ此の三菱攻撃は全く鎮靜に歸してしまつた。

此に於て三菱は自由黨の猛烈な側面攻撃を脱するこみが出來た。明治十七年の半頃からは全く、

其の全勢力を傾けて正面の敵共同運輸と戦ふ事が出来るようになった。三菱は消極的な戦法を一擲して、堂々半官半民組織の共同運輸を粉碎にかゝつたのである。而も既述の如く政府では薩派が動搖し始めてゐるのだ。かくして三菱側には勝利の曙光が輝き始めたのである。

此年十月二十九日には、自由黨は一先づ大會を開いて黨を解散したのであつた。次いで改進黨にも解散の議が持ち上つたのであるが、沼間一派が反對したので解散説を主張した大隈重信、河野敏鎌、前島密、北島治房等の改進黨創立者達が聯袂して黨を脱退するに至つた。彼等が一時的にせよ政黨を放棄したことは、全く政府の惡辣なる彈壓の爲めであつた。例の集會條例が政黨の地方支部を禁じ、本部と支部との通信聯絡を絶つたことは、殆んど禁止命令にも等しかつた。されば、此の如き惡法暴令の下に強いて形骸を維持することは無意義だ云ふのであつた。

自由黨壯士鎮撫の裏に後藤が居たことは、その解散と大隈の改進黨脱退をも、盡く三菱のさしがねの如く世人から斷定されるのであるが、若し然りしすれば、彌太郎彌之助の智謀は正に量り知れざる底の深さ云はねばならない。

註、後藤の韓國改革運動の結末に就いて、本書には關係のないことであるが略記しておかう。彼が百萬圓の資金も整ひ、軍艦の約束も成り、義勇兵の調達も出來たのに、金玉均からの朝鮮國王の委任狀は來

なかつた。然る中に、後藤は偶々伊藤博文と會談し、話のはつみで此の警拔なる計畫を詳細に打明けてしまつた。伊藤は大いに驚き表面は後藤に賛成しながら、秘かに井上を訪れ後藤の計畫を告げてしまつた。伊藤井上の兩人は熟議の上、此の後藤の計畫を出しぬいて、功を政府に收めよと云つた。竹添公使を召喚し急遽對韓政策を一變し獨立黨援助の方針を投じたのである。然るに竹添公使が功を急ぎすぎた爲めに失敗し、十二月四日には我公使館は焼かれ、軍隊は弄殺され、居留民も甚だし凌辱を蒙ると云ふ國辱事件を現出した。こんなわけで、後藤は政府に先手を打たれたので己むなく計畫を放棄してしまつたのである。然し、此の事を白柳氏は後藤が權謀を弄して巧みに伊藤に賣りつけたと評してゐるが、筆者は狡猾な伊藤や井上が巧みに後藤の計畫を奪つたものと見るのである。竹添の失敗は彼自身が功を急いだと云ふよりも、伊藤や井上が功を急いだ結果だと見るのである。井上が此事件後、後藤に頭が上らず、共同運輸の屈辱を傍觀する様になつたのも、折角の後藤の計畫を奪ひ而も大失敗を演じた爲である。白柳氏は井上が、後藤に對して恩をきなければならなくなつたと云ふが、此の計畫を賣りつけられたとすれば、失敗したのに恩を着るほど井上は善良ではない。筆者は井上は後藤に對して恩を着るよりも、頭が上らなくなつたと見るのである。筆者も結論に於て、此事件以來後藤が長閑との間に新しい關係を生じ、井上を抑へるようになったと見るのであるが、後藤が獨立黨援助の對韓政策を賣り付けたと見る事には反對である。豪放な後藤が一世の放れ業を演じようとしてゐた時、其の成功を確信してゐればむさ／＼賣渡す筈もなからうし、不成功を承知とすれば、伊藤ともあらう者がそんな愚舉に賛成はすまい。伊藤や井上があはて、此の計畫を奪ひ、功を盜まうと

したことは、後藤の賣渡説を否定する事實ではないか。後藤はたしかに權謀家であるが、若し賣渡すとすれば大きな代價を求めたであらう。然らずんば協力して、國家の爲に伊藤等を後援し、もつと萬全の方策を執らしたと考へる方が順當ではないか。筆者は伊藤等が後藤に煮湯を呑ませ、遂に自ら失敗を演じたと見るのである。白柳氏の説に従へば、上面を撫で、後藤を磊落で物事に頓着せぬ男と見る錯覺となるかも知れないが、筆者は後藤よりも遙かに伊藤の方を陰險な悪性の人物と見る。後藤はつまり伊藤の誘導説問に引つかつたのである。

四

明治十七年の暮になるに、共同運輸の株は過半数三菱の掌中に握られてしまつた。全く共同運輸の死命は制せられた形である。此に於て三菱側は盛んに兩社合同の機運を促進すべく煽つた。上述の如く政府側にも共同運輸の中にも動搖の色が濃厚化されてゐたので、三菱の策戦は着々功を收めて來た。品川の無謀な作戦を批難する聲が日増に高まるに同時に、政府部内にも會社部内にも競争の非を鳴らす者が續出しはじめた。遂に兩社合併の輿論が翕然と起つて來るようになつてしまつた。合併論者は主張した。

「三菱が獨占の權利を占めて横暴の極にあつたのは甚だ悪いが、然し之は三菱のみの罪ではない。政府が初めに莫大なる補助金を三菱に與へて其の勢力を強めたのは、これに依つて日本の海運業

を獨立させ、外敵を驅逐することを目的としたのである。今三菱が大をなしたのを見て、急にこれを撲滅しようとするのは、當初の目的を無にするものだ。正すべきを正し、矯むべきを矯め當初の目的に副ふようにすればよい。何を苦んで自ら嘔み育てた兒を壓死させねばならないのであるか。たゞへ三菱撲滅の目的を達成して、共同運輸が海上制覇の權を得たところで、後日にはこれが又三菱の二の舞をやるかも知れぬ。獨占事業の弊を矯めんとして、更に新らしき獨占事業を造るが如き愚策が何處にあるのか、又兩社が競争に疲れて、共倒れとなつたら何うするのであるか。日本の海上權は忽ちにして外國汽船會社の手に移り、延いては日本國運の消長にも關するこゝ、なるのは火を見るよりも明かである。此際宜しく兩社を合併させ、兩社の首腦者を集めて新會社を作り、互に相制し相助けて、獨占暴利の弊を矯めさせるようにするのが、國策として當を得たものではないか。」

此の論據に對しては何人も反對する事が出来なかつた。品川彌次郎は澁面を作つて此の合併論に聽從せねばならなくなつた。天下の輿論も亦此の正論に左袒するようになってしまつた。考へてみれば、此の事は最初から判りきつた事で、岩崎彌之助が共同運輸の成立に對して抗議した時既に充分に此は語り盡されてゐたのである。當然にも此の愚戦を強行した連中は兜をぬがねばな

らぬ時が来たのである。嘗ては閥族官僚に踊らされた輿論が、一轉して政府を批難し始めた事實を擬視すべきである。輿論は常に此の如く御都合主義なもので、それは常に否定の連続である。輿論が白熱した時は即ち其の輿論の否定への第一歩で、冷却をまつて新たな輿論が勃興するのである。こゝに輿論の危険性があると共に、人心を指導するもの、重責がある。我々が常に眞の意味の賢良の育成を希求するものこれが爲だ。

かくて明治十八年一月十三日、政府は遂に三菱共同運輸の兩社に内諭して競争の弊を説き、其中止を勧告すると共に、次の如き四ヶ條の協定原案を示し、兩會社停戦の斡旋役をつとめることになつた。

- 一、兩社にて運賃を同一に取極め、相互に妄りに増減せざる事。
- 二、汽船問屋は兩社にて共通せしむべき事。
- 三、兩社の汽船の速力は其筋にて定めたる制限以上を駛走せざる事。
- 四、同日同時の出帆をなさざる事。

これと同時に農商務卿西郷從道は三菱側から岩崎彌之助、川田小一郎、莊田平五郎の三名（彌太郎は絶対安靜の病狀で動けなかつた）共同側からは遠武秀行、小室信夫の兩名を召喚し、外務卿

井上馨列席の上で懇論する所があつた。兩社は此の政府の調停に應じ、更に日を期して協定案を練つた。三菱側からは、莊田平五郎、内田耕作、岡崎惟索の三名、共同側からは、遠武秀行、小室信夫、宮路助三郎、徳見淳三郎の四名が代表として出席し、二月五日には遂に協定案を決定し兩社々長連名の上で之を農商務省に届出たのである。其の協定の要點は次の如きものであつた。

第一、運賃の額を定むること。

右異存なく申合せ相整ひ候。其中、現今存在の約定、荷物運輸に限り、兩社共約定定期限中は其儘履行可仕、又今後雖も、定得意の荷主、又は一時多數積の荷をなす荷主に對して、兩社共同の方法を以て、若干の割戻をなすことに決議仕候。且運賃定額を始めし、荷物方積斤量、石數等、同一の定め方、荷物受渡場所の定め、荷物損傷の節辨金仕拂方、船舶貸切料等の儀は、協議の上取極め可申管に御座候。

第二、諸航路船時限を定むること。

右は、兩社の船舶海上にて走力を競ひ候危険豫防の御趣意に存候處、船舶出港の時刻を定むるには、着港の時刻を豫算して相定候事故、出港時刻を伸縮致候事、兩社等しく困難仕候に付海上走力競走の弊を豫防するには、汽船の走力に限りを付候方可然、其走力を定むることは管

船局の御裁定を仰ぎ候様協議仕候。

第三、船客貨物周旋營業人は兩社の附屬となす事。

右は兩社篤き協議仕候處、兩屬に致候時は、却て弊害可相生、懸念有之候に付、兩社も約東の關係を解き、一己獨立の營業者として、兩社一切其自由を掣せず、附與する口錢手数料等は兩社申合同一の額を限り可申事に協議相整申候。

第四、船長以下船員傭人に關する事。

右は兩社も異存無之、其傭入方法及水火夫給料額等の事は、尙ほ協議の上取極候筈に候。右熟議の廉々、御届仕候。此上細課目の儀は目今兩社協議中に御座候に付決議次第御届可申候。

郵便汽船三菱會社長 岩崎彌太郎

共同運輸會社長 伊藤 萬吉

農商務卿 西郷 從道殿

かくて協調實行の次には、二會社合併の段取りなることを豫想せしめた。三菱撲滅の主謀者達は、正に苦杯をなめるような立場に立つたのである。彼等は疲勞困憊の極に呻吟する共同運輸を眺め、彌太郎の頑強振りに驚嘆せずには居られなかつた。薩長閥族の聯合政府を背景とする敵

をこゝまで追ひつめた彌太郎の努力は全く血汐の滲むようなものであつた。奸惡な陰謀の毒矢は遂に彼の偉大なる智ミ力の爲めに遮ぎられたのである。

然るに此の協定書が政府に提出された時には、彌太郎の生命は將に其の雄々しい生涯を閉ぢようとしてゐたのであつた。三菱會社の首腦は其の病床に詰め切り、慌たゞしい空氣が岩崎家を蔽ふてゐたのである。稀世の英雄兒岩崎彌太郎は、其の太い男らしい眉の間に死の影を宿しはじめたのであつた。

これより先き、(明治十七年)神戸大阪を中心として、瀬戸内海の沿岸、四國其の他には多數の船主があり、其れ等も三菱對共同運輸の競争の餘波を蒙つて、やゝもすれば其の渦中に陥るので數年來相當の苦心を重ねて來たが、結局數十名の船主が共倒れになるより外に仕方がなかつた。こゝに於て大阪の有志達が急先鋒となつて、船主の合同に依る新會社設立に努力を傾けたのであつた。遂に十七年の五月一日、四十八の船主と九十三隻の汽船を擁して、新たに大阪商船會社が生れたのである。發起人の筆頭には「住友吉左衛門代理廣瀬幸平」の名が飾られ、住友と商船との深い因縁が結ばれたのである。これにも色々興味ある話があるが、本書には關係がないのでそれは省くこゝみにしよう。

第十一章 彌太郎の死と彌之助の活躍

三菱共同運輸兩社の協定書が滞りなく政府に提出された翌日、彌太郎の主治醫池田謙齋は最早や彌太郎の命が旦夕に迫つてゐる云ふ事を告げた。明治七年の秋以來一進一退を續けた彼の病氣も今は全く絶望の淵に臨んだのである。三菱創立以來十五年、營々として築き上げた彼の事業が、未曾有の危機を克服して將に凱歌を挙げようとする時に當つて、彼は儚なくも其の一命を失はねばならなかつた。

尤も明治十七年の後半期からは、殆んど日常の事務を見る事も出来ぬほど弱つてゐたのであるが、彌之助や幕僚等の輔佐に依つて其の業務には聊かも支障がなかつた。然し其の年の暮には治癒の望みが全く絶望である云ふことも告げられ、恐ろしい痛腫の爲めに、死は旦夕に迫りつゝ、ある云ふ事實も宣告されてゐたのである。此の事實を知つた彌之助始め幹部一同の心痛は筆舌に盡し難いものがあつた。たゞへ共同運輸が、内訌と疲弊の爲めに將に崩壊の運命にあつたことは

云へ、彌太郎の再起不可能の事實を知つたならば、何時奮起反噬せぬとも限らなかつた。大勢は三菱にまつて頗る有利に轉換して居ても、總帥彌太郎の絶望が知れ、ば如何なる形勢の逆轉をみるかも判らない。彌太郎絶望の豫告を受けた彌之助は、川田、莊田、豊川、吉永等の最高幹部達と謀り此の事實を厳秘にふした。本人はもとより一般社員にも知らせなかつたのである。

然るに遂に最後の日は來た。彌太郎の顔には明かに死の苦惱が現はれて來たのである。池田謙齋の診断は最早や一兩日を餘さぬ云ふ悲報を傳へたのである。漸く兩社協定の實現に安堵した幹部達も愕然として驚かすには居られなかつた。岩崎家からは密使を載せた俵が慌た、しく四方に散つた。後藤にも西郷にも岩村通俊にも林有造にも、彌太郎の最後の迫つた事が報ぜられた。

彌之助は病床の兄の耳に協定書提出の事實を報告した。此の報告を耳にするに、彌太郎は纔に眼を開いて『尙ほ油断なくやれ』と勵ますやうに口走つた。それは危篤の病人にも似はぬ力強さで、烈々たる闘志は未だ失はれては居なかつた。

此日彌太郎危篤の報が天聽に達し、多年海運事業の爲に盡した功績を嘉せられて、従五位を賜つたのである。翌七日の夕刻、彼は枕頭に侍る彌之助を顧みて、妻の喜勢子と久彌を病床に招くように命じた。喜勢子と久彌が病室に這入るに、彼は看護婦を始め病室に居た者を全部退席せし

めた上、彌之助を立會せて嚴かに苦しい息の下から最後の訓戒を與へたのであつた。此の訓戒は稀世の英雄兒岩崎彌太郎の全貌を躍如たらしめるもので、豪快な氣宇と美しい彼の魂を遺憾なく吐露したものであつた。

「喜勢も久彌もよく聽け！ 己もかうして永い間お前達の世話になつたが、モウ死ぬ時が來た。日本を世界第一の海運國とし、三菱會社の航路をして地球を横斷せしめようとする平素の抱負を盡く成し逐けずして死ぬのは如何にも残念であるが、併し己も人事の有らん限りは盡して、其目的の前に奮戦健闘した。多事多難の一生涯を顧みるに些か東洋男子の面目を發揮し得たものゝ信する。久彌！ お前は己の死んだ後、萬事を此の叔父さんに相談をしてやるんだぞ。叔父さんの息のある間は、決して自分ひとりで勝手に事を極めるんぢやないぞ……彌之助！ それからお前に頼んで置く。お前は己の死んだ後、必ず己に代つて三菱の社務を見てくれ……それからモウ一つ之は大切なことぢや、それは外でもない。今、己の使つて居る三菱會社の社員ぢや。此社員は三菱のあん限り一人も暇を出してはならぬぞ。老ぼれて役に立たぬやうになつても必ず食ふに困らぬだけの事はしてやれ！ それでないに三菱の事業は未永く繁昌せぬぞ……」云。（白柳秀湖氏岩崎彌太郎傳より轉載。傍點著者）

彼を冷酷無比の吸血鬼の如く罵る者は、此の烈々たる愛國の眞意と温情溢る、人情味に、今更の如く忸怩たらざるを得まい。彼は決して單なる精悍無比の實業家ではない。劍を學んで劍を捨て、文を學んで文を捨て、而してたゞ國家永久の繁榮の爲に己の榮辱を賭して其の蘊蓄を海運業に傾けたのである。齡三十にして故郷井口村の寒村に鋤鋏を手に不遇を託つた彼が、一度風雲に乗じて昇龍の如く雄飛するや、忽ち内外海運界を震撼せしめて、堂々たる地歩を獲得したのである。其の目的とする所は、大日本帝國の爲に世界航權を征服するにあつた。此の宿志の達成を見ず、彼は千秋の恨を抱いて死の斷崖に臨んだのである。此の英傑の心事を曲解し、偉業を蹂躪せん企て、無益な鬭争を演じ、遂に死期を早めさせるに至つたことは、實に明治財界最大の痛恨事と云はねばならない。彼の其の部下を思ふ心の優しさ、苦樂を共に分たうとする主従一如の精神の爽快さ、誰か岩崎彌太郎を以て白日下の強盜と痛罵し得るものか。

妻と子と弟に最後の訓戒を與へた後、彼はその母を病床に迎へた。彼は寸前の死を覺悟しながら、満面に笑を湛へて母に死別の悲しさを味はせまいと努めた。彼は苦しい息をこらへ、さも快よけに自分の病氣が全快に近いことを語つた。全快祝の話や、天候のこみや、老母の健康のこまに話を移して、飽くまで臨終の苦しさを隠した。然し其の聲には既に彼獨得の霸氣も失せて、端

がれた聲が人々の胸を強く打つのみであつた。

部屋は何時の間にか夕闇に暗く、寂寞の中に險しい彼の呼吸のみが重苦しく響いた。

かくて午後六時三十分、明々點された燈火のみに、彼は怒濤の如き其の生涯を終つたのである。死の直前、彼はたゞ一語「東洋男子」を叫んだと云ふ。幾度か苦難を乗り切り、幾度か敵艦を寒からしめた彼の満々たる闘志は、死の直前に至るも消磨されてはゐなかつた。炬火の如く輝いた彼の豪快な一生は、終に五十二才を以て其の終焉を告げたのであつた。

吉田東洋に依つた哺まれた積極的開國主義の理想は、彌太郎に依つて此の如き飛躍的な實果を結ぶこゝが出来たのである。彼は世界海上の支配者たらんとして及ばず、僅かに東洋波濤の支配者として瞑するに至つたのであるが、今日我が日本郵船の雄姿を思ふ時、そこに達成せられたる彌太郎の宿望を認めずには居られないのである。

明治十八年二月十三日、彼の遺骸は嚴肅な葬列に送られて巢鴨染井の墓地に葬られた。三菱會社は總帥の骸を葬つて此に新たらしい再出發の第一歩を迎へたのである。長い間沮喪せんとする社員の意氣を振起せしめたあの豪快な迫力の持主は逝つた思ふに、何もなく全社員は一種の寂寥さを感じずには居られなかつた。然るに此の社員の寂寥は忽ちにして拂拭せられた。亡兄に劣ら

ぬ二代目社長岩崎彌之助の登場は、全社員の憂愁を一掃せしめて餘りあるものであつた。

二

彌太郎の死後、幾何もなくして三菱對共同運輸の協定は破れかけた。彌太郎の死は共同運輸及び品川彌次郎一派をして頽勢挽回の好機到來と錯覺せしめたのである。あの頑強な彌太郎が居ない以上は三菱には最早や闘志もなく、忽ち屈服して來るだらうと考へさせたのであつた。其の心情の弄劣さは正に猶太人格の標本と云はねばならない。彼等の行動は協定を遵守せず、明かに三菱に再戦を要求するに等しかつた。此の險惡なる狀勢を看取した彌之助は、全社員に向つて奮勵を促すと同時に、政府に對し慨然として一書を上申し、彌太郎なき後の三菱の意氣を吐露したのであつた。

「亡兄岩崎彌太郎儀、政府優渥ノ御保護ヲ蒙リ、信任ノ厚キヲ荷ヒ、海運擴張ヲ以テ己ガ任トシ他日ノ成功ヲ期シ、必ズ恩遇ノ萬一ヲ可奉酬精神ヲ以テ拮据勉勵罷在候中、其事業目的ノ央ニ至ラズ、不幸中途ニシテ死去仕リ、彌之助儀不肖ノ身ヲ以テ箕裘ヲ承ケ、此ノ大任ヲ擔任セザルヲ得ザルノ場合ニ立至リ候。上ハ政府無限ノ恩遇ニ對ヘ奉リ、下ハ亡兄ノ遺志ヲ繼ギ、其事業ヲ完了仕度微衷ニ有之候處、政府ニ於テモ己ニ既ニ御諒承遊バサレ候通り、方今我國海運事業ハ恰モ

一大困難ノ時機ニ際シ居リ、前途悠遠、深ク懸念憂慮ノ至ニ不堪候。然レドモ徒ラニ今日ノ不幸ヲ歎ジ、將來ノ困難ヲ恐レ、苟且ノ所置ニ出候テハ不相濟儀ニ付、社中一同協力戮力、一層節儉着實ヲ旨トシ、將來ノ維持上ニ就テモ、政府ノ御趣意ヲ奉ジ、亡兄ノ遺志ヲ繼ギ、粉骨碎身誓テ此事業ヲ勉勵仕候覺悟ニ御座候。元來弊社ノ事業ニ就テハ、是迄政府ノ特恩ヲ以テ多額ノ金員拜借仕居候處、苟モ此恩遇ニ馴レ、返納ノ義務ヲ怠リ候テハ萬々不相濟儀ト、亡兄常ニ配慮罷在、特ニ臨終ノ際ニ至リテモ此邊深ク憂慮仕居候。幸ニ亡兄儀新船購入、故船修繕等ノ費用ニ充ツル見込ヲ以テ、多年苦銖ヲ積ミ、鎔ヲ累ネ、聊カ準備致置候金額有之、彌之助熟ツラ昨年來營業ノ實際ヲ以テ將來ヲ推測仕候ニ、萬一右ノ金額ヲ漫然消費スル等ノ如キ事有之候テハ、終ニ拜借金返済ノ義ヲ果シアタハザルノ場合ニ立至候半哉モ難計、然ルトキハ、上政府ノ特恩ニ背クノミナラズ下亡兄ニ於テモ九泉ニ於テ決シテ瞑目仕候間敷、俯仰寢食ヲ安ンゼズ、深ク憂慮ノ至ニ不堪候。就テハ目今遺存ノ蓄積未ダ全ク消耗セザルノ時ニ於テ、拜借ノ金額一時ニ取纏メ返納仕リ、亡兄ノ政府ニ對スル責任ノ一部ヲ果シ、而シテ向後海運擴張ノ責任ハ社中一同不屈撓専心從事仕度候。然ルニ右拜借ノ金額タル些少ニ無之、且其過半ハ銀貨ニ有之候處、嘗テ拜借仕リ候時ニ當テハ其位低キニ居候事モ有之、且此拜借金ノ内重ナル部分ハ、明治十年西南ノ亂ニ當リ軍團ノ命ヲ奉ジ

全ク急劇ノ軍用ニ供スル爲メ、電信ヲ以テ英國ヨリ買收セシ船舶ノ代價ニ有之、其船舶ヲ以テ聊カ國家ノ御用ヲモ相達シ候ニ付、旁々方今海運事業ノ困難ナルヲモ汲量被下、特別ノ御詮議ヲ以テ金銀ノ差等ヲ付ケラレズ、且ツ又年賦拜借金ヲ一時ニ取纏メ上納仕リ候ニ就テハ、有利息ノ分モ其歩合ヲ控除セズ、總ジテ一割利引ノ御計算ヲ以テセラレ、其金額ニ對シ七朱利付金祿公債證書額面ヲ以テ返納ノ義御許可被成下候様仕度、斯ク望外ノ歎願仕候ハ、決シテ弊社ノ素志ニ無之、實ニ慚愧恐悚ノ至ニ不堪候得共、單ニ政府ノ恩遇ヲ重ンジ、併セテ亡兄責任ノ一部ヲ完フセントスル不得止ノ精神ヨリ願上ゲ候衷情深ク御垂憐ノ上、願意御許可被成下候得バ獨リ彌之助ノミナラズ、社中一同難有仕合ニ奉存候。此段謹テ奉歎願候也。

明治十八年二月二十四日

郵便汽船三菱社長 岩崎 彌之助

大藏卿 松方正義殿

農商務卿 西郷從道殿

彌之助は彌太郎歿後に於ける政府の急激なる態度の變改を看取し、共同運輸側の背信を眺めて遂に徹底的に角逐して興亡の分岐を争はねばならぬことを覺悟したのである。彼は再戦の首途に

當り、堂々借金返済し、亡兄の志を繼いで正戦の地歩を頑守せんを試みたのである。此の出願は流石の品川をして頗る心寒さを覺へさせたのであつた。當時共同運輸は全く倒潰に瀕し、此上一ヶ年は持ちこたへられぬ状態にあつたのである。然るに三菱には百三十有餘萬圓の舊債を一時に完納し得る綽々たる餘裕があるを知つては、少からず狼狽を禁じ得なかつたのである。然しながら此の内心の動搖をおくびにも出さず、政府は平然として其の出願を受理したのであつた。此日（二月二十七日）三菱では大整理を斷行して冗費を節減し、且つ月給七十圓以上の者に對しては、如何なる功臣も一律に減俸を布達したのであつた。彌之助は持久の策を樹てるに共に三菱の興廢を此の一戦に決しようとしたのである。

然し彼は直ちに挑戦に應じようとはしなかつた。相手の不徳義に對し少からず不満を覺へながらも、彼は紳士として踏むべき禮節を守つた。彼は三月十六日に各支社に對し次の如き穩健なる通牒を發してゐるのである。

「今般政府ノ御示諭ヲ奉ジ、共同運輸會社ト約束ヲ結び、營業上競争ヲ除キ、双方相互ノ不利益ヲ除キ、候事ニ相成リ、即チ三月九日附第十一號ヲ以テ本務課長ヨリ通知致置候通りニ有之、此約束ハ双方共ニ徳義ヲ以テ確守致シ候筈ニ有之ニ付、我ヨリ不徳義ヲ以テ諸事取扱候義ハ決シテ

不相成候間、心得違ノ者無之様支配人ヨリ已下々々へ嚴重相示シ候様可被致、重要之義ニ付此段特ニ及御通知候也。」（宿利重一氏著『莊田平五郎』より）

彼は敵手の背徳の徵歴然たるを知りながらも、よく忍苦し其の反省を待たうとしてゐたのである。勃々として共同運輸側の不徳義に慷慨する部下を警めて、飽くまで協定を遵守しようとした心の宏さ、彼は和戦兩様の準備を整へておつた状態の進展を待ち望んだのである。更に二日の後には書を松方伯に呈し、我國海運界の現状を將來を論じて、萬全の策を樹立すべきことを建言したのである。彼の胸中には來らんとする鬭争が、如何に無益であるかを充分に知つてゐたのである。彼には自家の利、不利よりも、國家及び我が海運の將來の方がより以上に心にかつた。然るに此の高潔な心事も遂に財魔の醜態には通じなかつた。品川一派は彌之助の紳士的處置を怯懦と誤認し、今や三菱を仆すべきの時なりと妄斷して、暗々裡に共同運輸を煽揚したのである。彌之助は此の醜惡無反省の行爲に憤慨し、蹂躪せられたる協定の醜態を指示して、政府に左の如き通告文を叩きつけるに至つた。

「本年二月二十二日以來數度上申仕置候通り、共同運輸會社並ニ弊社營業上相互ヒノ不利益ヲ除キ候爲メ、運賃其ノ他協議ノ末約定書モ完結シ、即今實施仕居候。元來此約條ハ一月十三日農商

務省ニ於テ、内閣諸公列座ニテ、兩社正副社長及重立候者共御呼出ニ相成リ、兩者營業ノ損失ヲ患ヘサセラレ、忝クモ之レヲ救治セラレントスルノ厚キ思召ヲ以テ御懇諭被成下候御趣意ヲ奉體シ双方自己ノ利益ヲ保護スルノ點ニ付キ、最モ必要ノ義ニ候間、實地多少行ヒ難キ事情アリシニモ不拘、一意恩命ノ大礎ニ基キ協議ヲ整ヘ、結約仕リ候義ニ有之、爾後弊社ニ於テハ專ラ誠實ヲ以テ確守仕リ居候得ドモ、共同運輸會社ニ於テハ、政府ノ恩命且約條上ニ對シ候テモ、共ニ確守スベキ運賃ノ定額ヲ大ニ引下ゲ居ルノミナラズ、從前ヨリ特別運賃割引キヲ爲スノ約條アル荷主ハ、期限内不得止其儘繼續シテ通常ノ荷主ト待遇ヲ異ニスル事ニ協議ヲ整ヘ、双方取締リノ爲メ人名簿ヲ取換ハセ置キ候處、其人名簿中故ラニ人員ヲ増加シ、頗ル其實ヲ失フモノ有之、其證ノ二三ヲ舉グレバ、東京府下ニテ重立候荷主ノ内、吳服木綿商貳番組七拾名、金物商ニテ九名、其他此等ノ類ハ枚舉ニ遑アラズ、東京本社ノ下ニアリテ猶斯ノ如シ、各地各船ニ於テハ如何ナル違約致シ居リ候哉、實ニ意想ノ外ニ可有之、一時ノ過誤ハ固ヨリ之ヲ寬假スルモ、斯ク最初ヨリ故意ヲ以テ約條荷主ヲ増加シ置キ、陰然其働キヲ逞スルノ精神有之上ハ、弊社ニ於テモ到底此ノ約定ヲ固守シテ營業ヲ保護シ得ルノ目的無之、就テハ一月十三日御懇諭相成リ候政府ノ恩命ヲ重シジ獨リ弊社ノミ誠實ニ約束ヲ墨守シ、今日ノ商業社會ニ立チ、一日モ安シテ此營業ヲ保全スル

ノ目途無之、若シ勉メテ之レヲ守ランカ、爲メニ舊來ノ得意ヲ失シ、終ニ大ナル不利益ヲ來スベク同社ノ取扱ヒニ習ハンカ、營業上更ニ又競争ニ傾キ、困難ニ陥リ候哉モ難量ト深ク憂慮仕候得共、此ノ上萬々不得止次第ニ付、今後ハ弊社ニ於テモ共同運輸會社ノ取扱ニ對シ、運賃其他共渾テ臨機ノ處置ニ出デ候外無之候間、此ニ豫メ實際ノ事情ヲ上告仕リ置候。宜敷御聞置被下度、今回ノ如キ事件ヲ具陳仕候義ハ、實ニ恐懼ノ至ニ奉存候得共、一日ヲ猶豫スレバ營業上數千金ノ損耗累ホ候譯ニテ、實地不得止次第、幾重ニモ御諒察被成下度、此段謹テ上申仕候也。

明治十八年四月六日

岩崎彌之助

弄劣なる共同運輸の行動に對し、靜かに和戰の策を立て、情勢の進展を注目した彌之助は、益々跳梁する彼等の背徳に忍耐の愚を痛感したのである。彼は曩に當局の半強要的斡旋に依つて成した約條書の破棄を斷行すべき理由を詳述し、嚴然として之を政府に通告したのである。彼は遂に和協の道の斷たれてゐる事實を擧げて、斷乎として再戰の布告を叫んだ。期せずして全三菱は結束し、燃えさかる鬪志を抱いて此の醜弄唾棄すべき共同運輸の粉碎に立ち上つたのである。此の frontline に立つて三菱を統率する彌之助の胸裡には、亡兄の弔合戰をなすのだと云ふ念が眞赤に

燃え上つた。然るに共同運輸の方では、彌太郎なき三菱はたゞ霜露の日影を待つに等しと嘲笑つた。正に哀れなるぞ哉。燕雀は遂に大鷲の壯志を知る事が出来なかつたのである。

三

三菱興廢の分岐に際し、決然として全員を率ひた岩崎彌助は如何なる人物であつたか。筆者は先づそれを語らねばならない。

彼は嘉永四年正月八日に生れ、彌太郎より十六も年少であつた。其の幼少時代を、ハツ、彌太郎サキの二姉一兄と共に極貧の中に過したことは、既に彌太郎の少壯時代を語つた時に述べたが彼は三菱創立には關與する所がなかつた。長じて致道館に學び其の秀才を謳はれ、明治四年、二十一才にして驟然に米國へ苦學の修行に上つた。其時彼のポケットにはヘボンの辭書一卷を秘藏したのみであつた云ふが、其の度胸のよさは一寸他に類のないもの云ふ事が出来る。彼が在米中、三川商會は三菱商會となり、故國より報ぜられる彌太郎の輝かしい努力に少からず驚嘆の眼を放つてゐた。明治六年父の臥を聞いて急遽歸朝し、併せて副社長に就任、自來彌太郎を助けて三菱王國草創の難業に奮闘を續けたのである。明治七年九月二十一日健康を害した兄に代り、暫時彌太郎に代つて社務を總攝したが、續襲した商敵の猛撃を一蹴するに、彼の智も亦大きな貢獻

をなしたのであつた。精悍無比の兄に比して聊か柔か味もあり寡黙でもあつたが、其の豪宕の氣宇は又決して兄に劣らなかつた。彼の特徴は着眼點の鋭さ、よく隠忍して勝つ云ふ忍苦の魂にあつたが、部下を信じて一度任せた以上は決して渝らぬ云ふ信實さがあつた。彼も亦信念の人であり如何なる難關に處しても不屈する處なき強靱の意志を藏した。上述する如く共同運輸の不徳義に端を發して彼が堂々再戦を決意するに至る迄の忍苦と公正な言動は、よく此の間の消息を物語つてゐるではないか。而も智謀百出、常に一個の理想を胸中に抱いて、大勢を勇敢に彼の希望する處に赴かせずには置かなかつた。彌太郎の在世中は常に肝膽相照、猛進する彌太郎を支えて其の處置を誤らせなかつた。兄の歿後、彼が白熱的に三菱興亡の最後の戦を争ひながら其の間に悠々第十九國立銀行（後の三菱銀行、明治十八年五月二十八日に收む）及び其の他の事業を其の掌裡に收め、他日の雄飛をなす根基を据へたことは、如何に此の人の善謀と信念が、彌太郎の遺業を凝滞なく完成せしむるに力あつたかを知る事が出来よう。彼が鬪争の人たるばかりでなく、一種の柔か味を以て人心を引きつけたことは周知のことであるが、そこに所謂「守成の人」としての眞價が發揮せられたのである。かなり後になつてからの話であるが、次の挿話は彼の人間味を如實に物語るものとして恰好のもの云ふ事が出来よう。